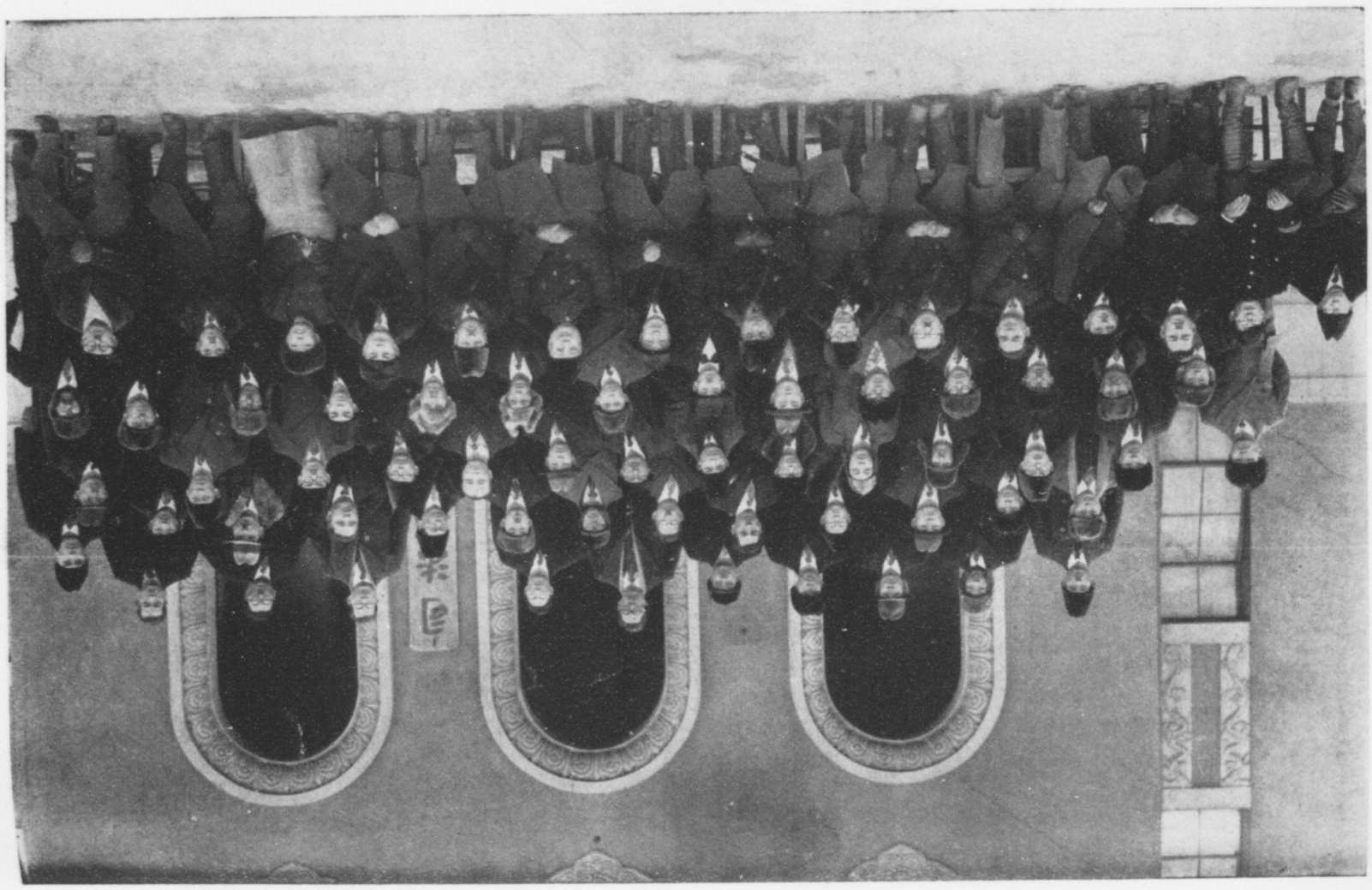
矯正図書館

刑政

第四十九巻　三月號　第三號

囚人心理の種々相（巻頭言）	正木亮	2
前科をめぐる刑事上の諸問題	正木亮	5
行刑自足の原則（二）	寺光忠	20
少年犯罪者の危険性の規定條件	近藤貞次	33
イタリアの新行刑制度（二）	キヤンター	52
新刊紹介		
海外時報		
雑報		

財團法人　刑務協會發行

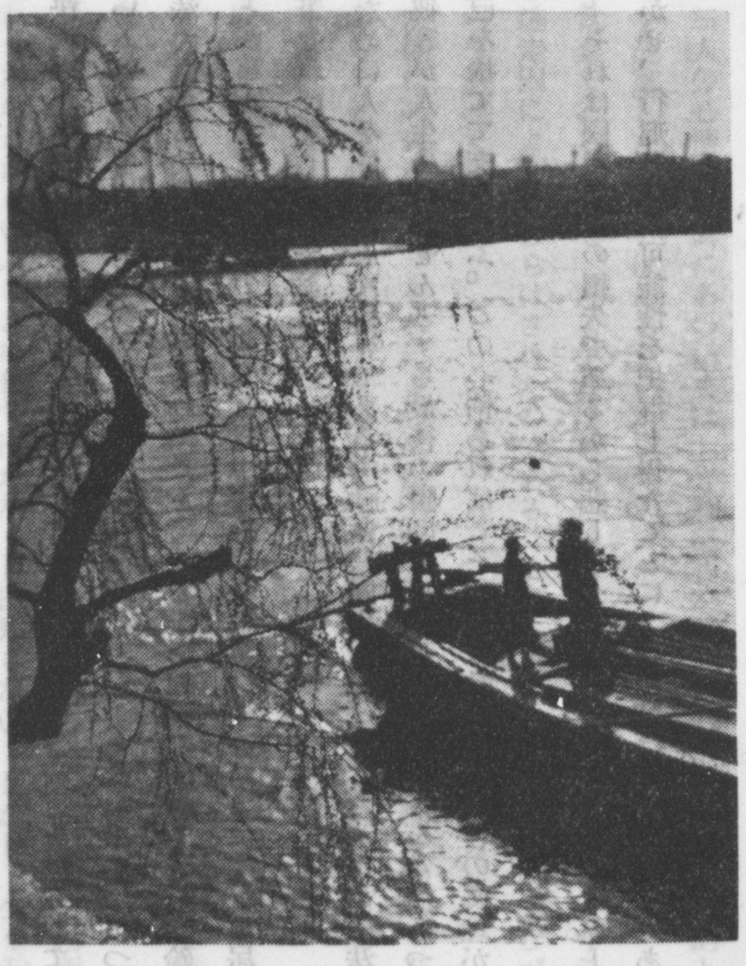


——官務刑務の任赴國洲滿——

矯正図書館

矯正図書館

刑政



第四十九巻
第三號

囚人心理の種々相

昨年の極月、かの快天丸が伊豆列島鵜渡根島で遭難したときの事情を當時一行を指揮して居た看守部長鈴木賢君が「話」といふ雜誌の中に細々と書いて居る。一行を萬死の中から救ひ出すに至つた鈴木君の功勞に對しては既に司法大臣から功勞章を附與せられたことであるから此處には省く。只、鈴木君が手記の中にものして居ることが事實とすればその窮狀の眞只中に於て吾人が信賴を捨てて了つて居る囚人の心に花の咲いたことを特筆せねばならぬのである。

彼等は自利我慾のために人をさいなんだ彼等である。社會共同生活を蔑視するがために法律を破つた彼等であつたが、その彼等が人生の破滅せんとする最後の瞬間に於て己が自由拘束を掌握しつつある役人の身の上を安んじ、自己を捨てて友を憂ふ。この心情あればこそ行刑は敎育であるとの眞理が生れて來るのである。

快天丸は沈沒した。それは國家財寶の損失であるから悲しむべきことではあるが、しかし、それによつて囚人の心に花を咲かせ、行刑敎化の可能性を把握し得たことによつて償はるべきものであるとわたくしは思ふ。

次に、昨年某所から三名の囚人が逃走した。恐らくこれほど社會的に喧騷され、戰慄された事件は空前であつたことほど社會は行刑を批難しこの三名の囚人をにくんだことであつたのである。肉をさいても飽き足らなさを感ずるその三名の囚人が捕へられて後日法廷に立つこととなつた。

法廷に立つた彼等三名は衷心世をさわがした罪を悔い且刑の重きを希つた。しかのみならず、彼等はその罪の己れにあることを强調して友を救ふことに努力した。甲は今回の事件が全く己れに發し乙丙が連坐せしめられたものであることを述べ且わびた。乙と丙とは甲をかばつて互に己れに重責のあることを主張したのである。この三人の心情こそ眞にあのいまはしき利己心を離れ、行刑が最後の目的とする共同精神の根本となる責任心を流露したものではあるまいか。

責任轉嫁は現世の常套である。而も、動もすればそれが上層に於て行はれ易いのに、今それと反對の現象がこのにくむべき逃走囚によつてあらはされたのである。この一事が囚人のこのにくむべき罪障を消滅するといひ得ぬであらうか。

逃走事件を惹起した罪は誠に深いが、それによつて贏ち得た行刑敎育の可能性。即ち、どんな囚人でもこの心を持つて居るからこそ敎化に邁進することが出來るのであるといふ行刑敎化の行衞を定め得たことがうれしい。

第三に、わたくしは檢事に轉じた最初の時に自動車强盜の犯人を取扱つた。その犯人は今此の强盜を働く二箇月前に某所から假釋放になつた男であつたのである。そして、その男の前の罪も自動車强盜であつたが、その假釋放になるや直に此の事件の爲に機を窺ひ始めたといふのである。

この囚人を假釋放にするに付てその刑務所がどんな觀察をしたのであるか、又その刑務所に於ける囚人の態度がどんなによかつたか否かといふことに付てはわたくしは知らない。しかし、少くともこの男がカモフラージして居たことは彼が釋放後直ちに此の事件の用意を始めたことによつてもわかる。

假釋放審査規程には囚人の阿諛便佞にだまされてはならぬと書いてあるが、現に、この場合がそれに當

るのではあるまいか。嘗てわたくしは假釋放に付ていましめて言つたことがある。懲罰を受けるやうな囚人は刑務所に愛想を盡かし二度と來ない決心を持つ場合があるが、假釋放を受ける囚人は再來の準備をする場合があると。この逆にあらはれる囚人心理を捕へることは六ケ敷い。然し之を捕へるところに刑務官吏の重責があり、職業の高尚さがあるのである。

わたくしはさきの逃走者の場合とこの自動車强盜の場合とを比較してむしろ後者の場合の重大なりしことを思はねばならぬのである。然も、今日の情勢に於て後者の事例に倣ふ假釋放は決して尠くない。假釋放の統計によれば成績は極めてよい。しかし、若も假釋放期間經過後を待ち受けて再び罪を犯すやうな犯人が多數ありとすれば假釋放の名の下に世を安堵せしめる刑務官吏の責や大きい。

とにかく、囚人心理はかくの如く、にくむべきに愛すべき狀態があらはれ、愛すべきににくむべき現象があらはれる。囚人心理の發見のむつかしさがそこにあり、行刑技術の中に於てこの發見方法の發達される必要がそこに生ずるのである。

昭和十一年二月二十三日

正　木　亮

前科をめぐる刑事上の諸問題

正　木　亮

目　次

一　はしがき
二　前科に對する國家理想の一
三　前科に對する國家理想の二
四　前科と社會法
五　前科の抹消
六　けつろん

一　はしがき

前科は犯罪人に對する刑罰の烙印である。名譽刑の概念を認めない今日の刑罰制度に於ては前科といふ獨立した刑罰はないが、然し、國民の感情に及ぼす影響はむしろ刑罰そのものより も大きい。

刑罰は犯罪人本人への價値であるが、刑罰から來る烙印は犯罪人をとりまく人人への價値を

生む。刑罰は法律が之を定めて一定の範圍に於て行ふが、前科は國民の感情、道德、習慣によつて色々に解され、色々に取扱はれ、一家一門を深淵にまで押し沈める力を持つ。

人は刑罰の一般豫防力を信ずるが、實は刑罰の後に來る所謂前科の力こそ犯罪抑壓の源泉であるのである。若し、刑罰に前科の力がなかつたなら恐らく犯罪の數は今日の程度には止まるまい。しかく、前科の威力の偉大なることをわたくしは信ずる。

然し、反面に於て、前科は自暴自棄の源泉ともなる。前科あるが故に彼及び彼の一家は世に白眼視せられるのみならず、入學に、就職に果ては婚姻にまで勘からざる制肘を受ける。そこに希望も向上もなくその生活は竟に破滅に導かれ行く場合が勘くない。われわれは現代を以て法治國と誇り、而して法治國の餘惠は罪九族に及ばないことであるとなすのである。然し、裁判所こそ刑の宣告を爲さないが、事實國民間には父の前科に對してその子に孫にまで、にくしみの刑を宣告するのである、刑の上では法治國であるが實質は決してさうではない。かくして、前科は再び犯罪の動機原因たり得るの可能性を持つのである。

前科の威力と犯罪釀成の可能性との矛盾、法治國思想の醇化等より考察するとき、前科問題が現代刑事政策の中核たるべきことを否定することは出來ない。その意味に於てわたくしは玆に敢て前科に關する刑事上の諸問題を蒐集して之が批判を試み度い。

二　前科に對する國家の理想の一

前科に對する國家の理想は前科を釀成しないことである。故に、國家の犯罪に對する今日の態度は「治療よりも豫防に重きを置くこと、なるべく「監獄に入れないこと」であるとせられるのである。治療よりも豫防に重きを置くが故に、犯罪原因と密接の關係ある未成年者禁酒法、斷種法等の如き社會法が漸く識者に省みられるに至つたのである。

なるべく監獄に入れないことを國家の理想とするが故に、近代に於ては刑事訴訟に於ける合法主義を捨てて便宜主義を採り、刑法に於ては執行猶豫制度をとり、更に英米に倣つて宣告猶豫制度をも是認せんとするに至つたのである。(一) 而して、我が國に於ける執行猶豫が懲役及禁錮に限定されて居るに對し、第六十七議會に提出された建議案には罰金の執行猶豫なるものがあつたが(二)その窮局の目的も亦罰金の前科すら可及的に消滅せしめ得る方法を與へることが國家の理想とされねばならぬといふことになるのである。

從來執行猶豫は被告人の改悛を基本として考察せられたものであつた。又短期自由刑の弊害を避けんとする刑事政策的見解に基いたものでもあつたのでその適用範圍は極めて狹いものであつたのである。しかし、犯罪の動機原因を考慮し、敍上したる前科を作らないところの國家理想を徹底せしめんとすれば、そこに刑罰の種類によつて區別する必要もなく、又今日の刑法に於けるが如く二年以下の刑を宣告する場合に限る必要はないのである。例へば、今日執行猶豫を爲し能はぬところのかの刑法第百八條の放火罪に付て考へよう。その動機原因等より考察して殺人罪と區別し得べからざる場合の多多あることを想像することが出來るのである。

この點に關して小野博士もいはれる、卽ち「刑が其の如何なる態樣に於ても之を受くる者にとつて一の害惡であり、之を用ひずして文化維持の目的を害することなき限りは之を用ひざるを可とするといふ根本理由に遡つて考ふるならば、之を自由刑に制限すべき、理由はない」と。(三)そこに博士も亦前科なきことがよりよき國家の理想であることを認めて居られるのである。

わが刑法に關する改正調査委員會總會決議に於て執行猶豫が三年以下の懲役又は禁錮の言渡を爲すときに爲し得らるることとされ、更に五百圓以下の罰金、拘留又は科料等に執行猶豫が認められたのは結局前科を釀成しないことの國家理想が一層擴大化されんとするに至つたものであるといふことが出來るのである。

(一) 刑法委員會草案第十一條に於て之を認め六月以下の禁錮、資格喪失、資格停止、五百圓以下の罰金、拘留、科料に對して之を用ゐて居る。

(二) 「罰金刑の執行猶豫」(刑政第四八卷第三號卷頭言)。

(三) 小野博士「刑の執行猶豫と有罪判決の宣告猶豫」(前揭)第八五頁。

三　前科に對する國家理想の二

前科を釀成しないことは國家の理想である。故に、國家は前科を作らぬやうな法律を制定する必要があるが、此等の法律制度によつて救濟し能はぬ者殊に入監者に對しては國家は如何なる理想を把持すべきであるか。之に付てわたくしは凡そ三點を擧げ得ると思ふ。第一は犯罪

指導者を撲滅することである。第二は累犯の防止を目的とする不定期刑の是認である。第三は保護處分の擴大である。

第一の問題は主として行刑の上にかかる。古來監獄は犯罪學校であるといはれて居る。その理由は監獄の先輩が後輩を惡く指導することが多い爲めである。その爲めに行刑立法に於ては入監者が前科者なりや否やを特に注視せしめる。例へば監獄法第十六條に於て犯數を標準として監房を別異し、行刑累進處遇令第十四條に於て初犯者及累犯者に分類して處遇上の分類を立てることにしたのは實にその弊を矯めるがためでもあつた。しかし、初犯者と累犯者とを形式的に區別することは個性判別の可能になつた現代に於て、又贖罪的意義よりも改過遷善を主眼とする今日の行刑に於ては再檢討の必要に迫られた。その意味に於て一九三三年八月一日のプロシヤ行刑法は示敎するところが多いのである。卽ち、プロシヤに於ては前科なきか又は輕微なる處罰を受けたことのある受刑者は將來に於ける善行の見込は他の受刑者よりも大きいといふ形式的原則を定めながら、初犯刑務所に收容中の受刑者がその行狀に依り同囚に惡風を感染し又はその行爲若は個性に基き將來善行を期待し能はぬとき之を前科者の刑務所若は分界內に移すことが出來るとした。又前科刑務所に收容されて居る受刑者がその經歷にかかはらず總ての行狀によつて秩序生活への熱意を持續的に證明する場合に初犯刑務所に移すことが出來るとしたことは要するに行刑の上に於ては前科形式よりも危險の實際を撲滅することに力がそそがれねばならぬと敎ふるものである。又之と殆んど同じ趣旨からわが行刑

累進處遇令第十五條は第二級以上の受刑者に對しては初犯及累犯の分類を爲さざることが出來るとした。

以上の事例によつて行刑上に於ける前科の價値を判斷すると先づ前科は敎化行刑への危險信號であると見られて居る。從て監獄內に於ては多くの場合處遇敎化の對象とされるが(二)、しかし、それは應報的意義であるよりも本人敎化への國家的理想のあらはれであるといふことは敍上の最近立法が、よくなるに從て初犯處遇へ同化せしめんとする傾向になつて居ることによつて之を察知することが出來る。

第二に國家は前科を重ねしめることを恐れて之を避けしめる。換言すれば、國家は累犯防止を刑事政策の重點として考へるのである。而して、現行刑法の下に於ては之を威嚇によつて達しようとして居るのである。卽ち、刑法第五十七條に於て再犯の刑は其罪に付定めたる懲役の長期の二倍以下とすとして刑を加重することによつて犯人の再犯を戒めようとして居るのである。しかし、前科を重ねることが刑の加重によつて成功するものでないことは今日まで統計の示すところである。そこで、前科を重ねることを避けしめる手段として刑事上の問題にされるやうになつたのが保安處分と不定期刑であつたのである。

先づ保安處分に付て見よう。わが委員會草案は「浮浪又ハ勞働嫌忌ニ因リ常習トシテ罪ヲ犯シタル者ニ對シ刑ヲ言渡ス場合ニ於テハ其ノ裁判ト共ニ勞作處分ニ付スル旨ノ言渡ヲ爲スコトヲ得　勞作處分ノ期間ハ三年トス」(第百三十六條)と規定したが、その根本の趣旨は刑を重ねることを防ぐ爲、卽ち前科を重ねることを防ぐ爲めに歸著するのである(三)。保安處分がその理想通りに前科を重ねることを防ぎ得るものでないといふ主張を爲すものはあるが(四)、然し、とにかく保安處分が前科を重ねしめない國家理想のあらはれであるといふことは否定することが出來ないのである。

次に不定期刑に付て見よう。不定期刑の是認に關してはいろいろの難色はあるが(五)、然し、少年犯人に對して之が採用されたのは結局に於てこの種の犯人に前科を有せしめない理想であることはわが少年法第十四條に「少年ノ時犯シタル罪ニ因リ死刑又ハ無期刑ニ非サル刑ニ處セラレタル者ニシテ其ノ執行ヲ終ヘ又ハ執行ノ免除ヲ受ケタルモノハ人ノ資格ニ關スル法令ノ適用ニ付テハ將來ニ向テ刑ノ言渡ヲ受ケサリシモノト看做ス」と規定されて居る點と照し合せて明かである。之と正反對に感化可能性の尠い累犯者に對して委員會草案第九十一條は「累犯者ニシテ一年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除ヲ得タル後長期十年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シ更ニ累犯トシテ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處スヘキ者常習トシテ其ノ罪ヲ犯シタルモノナルトキハ不定期刑ノ言渡ヲ爲ス」と規定したが、この種の不定期刑も一部に誤解せらるるが如き刑の加重ではなくてやはりこの種の犯人への敎化の手段(六)として用ゐられたものと見なければならぬが、それは同時に國家が之れ以上前科を重ねしめぬといふ理想をあらはしたものといふことが出來るのである。

嘗てイギリスの犯罪統計に於て監獄在監者が著しく減少したことがあつた(七)。之に對して素

人は直ちにイギリス行刑を謳歌したことであつたが、その實はボースタル制の範圍を擴大して監獄の領分をボースタルの領分に讓つた結果に外ならなかつたが(八)、この現象はひとりイギリスのみならず我が國の刑事制度にも採用されたのであつた。少年法第四條に於ける保護處分が實にそれであつたのである。少年法の保護處分は刑罰法令に觸るる行爲を爲し又は刑罰法令に觸るる行爲を爲す虞ある少年に對して監獄に入れる代りに(1)訓誡を加ふること、(2)學校長の訓誡に委ぬること、(3)書面を以て改心の誓約を爲さしむること、(4)條件を付して保護者に引渡すこと、(5)寺院、教會、保護團體又は適當なる者に委託すること、(6)少年保護司の觀察に付すること、(7)感化院に送致すること、(8)矯正院に送致すること、(9)病院に送致又は委託することの何れかによつて能ふ限り前科の烙印を押さぬことを理想としたものである。

以上の三點を綜合して、わたくしは、曾て牧野博士が拙著に贈られた序文の中に「犯罪人は之をできるだけ監獄へいれぬやうに、さうして、監獄へいれた以上できるだけ之を監獄から出さぬやうに」(七)と說かれたそのことが現代のわが刑事法制上の前科對策の核心でもあるといふことに歸納することが出來ると思ふ。

前科を作らぬやう、さうして作つた前科は之を重ねしめぬやうにすることが國家理想であるといふことに歸納して行けると思ふのである。

(一) 刑事學研究會譯「プロシヤ自由刑執行法」第九條(刑政第四八卷第九號第四九頁)。

(二) Vergleichende Darstellung des deutschen u. ausländischen Strafrechts. Allg. Teil. Bd. IV. S. 463.

(三) 勞作處分の外に猶監護處分、矯正處分及豫防處分があるが何れも刑罰の反覆を防ぐものであることはいふまでもない。

(四) 牧野博士「刑法に於ける重點の變遷」第三四八頁にあるジョインスン・ヒックス氏の保安監置に關する報告がそれである。

(五) 拙稿「行刑を基點として考案したる不定期刑」(法學志林第三六卷第五號第二九頁以下)。

(六) Mitteilungen der J. K. V., Neue Folge 5. Bd., 1931 S. 68ff., 75, 102.

(七・八) Fenner Brockway, English Prisons To-Day, 1922 P. 28

ボスタール別に關する法律は一九〇八年に出來て實際に裁判の執行が始まつた翌一九一五年の監獄住人は未だ一四、六四一人であつたが、翌年は一〇、四〇六人となり一九一七年には九、二〇六人、一九一八年には八、七二八人と遞減したが之によつても監獄住人の減少とボスタールとの干係が明かにされると思ふ。

(九) 拙著「行刑上の諸問題」序。

四　前科と社會法

國家の理想はしかく前科を作らぬこと、之を重ねしめぬことにあるのである。行刑の目的及理想が囚人を改過遷善して社會共同生活に復歸せしめようとするに對應して前科を作らぬと

いふ國家理想を具體化しつつある今日の刑事立法の趨勢は極めて妥當である。然し、この國家理想はひとり刑事立法のみを以て解決出來るものではない。刑事立法に於てはたとひ前科を否定することに成功しても社會の感情、習慣、道德が前科を追及する以上は前科はいつまでも前科として殘り結局刑罰的作用を營む。

然し、前科に對する社會的感情、習慣及道德發生の源泉が何れにあるかといふことはこの際特に研究されねばならぬ問題に屬する。學者が述べて居るやうに名譽刑卽前科は人人が小さい村や部落に住んでゐる間は價値付けられるものである。一度前科者が大都會に移轉して更に月日が經てばそれに對する社會の感情や習慣や道德は遺忘される。卽ち社會は對象を持たぬ限り健忘症にかかつて居るのである。

その意味より現代の社會法を觀察するとき現代の社會法はあまりにも前科者を小さき部落に追込んで居るのである。換言すれば廣い天地に於て前科者に住ふべき場所を與へないのが今日の社會であるのである。試みに前科者に對する權利剝奪の法律を擧げて見ると大略次の如きものがある。

貴族院令第十條、衆議院議員選擧法第六條、高等試驗令第三條、辯護士法第五條、辨理士法第五條、計理士法第四條、公證人法第十四條、兵役法第四條、市制第九條、町村制第七條、所得稅法第三十一條、恩給法第五十一條、醫師法第二條、第三條、藥劑師法第三條、第四條、獸醫師法第二條、第三條、按摩術營業取締規則第二條(裁量)鍼術、灸術營業取締規則第二條(同上)この他の官

公吏に就く權利を剝奪されて居る前科者の世界が如何に狹いものであるか。而してそれが刑罰以上の痛苦であり刑罰的に社會感情を刺戟するものであるはか眞に想像外である。玆に於て刑事法は前科を避け社會法は前科を作るの矛盾を生ずるのである。

釋放者保護事業なるものが盛んにとなへられ、そしてその事業は釋放者の就職を周旋し、社會が此の事業に關心を持たねばならぬことを絶叫して居る。勿論かやうな事業の發展することが再犯防止に歸與するものであることは毫も疑ひのないところであるが、しかし、その救濟援助せんとする被保護者の上にかせられて居る敍上の如き法律のかせはなんとする。

或被釋放者が選擧時代に前科のばれることを恐れて住所を轉じたといふ悲慘な實例がよくあげられるが、かやうな保護思想との矛盾は社會法の上には數が多い。その矛盾解決に邁進することが眞の保護事業であることを誰が否定し得よう。わたくしはこの解決こそ前科に關する重大なる刑事問題だと思ふ。

五　前科の抹消

前科に對する國家思想と社會法との矛盾を解決し得る唯一の手段は前科の抹消である。國家は曩にも述べた如くに前科をつくらぬ爲に種々なる制度を設けた。況んや國家が不起訴處分、宣告猶豫乃至執行猶豫に於て期待したると同一の善行が被釋放者によつて證明される場合之に對して前科抹消を拒絶する理由は毫もあり得ない。わたくしは前科に對する國家のこの

態度を前科に對する國家の寛容と名づける。今日の刑事制度に於てこの國家の寛容をあらはすものが復權である。

國家の刑事思想が上述の如く、なるべく前科を作らないことにあるとすれば前科を抹消する復權制度が沙漠の隊商にとつてのオアシスの如く稀れなものであつてはならない。恩赦令第十五條に規定されてある如く刑の言渡を爲したる裁判所の檢事が職權を以て又は本人の出願に依つて司法大臣に復權の申立を爲すことが出來るその權利を十分に生かしてやる必要がある。

現に、昭和二年の復權令に於て「罰金以上ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル爲資格ヲ喪失シ又ハ停止セラレタル者ニシテ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ昭和元年十二月二十五日ノ前日迄ニ十年以上ヲ經過シタルモノハ復權ス」とせられ又「十八歲未滿ノ時罪ヲ犯シ死刑又ハ無期刑ニ非サル刑ニ處セラレタル者ニシテ昭和元年十二月二十五日ノ前日迄ニ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除ヲ得タルモノハ其ノ刑ニ處セラレタル爲喪失シ又ハ停止セラレタル資格ニ付復權ス」と勅令された。昭和三年十一月及昭和九年二月十一日に二度、三度前同樣の復權令が發布せられたが、之れ卽ち國民には能ふ限り前科を把持せしめぬことを理想とせねばならぬとの聖旨であると拜せねばならぬと思ふ。恩赦令に於ける特別復權と異り法律化されたる復權であると拜さねばならぬのである。

最近三回に亙つて仰せ出された法律的復權と上來說き來つた前科を持たしめぬといふ國家

刑事思潮は我刑法草案に具體的に規定されることになつた。卽ち第百十九條に「刑ノ執行ヲ終リ又ハ刑ノ執行ノ免除ヲ得タル者禁錮以上ノ刑ニ處セラルルコトナク十年ヲ經過シタルトキハ刑ノ言渡ハ其ノ效力ヲ失フ　讁責又ハ刑ノ免除ノ言渡ヲ受ケタル者其ノ言渡後禁錮以上ノ刑ニ處セラルルコトナク二年ヲ經過シタルトキハ讁責又ハ刑ノ免除ノ言渡ハ其ノ效力ヲ失フ」と規定し更に第百二十條に於て「刑ノ執行ヲ終リ又ハ刑ノ執行ノ免除ヲ得タル者善行ヲ保持シ禁錮以上ノ刑ニ處セラルルコトナク五年ヲ經過シタルトキハ裁判所ハ刑ノ言渡其ノ效力ヲ失フ旨ノ言渡ヲ爲スコトヲ得　讁責又ハ刑ノ免除ノ言渡ヲ受ケタル者其ノ言渡後善行ヲ保持シ禁錮以上ノ刑ニ處セラルルコトナク一年ヲ經過シタルトキハ裁判所ハ讁責又ハ刑ノ免除ノ言渡其ノ效力ヲ失フ旨ノ言渡ヲ爲スコトヲ得」と定めた。又我刑法草案に於て新に設けた資格喪失に對しては禁錮以上の刑を受けることなく十年を經過すれば當然資格を回復し、裁判所に於て認定する場合は五年、資格停止に付ては期間の三分の一經過によつて資格を回復し得ることと爲したが復權よりかくの如き前科抹消法に推移することは刑罰が特別豫防を中心として執行せられ囚人の社會復歸が最後の理想であるとされる今日の刑事政策としてはむしろ當然である。

而して、この刑事上の推移は早くスウイスの法律にあらはれて之がドイツに及んだものだとせられる。而して、その前科抹消に付ては後に縮少改正の餘儀なきに至つたといはれるが一九二〇年四月九日のかの前科抹消法 Das Strafbilgungsgesetz vom 9. April 1920 は我が草案のそれの

如き前科の抹消方法を認めたものであつた。(一)

然るに最近スウイス聯邦刑事法によれば公民權を剝奪されたる者、官職を剝奪された者、職業營業又は商行爲の實行を禁ぜられた者は各〻權利の停止後二年を經過すればそれぞれ當該官廳に申請し、復權を許可したるときは之を本人に通知するのみならず官報に揭載することにしたのである。(二)之をドイツ及我が前科抹消法に比すれば退嬰的であるといへばいへる。然し、前科者の中には時の經過と共に必しも警戒をとくことを妥當としない者が決して尠くない。そこにスウイスの制限的立法を認めねばならぬ點はあるが、とにかく、前科抹消が法律上の手續とされ來つたことに前科に對する難問題解決の曙光は見える。

(一) Hans Frank, Nationalsozialistisches Handbuch für Recht und Gesetzgebung, 1935, S. 1359.

(二) Franz Stämpfli, Das Bundesgesetz über die Bundesstrafrechtspflege vom 15 Juni 1934, 1935. S. 129ff

六　けつろん

われわれは刑罰を以て犯人敎化の手段であると觀察し、かく主張しつつある。又事實行刑の上に於てはその積りで刑の執行を爲し、法令はその趣旨を明かにして居る。然し、犯罪人が釋放後に住ふべき社會が之に對して如何なる態度に出でるかといふことは刑罰の實質を左右する大きな問題なのである。ナチスドイツに於てはむしろその點から刑罰の實質を歸納して行かふとさへして居るのである。

不幸にして今日のわが國家の諸制度を見るに前述したやうに一度刑に觸れた者はその門をくぐり得ぬようにとざされて居る。その意味に於て刑罰は未だ應報的である。わたくしはそのとざされた門を開き得ることが國家の諸法制の上より可能なことであるかといふことに付て玆に前科をめぐる問題を研究したのである。幸にして刑事上の諸問題にあらはれた國家の理想はかやうな擁塞をその理想とするものでなかつた。

さやうな點から歸納してわたくしは玆に保護事業家に叫びかけ度いのである。今日の保護事業を最も困難ならしめて居るものは保護資金の問題ではない。宣傳が足りないのでもない。百萬の資金を積んでも、胸に保護宣傳のたすきをかけても法制上のこの諸問題を解決しない以上は興奮と感情と同情の渦卷に外ならなくなる。

わたくしはけつろんに急がう。前科をめぐる刑事上の諸問題を綜合すれば前科を抹消することの一點に集まる。その前科の抹消方法を如何して主張したらよいか。いかにして實現したらよいか。そのことが保護事業の中心問題であるといふこと玆に提示しよう。

（昭和十一年二月二十日夜）

行刑自足の原則（二）

寺光忠

目次

はしがき
一　懲役刑とその經濟的目的
二　行刑自足原則の展開
(1)　自足主義をめぐる論爭（以上前號）
(2)　自足行刑の意義
(3)　刑務作業に於ける經營上の制約（以上本號）
(4)　行刑自足の限界
三　わが刑務作業の收益性について
むすび

二　自足行刑の意義

現代的意義に於ける行刑自足の原則は、二つの意味を持つてゐなければならない。その一は、教化目的を捨てたところに自足行刑はないといふことである。その二は、行刑に於ける經濟的自給自足が特に教化的なる價値を有するといふことである。

監獄勞働の形態には種々あるが、(一)そのうち、監獄に要すべき費用のすべてから救はれるといふ意味に於いて極めて

「經濟的」であり、單にその經濟的なる目的をのみ追うて國家が囚人に對して爲すべき管理統御の一切を斷念するものに、賃貸制 Lease system と呼ばれるものがある。この制度の下では、囚人に對する取締は一切賃借人の手に委ねられ、從つて、國家は囚人に關するすべての費用からまぬがれる。獄舍を造くるの必要なく、看守を雇傭するの必要もない。有罪判決の下されると同時に囚人は賃借人のキャンプに送られてその勞役に就くのである。國家の立場からは、經濟的に最も有利なる制度であり、アメリカに於いては、南北戰爭以後、南部各州に於いて創められたのであつた。

この賃貸制は、たかだか、自足行刑の原始形態としての意義を有してゐるに過ぎない。それは、國家に財政的負擔を加へないで、むしろ、若干の財政收入をもたらす。しかし、賃貸制は、あきらかに純然たる奴隷勞働制である。そこには、「行刑の目的」がない。それは自足行刑に非ずして、ただ、國家の義務の拋擲があるのみである。この制度の究極の目的は、改善ではなくして唯利潤である。(二)故に賃貸制は一般に非人道的であるといふ理由から竟に否定せられ、アメリカに於いてすら殆どその跡を絕つてゐる。

惟うに、『いかなる國家といへども、自己がその自由を剝奪したる者に對して、看護の責任を放棄するの權利を有しない。』(三)刑は教育的に執行せられざるべからざるものであり、監獄勞働はこれを單一に經濟的なる見地からしてのみ採り上げることを得ない。監獄勞働の經濟的目的は刑の教育的目的と併行しなければならないのであつて、然らざれば、監獄勞働は、應報に墮するか、乃至は、奴隷勞働におちるの外はないのである。從つて、教化目的を捨てたところに自足行刑は成立しないといふことになるのである。

(一)　Gillin, ibid. P. 311. そこには、作業形態として六種のものが擧げられてゐる。卽ち、Contract system, Lease system,

Piece-price system, Public works and ways, Public account system, State-use system.

(II) (III) Gillin, ibid. P. 313. なほ、この點につき、Sutherland, ibid. P. 456.

現代的意義に於ける行刑自足の原則は、第二に、監獄に於ける勞働が倫理的價値を有するといふことを大前提とし、進んで、そこから、監獄の自給自足といふことに教化價値を見出さうとする。

先づ、監獄勞働の倫理的價値といふことについて考へよう。『アムステルダムより今日に至るまで勞働の倫理的價値と改善作用とは離るることが出來ないものと考へられて居たのである。社會が進化し、經濟狀態が複雜になればなるほど、働かざる者は須らく食ふべからずといふ觀念が人の思想を支配するやうになつたのである。』(四)かくて、歷史的事實として、たとへば、既に一八七〇年のシンシナーチ會議に於いても、その決議の第十八に於いて改善手段としての勞働の重要であることが强調せられたことであつた。監獄作業を以て犯人に科する一の痛苦方法なりと目した時代はすでに過ぎ去つた。彼の小野博士に於いても亦次の如くいはれる、『私は勞働が人類の義務であることを信じ、而して規律ある勞働生活が人格を完成する重要なる一方法であることを疑はざる者である。此の意味に於て行刑が作業を以て其の中心と爲すことは極めて正當であると考へる。』(五)と。此の點に付ては恐らく何人も異論がないであらうと思ふ。

まことに、勞働の倫理的價値については、重ねて多くを言ふを要しないであらう。教育學上、勞作教育といふことの近來特に喧ましいのは、勞作の持つ教育的價値が近代教育學的にも是認せられたからである。眞の教育的勞作を可能ならしめる Sachlichkeit の態度なるものは凡て道德性を有する、とケルシエンシュタイナーは言つてゐる。(六)わが刑法改正の實際に於いても、保安處分としての勞作處分なるものを認めた立法理由として、勞作教育といふことを認め、それを勞作處分の唯一目的であるとしてゐるとせられる。

しかるに、飜つて、小野博士は前の言葉に續いて、『唯私は作業の積極的意義を認むると共に、それが近世の監獄組織、殊に現時の行刑組織に於て如何に「教育」以外の目的、殊に「經濟的」目的を有するものであるかといふことを注意せざるを得ぬのである。』(七)といはれ、その「經濟的」目的を以て「教育」以外の目的であるとせられる。唯心的。果して、その云はるるが如く、監獄勞働の經濟的目的は教育目的に無緣のものであるであらうか。そこに、若干の問題があるわけであらう。

自給自足を說くものは、之に對して、自給自足といふ經濟的目的はまた特に教化的價値を具有するとし、『行刑の自給自足主義は徒らにユーテイリタリズムのみに走るのではなくして囚人の獨立性養成の目標ともなるのである。獨立性の養成は行刑に於ける教育主義の根幹である。』(八)といひ、さきにも擧げたる如く、『行刑の經濟化は、單に物質的の意義のものたるに止まらず、又實に受刑者の改善に對して多くを寄與し得る性質のものである。』(九)とする。行刑の經濟化乃至行刑の自給自足主義は毫も「教育」目的と牴觸するところなく、實はその「教育」目的と一致するものであるとするのである。(一〇)

勞作教育といふことより考察を遂げて見よう。

何らかの勞作原理を立ててそれを中心要素とする教育理論の主張せられて來た歷史はかなりに長い。しかして、今日に於いては、勞作教育といふ意味における勞作の意義は之を一義的に規定することに相當の困難が生れて來て居り、『勞作の意義の多義性は、恰も「バビロンの迷宮」の觀を呈してゐる』(一一)のであるが、乍併、さうした多義性の網の中に、なほ、今日に至るまでの勞作教育運動のうちには、三箇の原理的形式が認められるとせられる。(一二)一は、勞作を經濟的生產的勞働と同一視するものである。二は、經濟上よりも教育上その重要性を高調するものである。三は、自己

活動による自立性への形式概念としての勞作を尊重するものである。而して、現代の勞作教育學は、一般には、ケルシェンシュタイナーに從つて、右のその二を問題とし且つ强調してゐるやうであるが、しかし、勞作教育といはれるものには、その原理的形式として、なほ、右の一（經濟的生産的意義）と三（自己活動による自立性の尊重）とを持つて居るのであり、この二つも亦これを輕視し得ないとしなければならない。

勞作教育思想の近時に於ける發展の原因は凡そ次の如き事情に負ふところが多いとせられるのである。卽ち、その一は、實用主義（プラグマティズム）の思想である。思惟よりも勞作、認識よりも行動、といつた意味に於いて、それは、一種の勞作教育への要求を高めたのである。その二は、十九世紀半ば以後の經驗的・實利的の陶冶傾向であり、科學の進歩と機械工業の發達とは、勞作教育思想への氣運を自らにつくつて行つたのである。(一三)

かやうに考察するとき、われわれは、勞作教育學なるものが勞作の教育上の價値を重要視してゐるところを諒解すると共に、勞作といふことの持つ經濟的價値のその教育上にも亦無視し得ないものであることを考へるのである。われわれは次の如く考へよう。勞作の教育的＝經濟的價値はその勞作の完成に於いてあらはれ、集團的勞作の教育的＝經濟的價値はその經營に於ける自足に於いてあらはれる、と。

(四) 正木氏前揭「アメリカの行刑」（法學志林第三一卷第八號第五九頁）。

(五) 小野氏前揭「基本問題」（法律時報第三卷第四號第一〇頁）（「刑の執行猶豫と有罪判決の宣告猶豫及び其他」所收、第二七二頁）。

(六) 小林澄兄氏「勞作教育思想史」第三九一頁參照。

(七) 小野氏前揭同頁。

(八) 正木氏「行刑のユーテイリタリズムと教育主義」（刑政第四六卷第二號第一五頁）。

なほ、この點につき、Parmelee, ibid. P.428.

(九) 牧野氏前揭（刑政第四六卷第一號第一五頁）。

(一〇) 尙、クリーグスマンの此の點に關しての反對說（Kriegsmann, a. a. O. S. 208.）に對しては、正木氏前揭「諸問題」第三七頁參照。

(一一) 小林氏前揭書第三八三頁。

(一二) 小林氏前揭書第三八二頁參照。

(一三) 小林氏前揭書第四一九―四二一頁參照。

今日に於ける行刑の問題は、見方によつては作業の問題であるともいはれよう。しかして、その作業の第一次的目的はそれによる教育である。然し、その作業は、たとへ第二次的にしろ、必然的に、その目的として經濟的なるものを持たねばならないのである。それは、自足行刑といふことを理念として持たざるべからざるものである。刑の教育的目的は、各人の眞に經驗的に勞作するの結果得られる自足行刑によつてはじめて、達せられるのである。自足行刑の持つ意義の所在は以上によつて略知るべきである。

三　刑務作業に於ける經營上の制約

行刑の自足を全うしようとすることは、かくて、現代に於ける重要なる刑事政策的要請となる。しかしながら、顧みて、監獄勞働といふものの性質と現在の作業經營狀態とを考へるとき、此の刑事政策的要請は、正しく、相當の重擔（ハンディキャップ）を負はされてゐることをおもはねばならない。卽ち、刑務作業はその經營上に若干の制約を持つて居り、それが、行刑自足といふことに對してまた一種の制約となることが考へられるのである。

今日なほ刑務作業の經營に關しては未解決の問題が多い。(一) 而してわれわれの經驗は之を解決すべく未だ充分に積ま

れてゐないのである。ギリンによれば、われわれの從來の經驗は漸く刑務作業に關して次の如きいはば抽象的なる命題を確立したとせられてゐる。(二)經濟と受刑者の福祉と教化訓練との爲に、受刑者は有用勞働に就けられねばならぬといふ事がその一であり、これらの目的を達するが爲には、監獄勞働は集團的共同作業でなければならぬといふ事がその二であり、(三)勞働への刺戟となるものは積極的誘導であつて鞭であつてはならぬといふ事がその三である。刑務作業に關する諸々の問題の圓滿なる解決は、なほ遠いものであらうか。否、その解決への示唆と方向とは、すでに、われわれの前に示されてゐる。しかしながら、刑務作業經營の上には種々なる制約が伴ふから、それらの制約が果して克服し得るものなりや否やを明かにすることによつて、自足行刑の原理が自ら明かになるのである。故に玆には先づその克服の方法に付いて考へて見よう。

制約として擧げられるものに、第一に、監獄勞働といふものの性質から生れてゐるものがあり、第二に、現在の刑務作業經營方法から生れてゐるものがある。ここには、前者を本質的制約と呼び、後者を偶然的制約と呼ばう。

(一) (二) Gillin, ibid. p. 321.

(三) この點につき、正木氏前揭「諸問題」第三五頁以下參照。

A 本質的制約とその克服

(一) 監獄勞働が强制勞働 Compulsory labour であるところに先づ第一に作業經營上の難題が伏在してゐる。而して、此處に强制勞働といふことは Punitive labour (痛苦勞働) といふことと同意語ではなく只國家刑罰法規の持つ强制性を基本とする作業を意味するのである。然るに、近時、勞働の觀念に關して、自己活動といふことが重視せられ、殊に勞働の教育的意義の點より、『他人から强制される活動ではなくして活動者自身の遂行する活動、自發的自律的

自己統制的の精神的活動なるものが自己活動』(五)でなければならぬとせられてゐるのである。從つて、監獄勞働は、その强制性を基本として觀察すれば、近代的勞働に合致する成果を期待することが出來ないことになるわけである。

しかしながら、此の點について、過去三世紀間の經驗はこの矛盾を克服すべき道を教へてゐるのである。『鞭を捨て、積極的誘導へ!』のモットーがそれである。自由刑執行の總べてに付いて、鞭を捨て、そして、受刑者の自發的勞働意慾の喚起につとめねばならぬ、といふことが現代行刑の實踐的理念となつて來たのである。而して、その手段として、われわれの前に提出せられてゐるものが卽ち、自治制、賃金制、假出獄、等々であるのである。

(二) 次に監獄に於ける「勞働者」の質の問題を考へよう。ここにも作業經營上の一の制約がある。卽ち、刑務作業の經營に於いては、一般社會に於けるそれの如くその從業者を選擇する餘地を持たない。從つて、一般の勞働科學の研究課題たる產業勞働者採用時の身體檢査法などは、ここでは直接の課題となり得ないのであつて、たかだか、受刑者各人の勞働能力等を正確に調査してその就業配置につき可及的妥當を期することの問題があるだけである。(六)

しかしながら、此の點に付ても、今日の刑事政策は心身に欠陷を有する者或は勞働不適格者を、一般處遇から除外して、之を特別處遇に付し、(七)他方では、かかる者の爲に要する費用は之を國家の救濟的負擔たるべきものと爲し、之を作業經營に於ける財政的顧慮の埒外に置かうとするのである。(八)さらに、就業配置に關する個性調査といふことも、亦、對策の一として擧げられてゐるのである。

(三) 今日の「教育刑」思想は、行刑の全過程を教育的技術にあてはめ、その結果として監獄勞働か教育的でなければならぬとされるに至るのである。又同時に、なほ他の多くの教化手段が受刑者に對して施さるべきであるとされ、

そこに、第三の制約が生れるのである。即ち、先づ、監獄勞働は敎化目的と不可分の關係あるが故に自由社會の企業經營と同一に論じ難いところのものがある。例へば敎誨とか慰安とか或ひは接見などのためには相當の時間と精力とが費される。從つて、十一時間乃至十二時間といふわが刑務作業時間は、事實、能率的に見て、自由勞働における間斷なき勞働と異るもののあることを知らねばならない。

しかしながら、この制約に對しても、克服の道はある。即ち、刑務官吏の協調と統制とがそれである。ギリンの言葉を藉りていへば、『監獄は、同時に、一の工場であり一の學校である。從來此の二箇の作用はよきチームを爲しては(九)ゐなかつた。兩作用を協力せしむることは可能であらうか。……其の答は、監獄官吏の撰擇といふ點にある。』

(四) この强制性は自由勞働の持つ社會的經濟的强制性とは自らに一樣に論ずることを得ないものであること言ふを俟たない。なほ、强制勞働敎育といふ點につき、木村氏前揭「監獄勞働」(法律時報第三卷第四號第二四頁)參照。

(五) 小林氏前揭書第三八五頁。

囚人の作業に對する無關心といふことについては、Gillin, ibid. P. 382.

(六) 正木氏前揭「ユーテイリタリズム」(刑政第四六卷第二號第一八頁)參照。尙、此の爲に、Reception prison なるものの必要であることを唱へるものに、Gillin, ibid. P. 382.

(七) Gillin, ibid. P. 328.

わが行刑累進處遇令の此の點に關する規定を參照すれば、それは、「六十五歲以上ニシテ立業ニ堪ヘサル者」「姙産婦」「不具癈疾其ノ他心身ノ障碍ニ因リ作業ニ適セサル者」を累進處遇から除外してゐる(第二條第二——四號)。

(八) Parmelee, ibid. P. 428.

(九) Gillin, ibid. P. 328-29.

B 偶然的制約とその克服

(一) 先づ民業壓迫といふ問題を考へよう。(一〇)刑務作業と民間企業との「不正競業」を避けるがためには、さきに若干論及した如く、現在種々の方法が講ぜられてゐるが、而も世の非難は未だに相當に高く、それが刑務作業經營上の一の障碍となつてゐるのである。

しかし、之に對しては、先づ、受刑者と雖勞働力を有する國民の一半であつて、刑務所に在ると否とに拘らず何らかの形に於いて社會の生產力に參加せしめられざるべからざるものであること(一一)、及び、監獄勞働は犯罪者を改善する唯一の豫防手段であるといふことが理解せられねばならない。刑務作業の生む、或る程度の、「民業壓迫」は、その意味に於て行刑の反射作用であるとも解せられるのであるが(一三)、ともかく、われわれは、刑務作業に對する社會の認識不足に對して猶一層その啓蒙に努めねばならないのである。

わが刑務作業の經營方針は、官司作業を中心とする官用主義に歸着せしめられた。抑々作業經營上如何なる形態を以て最も價値あるものとなすべきかは次の諸點を綜合して決すべきである(一四)。囚人の直接福祉、囚人に對する敎化訓練、國家の經濟的收入、有效なる管理の容易、及び、自由勞働との競爭。そして、これらの諸點を綜合して歸納された最高形態が官司作業を中心とする官用主義であるとされるのである(一五)。特に、それが、民業壓迫の問題に對して最善の形態であるとせられるのである。

けれども、民業壓迫の問題は、經營形態よりもむしろ、勞働條件の問題に歸するのである。即ち、官司作業を中心とする官用主義の上に立つて、受刑者の勞働條件を自由勞働のそれに接近せしめようとする問題を考へて置く必要があるのである。

勞働條件の問題に關しては、受刑者の法律的地位と民業壓迫の聲とを考慮して置かねばならぬ。卽ち受刑者の法律的地位を明かにすることは結局自由刑の本質を明かにすることになり而して勞働條件を可及的に自由勞働のそれに接近せしめることが決して自由刑の本質を害するものでないといふことが明かにされて來るのである。かかる觀點より、特に、賃金制が必要となり、また、作業時間其の他に關して、ひろく、一般勞働法規の適用が要望されて來るのである。かくするの曉に於ては結局監獄製品が自由勞働と同じい勞働條件の下に生産せられ、從つて、市場價格の水準に從はねばならぬ結果となり、茲に始めて監獄勞働に對する自由勞働乃至民間企業からの非難の聲も亦、終熄せざるを得さるに至るわけである。一九二七年のドイツ行刑法草案第八十二條が『私企業及自由勞働、殊ニ家內勞働ニ對シテハ公平ナル顧慮ヲ拂フヘシ。刑務作業ニ依リ自由勞働ヲ壓迫スヘカラス。刑務所ニ於テ製作スル物品ノ價格ト一般取引ノ價格トノ間及私人カ刑務作業ニ支拂フ賃金ト自由勞働者ノ賃金トノ間ハ成ルヘク之ヲ接近セシムヘシ』と規定してゐる點がその意味に於て理解せられる。

(二) 次にわが就業費に關する制約について考へよう。先づ第一に、わが就業費が其の額に於いて限定されてゐることと、第二にその收入が直ちに一般歲入に繰入れられて居ることが考へられねばならぬ。卽ち、そこに、流動資本額の完全なる限定があるのである。

刑務作業の發展は必然的に資本卽ち就業費に對する要求を生む。例之、昭和四年に於いては、わが刑作務業は四百萬圓の就業費を相當とされたが、昭和九年度の實際に於いては、すでに四百五十五萬餘圓の就業費を消化したのである。而も現在就業費不足の爲に、作業の能率が止むなく低下せしめられて居り、その餘剩能率が就業費を要しない受負作業或は委託作業（殊に委託外役勞働）によつて充足されて居ることは事實である。配賦せられたる就業費は、その年度內に過不足なく全面的に消化せられねばならないのであつて、しかせざれば、ここに「失業」が起るのである。かかる失業問題を解決することは、ただ、資本の回轉性を獲得するといふ事に懸つてゐる。かくて、『營業收入金ハ每月納付ニ及ハス。幾回モ運換支用スルヲ許ス』、といふ意味の所謂特別會計制度が要望し續けられるのである。

(三) 次に作業官吏について考へよう。行刑の各部面が分化し、從つて、刑務官吏がその自己の職分に對してそれぞれ專門家でありたいことは、これまた今日要望されるところであるが、刑務作業の部面に於いても亦然りである。わが國に於いては、大正十四年に至つて作業技師の制度が施かれ、爾來、作業の經營はその面目を一新したのである。しかしながら、すでに相當につよい「工場的色彩」の下に行はれてゐる今日の監獄勞働を、さらに一層押し進めて、經營經濟學的意義に於ける企業形態をとるまでに至らしめるがためには、企業經營といふことに關して專攻した者を持つてゐないわが現狀に、いかに、淋しいものがあるか。經營の改善は、また、かうした「人」の改良といふ所からも開けて行かねばならない。

(一一) 民業壓迫の問題一般につき、Gillin, ibid. P. 392-95.

(一二)『監獄の作業に對して民業壓迫を叫ぶのは、受刑者も亦人としてはたらかねばならぬ者であることを忘れてゐる議論である。監獄の作業は、民業と對等に、競爭の機會を與へられねばならない』と、せられるものに、牧野氏「現代法制の發達に於ける刑法改正の意義」（法學志林第三〇卷第一一號第二四頁）。

(一三) 正木氏「行刑敎化の反射作用」（刑政第四九卷第四號卷頭言）參照。

わが國に於いては、現在、主として、靴、武道具、洋裁縫について問題があるのである。

(一四) Sutherland, ibid. P. 452.

(一五) Sutherland, ibid. P. 462.

なほ、正木氏前揭「概論」第一一七頁參照。

わが國に於ける官用主義は大正十三年九月に各省次官會議に於いて確立せられたのである。

（一六）正木氏「法制上より見たる自由刑の本質」（法學志林第三三巻第九——一一號）參照。

（一七）拙稿「作業賞與金考」（刑政第四六巻第十二號）參照。

（一八）木村氏前揭「監獄勞働」（法律時報第三巻第四號第二四頁）參照。

（一九）その反面には、刑務作業に對して特別なる國家の保護乃至保障がなければならない。此の點につき、正木氏前揭「諸問題」第三九頁參照。

（二〇）Gillin, ibid. P. 323.

（二一）正木氏前揭「諸問題」第一四六頁。曰く、『今日（昭和四年）、わが監獄作業は一年約二七〇萬圓の就業費を配賦せられて居るけれども、事實に於て監獄の活動は四〇〇萬圓の就業費を以つて仕事をなすことが出來る。從つて、われわれは差引一三〇萬圓だけ囚人の能率を下げて行かねばならない』。

（二二）明治九年九月太政官達各廳作業費區分及受拂規則第七條。之は、現行の帝國鐵道會計法の母胎となつたものである。なほ、この間の消息につき、前揭の「表ノ一」參照。

（二三）作業官吏の問題につき、正木氏前揭「諸問題」第一二七頁以下參照。尙、Gillin, ibid. p. 343-46 and P. 328.

現在の制度から派生してゐる偶然的制約については勿論であるが、彼の本質的制約についても亦、これらに對する克服の方法がある筈であり、而してその克服が成功した曉に於て、刑務作業はここに各種の制約から解放せられるに至り、その業績は始めて輝くに至るのである。

しかし現在は未だ、依然として、敍上の諸制約が嚴存して居り、それが、同時に、自給自足の原則に對する制約となつてゐるのである。

（未完）

少年犯罪者の危險性の規定條件

——經濟的、社會心理的、教育的考察——

近藤貞次

目次

はしがき
一 危險性の規定條件其一——社會環境
二 危險性の規定條件其二——家庭の經濟狀態
三 危險性の規定條件其三——家庭の職業、居住狀態に伴ふ諸問題
四 危險性の規定條件其四——家族の素行、其他、躾け上の諸問題（以上本號揭載）
五 危險性の規定條件其五——學校生活
六 危險性の規定條件其六——職業經歷
七 危險性の規定條件其七——交友關係
八 危險性の規定條件其八——精神狀態
九 危險性の主要なる諸徵候
むすび

はしがき

少年犯罪者の成立過程を詳しく調査して見ると、犯罪現象は、これを個々の少年の側から見れば、彼等が、社會の要請する樣な生活樣式に適應出來なかつた所の一種の失敗現象であり（註一）、これを社會の側から見れば、社會の要請に沿はない危險なる破壞現象乃至妨害現象であることが分る。此處では、斯う云ふ意味に危險性と云ふ言葉を使用し度いと思ふ（註二）。

所で、かゝる失敗現象、破壞現象は、要する所、社會の要請が、失敗する者危險なる者に教へられて居ないか或は教へられたとしても、その教育効果が阻却されて居る所から起るものであることは、矢張り、少年犯罪者の成立過程を調査することになつてこれを知ることが出來

る。さうして、この社會の要請を少年に教へ込むことを妨げ阻む條件、教育効果を阻却し無にする條件は多種多様である。從つて、一口に危險性と言つても、その危險性の種類程度には色々ある。だから、少年犯罪者の處遇に於て、これを一律に扱つたのでは其の効果のあがらないであらうことは想像するに難くない。

人によつては從來の少年犯罪者の行刑効果のあがらなかつたことを遺憾に思はれるかも知れない。併し危險性を有する少年の處遇は困難なものである。その困難な處遇も、少年をその危險性に應じて、それに適應した方策をたてたなら、比較的大きい効果を擧げ得られるのではないか、と云ふことは、犯罪者の科學的研究の當初から氣付かれて居たことであり、今も矢張り、さう云ふ風に考へられて居るのである。そこで、犯罪者の個別處遇、分類處遇と云ふことが盛に唱へられて居るのである（註三）。わたくしは從來の行刑効果に悲觀する前に、從來果して科學の教へる様な分類處遇がうまく行はれて居たかどうかを考へて見る必要もある様に思ふのである。わたくしがこれから述べようと思ふ少年犯罪者の危險性の調査報告は、この分類處遇のために、一つの實證的資料を提供し度いために書かれたものである。

但し注意しなければならないことがある。それは、ただ或る一つの側面のみの危險性を捉へ來つて、それのみを根據として分類しようとすることである。實際の行刑効果をあらしめる様な分類は、あらゆる側面から眺められた危險性を綜合して、その綜合の結果に基いてなされなければならない。だから、ヒーリーを始め、バート、其他の人々、我が國でも此の方面に造詣の深い人々は、心理學、社會學、教育學、並びに、醫學、生物學等の諸方面からの綜合的調査を行ひ、それに基いて分類の行はるべきであることを說かれて居るのである（註四）。それで犯罪者の危險性のことを講壇的讀本的に敍述する場合には、心理學、社會學、教育學、醫學、等々の諸方面からの考察を書き列ねなければならないことになる。尤も、實證的研究の場合には斯う云ふ具合にゆかない。何となれば、實證的研究の場合には、或る一つの觀點に立つ必要があり、その使用する方法に限界があるからである。即ち、此の場合には、危險性の或る側面を捉へてその實證的研究をすることになる。併し、此の際にも、他の方面からの實證的研究を豫想し、研究結果を利用すべきであることは勿論である。

所で、此處でも一つの觀點を定めて實證的研究を報告するわけであるが、かく、一つの觀點から一つの側面の研究をする場合にも矢張り綜合的多面的考察が必要であるのである。例へば、此處に心理學的側面の考察をするにしても、享樂、利慾、等々の抽象された所謂心理なるもの丶考察のみにとゞまらず、更に、經濟、社會、教育等の諸方面からの綜合的多面的研究が必要であるのである。そこで此處でも、常に、經濟、社會心理、教育の諸方面からの考察をする様に心掛けることにした。

どうしてさう云ふ綜合的研究が必要であるかと云ふに本來、犯罪現象は、前に述べた通り、各個人の社會に對する關係に於て生ずるものであり、個人が社會の要請に沿はなくなる條件は多種多様であるからである。だから行刑を實際に行つて見ると、綜合的多面的研究でなければ、効果を擧げ得ない事柄に色々出會すのである。

例へば、個々の少年自身が改悛したとしても、保護關係が惡ければ行刑の効果を全う出來ない。卽ち、少年の危險性を、單に少年自身に限定せず、その背後に存する保護關係も調査しなければならないことが分るのである。又、社會は絶えず動くものである。現代の社會はその動きの速かであるのと、その機構の複雜であることを特徴とする。それだけ、社會が各人に對して要請する所も多くなつて來たと見なければならない。そこで、今迄十分の努力で十の行刑効果を出し得たにしても、これからは十二分の努力をしなければ同じ十の行刑効果を生じ得ないと考へなければならない。卽ち、社會の動きに注意しない調査に基く行刑では、その行刑は次第に時代遲れとならざるを得ない。

かやうなわけで、此處では、實證的に、少年犯罪者の危險性を或る一つの側面から考察するのではあるが、而も、經濟、社會心理、教育の諸方面から、多面的な考察をして見たいと思ふのである。

註一 犯罪現象が一種の失敗現象であることの一つの研究として、拙稿『失敗者の成立條件と其の行動の樣式』（教育第二巻第十二號）。

註二 危險性の法律學的研究に就いては、牧野英一博士『惡性に依る犯罪の分類』（法學協會雜誌、第二七巻第三號、同『刑法における重點の變遷』（第三九頁以下及第二八六頁以下、正木亮氏『監獄法概論』第四頁以下。

註三 正木亮氏『監獄法概論』第六頁以下、同『自由刑執行の累進制度』（二）（法學協會雜誌、第二五巻第七號、第二五頁以下）、木村龜二教授『刑事政策の諸問題』第一

○六頁以下、其他。

註四 N. Healy, The Individual Delinquent, 1927. C. Burt, The Young Delinquent, 1925. 其他註三の諸文献。

一　危險性の規定條件其一——社會環境

一般に犯罪をなす者達と環境との關係が密接である様に、少年犯罪者に於ても、環境との關係が密接である。そこで、社會環境も、少年犯罪者の危險性を規定する重要なる條件の一つをなして居る。その主なる二三の場合に就いて述べて見よう。

一つの場合として、少年の住む地方、近隣の人々の風習、思想形態などがある。所謂風紀の惡い地方、賭博の盛な地方の如く、健全なる道德意識、勞働意識の低い人人の住む地方に育つ少年は、社會の要請して居る正常なる生活様式を教へられないか、或は教へられたにしてもそれを實現出來ない様になる。從つて、社會の要請に沿はない生活に陷り易いことになる。かゝる地方に育ち、而も、その道德意識、勞働意識が低いために犯罪をなして居る少年達を調べて見ると、自己の犯罪に對する意識性を欠いて居るか、或は持つて居るにしても極めて少いことが分る。卽ち自己の犯罪に對して平氣なのである。だから反省すると云ふ様なことは殆んどない。勿論、自己の犯罪を惡いと思はないかと問はれるならば、惡いと思ふ、すみません、と答へることがある。併し、それはたゞさう答へただけである。實務家として注意を要する所である。更に困つたことには、此の種の者の多くは、刑務所內では大體善良な者であると云ふことである。時折小さい反則をする位のものである。そこで危險性が破壞されずに出所する様になることもあり得る様に思はれる。而も、歸住地が矢張り入所前と同じ不健全な所であれば、行刑効果が失はれることになる。

それから、都會は、社會がその進展の途上必然的につくり出したものであるが、これが又稍もすると少年をして犯罪者たらしめる重要なる條件を提供する。都會生活は刺戟が多く固定性に乏しい。從つて人々をして不安定な享樂生活に陷らしめる懼れがある。而も他方、高い程度の秩序と組織を有する現代の社會はわたくしどもに定居的な生活を營むことを要請して居る。卽ち、一方には社會の何處かの部分にはまり込んで生活に動を營まなければならず、他方には家庭にあつて家庭生活を營まなければならない。だから社會は、人々の不安定な享樂生活を危險であるとして警戒する。こゝに於て都會に育つ少

年は、常に、都會の眼前に展開して居る不安定な享樂生活への誘惑と、社會の不安定な享樂生活に對する阻止との間にはさまれて居ることになる。此の際、家庭條件が正常であり、當該少年の精神構造が普通ならば、不安定な享樂生活への誘惑に打勝つことが出來るが、家庭條件が惡かつたり、當該少年の精神構造に問題の點があると誘惑に負けて、社會の阻止にそむくことになる。特に、少年が衝動性の强い者であるとか、浮浪傾向を有する者である場合には、都會は少年の危險性を規定する重要な條件になる。衝動性の强い少年は慾望の不節制に陷り易く、浮浪傾向を有する少年は定居生活に適應出來にくい者であるからである。實際、浮浪傾向の强い少年には家庭生活は一つの窮屈な重壓である。甚しい者では、家の中に居ることそのことが既に重壓となり、時々むしやくしやして飛び出してしまふ者がある。此の種の者は、自動車の運轉中假睡を起し易い運轉手や、工業に於ける事故常習者の様に(註)、その特殊の情意傾向の故に現代の文明生活に適應することの困難な者である。從つて此等の者に對しては、都會は危險性規定の社會環境の一つをなすものである。

かく、都會そのものも危險性規定の條件をなすのであるが、都會と地方の生活様式の相違と云ふことが、危險性規定の條件をなすことがある。一般に、地方の生活は都會の生活より單純である。そこで、智能の方から言つても情意傾向の方から言つても、地方の生活に適應出來る者が、必ずしも、地方の生活に適應出來ると同じ様に都會の生活に適應出來るとは限らない。從つて、充分の準備なしに不用意に地方から都會に出る時、失敗を招くことが多い。賴る所もなくて都會に出て浮浪する様になつたり、都會の華かさに眩惑されて遊びに深入りしたり不良の者達の仲間に知らない間に引入れられたりして失敗して居る例は少年犯罪者の間によく見られるのである。だから、地方から都會に出て失敗して居る者を、都會に向つて出所せしめることは極めて危險なことである。

註 此の種の研究には色々ある。例へば、E. Bramsfeld und H. Jung, Unfallursachende Dämerzustände bei Fahrzeugführern. Industrielle Psychotechnik. 9 (1932). Moede, U., Unfäller und Nichtunfäller im Lichte der eignungstechnischen Untersuchung-Industrielle Psychotechnik. 11 (1934). Grundler, U, Untersuchungen zur Typologie des Unfällers in der Eien und Stahlindustrie, Arbeitspsychologie. 8 (1934).

二　危險性の規定條件其二——家庭の經濟狀態

リスト教授が犯罪原因の一つとして經濟的要素を強調して以來、犯罪と經濟との關係は多くの人によつて述べられて居る。わたくしは少年の家庭教育の經濟的基礎、社會活動に對する經濟的背景を考へるために、少年の家庭の經濟狀態を調べて見度いと思ふ。

少年犯罪者はその初犯者に就ても、危險性の程度を知ることが出來る。併し、それ等の者についての考察をする前に、少年犯罪者の再犯者の調査について少しく述べて見度い。釋放後、再犯して居る者と再犯して居ない者とを比較して見ることは、危險性を知る一つのよい方法であるからである。所が、色々の事情から、かゝる比較をなすべき資料を得ることは非常に困難である。わたくしが調査し、わたくしの所から釋放され、釋放後滿三年以上を經過して居る者、二二名について此の比較をして見よう。極めて少い資料ではあるが多少の暗示を得ることは可能であらうかと思ふ。二二名のうち一四名は再犯者である。殘りの八名は再犯をせず、その消息も分つて居る者である。再犯はして居ないが消息不明の者はすべて考察の外に置いた。

先づ、兩者の家庭の經濟條件を知る一つの手引きとして彼等の家庭の職業を調べて見る。又、養育者の種類、養育者の移動狀態は、家庭の經濟狀態に密接の關係があるからこれも調べて見る。これを二二名のものに就いて調べたのが第一表である。表中、兩養育者と云ふのは、家

表　第　一

		再犯者(14)名	非再犯者(8)名
養育者の職業	兩養育者	蛤採集に行商、人夫と駄菓子屋、旅館の番頭と女中	
	父家	大工(2)、屋根葺き、木挽き、鳥料理屋、米屋撞球屋、馬力→おでん行商	官吏、左官、寺男、鍛冶職人、肉屋、會社員、パン屋→口入屋、
	家婦	料理屋、女工、	三味線師匠、日雇、
	其他	衞生夫、	
養育者の移動		母死亡(2)母死亡→父死亡、母死亡→繼母→父死亡、母離婚→繼母、離婚→母のみ→母死亡、母家出→繼母→父死亡（他は移動なし）	母死亡、母死亡→父死亡、母死亡、父再婚→祖父母、父酒色→母馳落、父不明→繼父數名（他は移動なし）

父家婦共に職業を有する場合である。家父とあるのは家父のみ職業を有する場合であり、家婦とあるのは、死亡行方不明などの理由で家父の居ないために家婦が職業に從事して生計をたてゝ居る場合である。其他と云ふのは叔父とか知人などに育てられて居る場合である。又、表中、例へば大工として其の後に(2)と書き加へてあるのは、大工の家庭が二あると云ふ意味である。更に、パン屋→口入屋、と云ふ風にしてあるのは、パン屋から口入屋に轉職したことを示すものである。それから、養育者の移動と云ふ所で、母死亡→父死亡、とあるのは母が死亡して續いて父が死亡して居る場合である。すべて後の表は此等の用例にならつて居る。

扨、第一表によると、經濟狀態も、養育者の移動狀態も共に、再犯者非再犯者に於て大體似たるものであることが分る。多少非再犯者の方がよくなつて居る傾きが見られるが似たものである。さうして、特に注意を要することは、大部分の家庭の職業が、極めて惡い經濟狀態を思はせるものであることであり、養育者の移動の多いことである。後者の問題に就いては、又、筆を改めて考へることにし、前者の、家庭の經濟狀態の問題に就いて今少しく考へて見度いと思ふ。

そのために、二八一名の初犯の少年犯罪者の家庭の職業を調査して見る。それを調査してまとめたのが第二表である。此の表によると、大部分は收入の少い職業である樣である。景氣のよい時には稍普通の收入があると思はれる職業もあるが、今は久しい以前から不景氣である。收入が乏しいから、一家の經濟の支持者が失業したら、身を持ち崩したり、病氣にでもなれば家族經濟は全く破綻に陷る。少年犯罪者の中には、家族經濟の破綻が直接原因で犯罪をなして居る者が、少いけれど存在する。たとひ破綻を來さないまでも、經濟條件が惡い所から、少年達は、家庭教育、學校教育を充分に受けられない場合が多い。學歷のことは後で述べるが、それを見ると更にこのことがよく分る。即ち、家庭の經濟條件が惡いので、一方には普通の者以上に社會生活に對する訓練が必要な立場にあるのに、而も他方、さう云ふ訓練に不利益な立場にあるのである。併し、かゝる家庭の少年はその家庭の經濟條件の惡い所から必然的に小さい時から職に就かなければならない。そこで若し、その職業生活がうまくゆくならば社會生活の訓練も受けられるのであるが、後に述べる樣に、就職以前の、家庭に於ける躾けが出來て居ないために職業生活に失敗して居るものがあ

第二表　養育者の職業

養育者	職業名	實數	%
兩親	農(38)、農と馬力(2)、農と漁業(2)、車夫と燒鳥屋、會社員と飮食店、古着行商と下駄屋、旅館番頭と女中、職工と駄菓子屋、大工と青物行商、職人→土方と女中→賄婦、蛤採集と蛤行商、鑛夫と女中、	51	18
或父は養父實母	土工、人夫(7)、日雇(5)、坑夫(5)、工夫(5)、職工(8)、職人(9)、使丁(2)、墓番、工場長、 洋服屋、洋品店、洋傘修繕、紡績工場經營、米屋、八百屋(3)、乾物屋(2)、駄菓子屋(2)、海産物問屋、牛乳屋(2)、漁夫(5)、おでん行商、養鷄(2)、鳥肉屋、肉屋(2)魚行商、魚屋、木挽(2)、樵夫(2)、大工(10)、石工(4)、左官屋(3)、髙職(4)、建築業、指物師、簞笥製造業、表具師、ペンキ屋、植木屋(2)、 鍛冶屋(2)、蹄鐵業、草履製造(2)、樽屋、桶屋(2)、國旗製造、屑屋、古金屋、化學工業經營、 行者、理髮屋、あんま、醫者、警視、 船頭(2)、船員、車夫(3)、車掌、馬力(5)、伯樂、郵便局長(2)、 印刷業、新聞店、雜誌記者、會社員(2)、外交員(2)、口入屋、仲買(2)、 農→土地周旋→新聞配達、自轉車屋→土地周旋、農→馬車屋→魚屋→植木屋、農→人夫、農→工夫、人夫→車夫農→車夫→夜警、大工→日雇、染物職人→あんま→露店商人、染物職人→おでん屋、坑夫→車夫→菓子行商、農→事業に失敗→屑屋、土工→染物職人→別莊番人、木挽→魚行商、巡査→書記→無職、農→酒屋→木挽→牛乳配達、大工→職工、牛乳配達→職工、質屋→無職、皮革屋→肉屋→燒豚屋、船員→撞球店、糸繭商→ラヂオ屋、人夫→駄菓子屋、左官屋→日雇、船頭→薪炭商、漁夫→小包配達、しぶ紙製造→水道局人夫、パン屋→口入屋、	173	62
實母或は養母のみ	農、日雇(8)、女工(6)、料理屋女中(2)、遊廓引子、八百屋(2)、魚行商、雜貨行商(2)、針仕事、駄菓子屋(2)、飮食店、カフエー、醫者、三味線師匠、看護婦會經營、	31	11
其他	農、植木屋(2)、漁夫、猿廻し、髙職、飮食店、露店商人、呉服屋、桶屋、大工、工夫、土工(2)、職人、旅館經營、理髮屋、賣卜、繭買ひ、撞球屋、酒屋、	26	9
	計	281	100

る。かやうにして、家庭教育、學校教育の經濟的基礎の貧弱なことは、少年の社會生活に於ける失敗を招く大きな條件の一つをなすのである。

尤も、第二表をよく見ると、父が醫師、警視、郵便局長などをして居る家庭もあつて、小數ではあるが經濟條件の普通の家庭もある。さうすると、家庭に於て、少年をして社會生活に失敗せしめる條件をなすものは、經濟條件のみに限られて居ないことが分る。他にも條件の存在することが分る。先の第一表で、再犯者と非犯者の家庭の經濟狀態が大體似て居る樣になつて居たのは、一つにはこれによるものであらう。次にだんだんとそれ等の別の條件を分析して見度いと思ふ。

三　危險性の規定條件其三——家庭の職業、居住狀態に伴ふ諸問題

家庭の職業と言ひ、居住狀態と言ひ、家庭の經濟狀態と深い關係のある事柄ではあるが、此處では、經濟的觀點よりは寧ろ教育的觀點に立つて、少年の躾けの上から考へて、問題になると思はれる家庭の職業、居住狀態のことを述べて見度いと思ふ。

職業そのものにはよしあしは無いとされて居る。併し家庭教育の立場から見る時、問題になる職業がある樣である。例へば、家庭の職業を通して、不良交友がなされたり、色々の慾望が開發されたり强められたりすることがある。又、よしあしの問題ではないが、兩親共に職業に從事して居て、そのために子供が放任されなければならなくなる場合がある。これらの家庭の職業に關聯して

第三表　家庭の職業に伴ふ諸問題

家庭條件	職業名	問題	實數	%
兩親或は父母存養す	露店商人(3)、髙職(2)カフエー、料理屋(2)、撞球屋(2)、兩親使丁、父出稼母内職、	不良交友への手引き。放任。慾望に對する刺戟提供。	10	24
實父或は實母或は父婦の一方を欠く	職工、行商(5)、日雇(9)、女工(6)、女中(2)遊廓引子、飮食店(2)、醫者、三味線師匠、看護婦會經營、	浮浪に對する刺戟提供。	29	71
計			41	100

生ずる問題を、家庭の經濟狀態を知る時に使用した初犯の少年犯罪者二八一名について調べて見ると、第三表の様になる。

第三表の家庭條件の所に、兩親或は養父母存すとあるのは、兩者が必ずしも職業を持つて居ると云ふのではなくその職業を有すると否とに關らず、兩親或は養父母が揃つて居る場合である。其の所の職業名を見ると、露店商人、鳶職、カフエー、料理屋、撞球屋がある。それから家庭條件の所に、家父或は家婦の一方を欠くとあるのは死亡、行方不明、其他の理由によつて家父或は家婦が欠けて居る場合である。此の際、家婦が家父の代りに働いて居る場合には、職業としては、遊廓引子、飲食店、等々の如く、問題要素を含んで居ると思はれる職業に從事して居る。家婦が欠けて家父の働いて居る場合の職業は職工、行商、等々で、職業そのものには問題要素は殆んど含まれて居ないと見てもよいかと思ふ。併し、此場合には、家父が働きに出た後、家庭に誰も居らなくなつて子供が放任されるとか、行商に連れ歩かれて浮浪傾向を生ずるに至る様なことがある。そこで、これらの場合には、少年の精神構造が餘程しつかりして居ないと正常なる社會生活にそむく様な結果を招くものとして警戒を要するものである。

第四表は、問題になると思はれる居住狀態を矢張り同じ二八一名に就いて調べたものである。此の第四表に出て居る居住狀態のうち、小屋、木賃宿の中には、夫々一例宛、さやうな居住狀態に移つた直接原因が、母の死亡に存する場合があるが、これには、母の死亡に伴ふ父の精神の動搖と共に、經濟條件に關係あることは勿論である。不定居と云ふのは、居住地の移動が頻々たる場合で一つの土地に於ても頻りと轉居が行はれて居る場合である。これは、土方とか職人とかの職業の性質によることもあり、不景氣などの經濟情勢によることもある。

第四表　居住狀態に伴ふ諸問題

居住狀態	問題	實數	%
小屋	固定せる社會生活に對する適應力失はる	2	12
間借		6	35
木賃宿	不良交友の機會を與ふ	2	12
不定居	ひがみ形成の一因をなす	7	41
計		17	100

これらの居住狀態に伴ふ諸問題としては、大體三つある。一つは、落付きのあるまとまつた家庭生活の經驗の無い所から、落付いて社會にはまり込んで働くことが出來なくなり、就職しても輕々として職を變じ、遂に職業生活に失敗する様なことがある。又、木賃宿などには往々不良の者が止宿して居ることがあるので、さう云ふ所に居住して居ることは、不良交友に對する機會を提供する場合がある。最後に、小屋などに住んで居ると、少年は成人や仲間から輕蔑され、そのためにひがみを持ち、社會にそむく様になる場合がある。

四　危險性の規定條的其四——家族の素行、其他、躓け上の諸問題

家族の不行跡は、直接には、少年に對して惡事の手本を示し、惡事への手引きをなし、間接には家庭を破壞することによつて、家庭教育を不可能ならしめる。さうして、このことは又、延いて、學校教育の効果を阻却することにもなる。甚しい場合には、少年から學校教育を受ける機會をさへ奪ひ去ることがある。實際の調査によるに、家族の不行跡は少年の危險性の規定條件として極めて重要なるものであることが知られる。

第五表　家族の素行

不行跡		再犯者(14)名 家父	家婦	兄弟姉妹		非再犯者(8)名 家父	家婦	兄弟姉妹	
飲酒、等惰怠		5	1	1		2	0	0	
色事		0	1	0		1	0	0	
賭博		1	0	0		0	0	0	
不良交友		0	0	0		0	0	0	
行方不明		0	0	6		0	1	0	
前科又は中入所		2	0	3		1	0	0	
計	實數	8	2	10	20	4	1	0	5
	%	40	10	50	100	80	20	0	100

これを、再犯者と非再犯者の家庭の經濟狀態を知るために使用した二二名の少年について調べて見ると、第五表の様になる。これによると、再犯者の家族の素行が非再犯者のそれに比べて著しく惡いことが示されて居るのである。即ち、再犯者の方では、一四名の家庭に二〇件

の家族の不行跡が見られるのに對し、非再犯者の方では八名の家庭に五件の家族の不行跡が見られるに過ぎない。特に注意すべきことは、家族の中でも兄弟姉妹の非行が再犯者の家庭に於て極めて多いことである。かくて家族の素行なるものが少年の危險性と密接な關係にあることが知られるのである。

第六表　家族の素行

不行跡		家父	家婦	兄弟姉妹	
飲食、怠惰等		57	6	5	
色事		13	13	5	
賭博		12	2	2	
不良交友		2	1	3	
行方不明		8	10	26	
前科或は中入所		20	1	17	
計	實數	112	33	58	203
	%	55	16	29	100

そこで今、例の初犯者二八一名全部について家族の素行を調べて見る。それを調べてまとめたのが第六表である。總計二〇三件の不行績が見られる。全體の七二%である。即ち平均的に言ふと一〇〇の家庭があると約七二名の素行不良者が見られると云ふことになる。所で、二〇三件のうち、五五%、即ち、半數以上は家父の不行跡である。そのうち、飲酒乃至怠惰と云ふのが最も多く家父の不行跡の半數を占めて居る。次に多いのが、何かの罪を犯して居ることで、表の家父の前科又は入所中と云ふ所が二〇%になつて居る。家婦の不行跡は家父のそれに比べると三分の一以下である。家婦の不行跡では、男をつくつたとか馳落ちした等の場合が最も多い。家父が女をつくる場合より家婦が男をつくる場合の方が割合から言つて多いのはたとひ此處に扱はれて居る社會層の特殊現象としても、興味ある事柄である。行方不明と云ふ家婦が多いが、この中には矢張り恐らく男をつくつて逃げたのであらうと思れるものもあり、家父の不身持に愛想を盡かして逃げ出したものもある。行方不明の多い所は家婦に似、前科又は入所の多い所は家父に似て居るのが、少年の兄弟姉妹達である。

家父家婦の不行跡は必然的に他の色々の問題を導き出す。家庭條件が少年の成育の途中に變化を來して居る場合を調査した第七表を見ると、家父家婦の不行跡に伴ふて起る問題の一つが現はれる。即ち、實父が行方不明に

第七表　家庭條件の變化

家庭條件の變化	實數	%
母父行方不明(3)、父酒色母馳落(2)、父行方不明母入所、	6	3
父行方不明→〔母死亡、母自殺、母再婚〕、父行方不明→繼父→〔繼父馳落、母別る、(繼父酒亂)〕 父入所(18)、父入所→〔父死、繼父→第二繼父→母行方不明→父行方不明〕	25	13
母行方不明、母行方不明→〔父死亡(3)、里子に、繼母(3)、繼母→父死亡〕、	9	5
父不明→〔繼父→母死亡、母再婚、母死亡→伯父に〕、 母不明→繼母→父死亡、 私生子→〔祖父母、叔父、知人(2)、養子(5)〕、	13	7
父死亡(24)、父死亡→〔母死亡(6)、母死亡→叔父→叔父行方不明、母再婚(5)、母再婚→養子→養母死亡→養繼母、養子→養母死亡→養繼母、母妾に〕、 父死亡→繼父(8)、父死亡→繼父→〔母死亡、繼父と別る、繼父と別る→母死亡〕、 父死亡母行方不明(3)、父死亡母行方不明→叔父に、 父負傷→母死亡→父死亡、	55	28
母死亡(29)、母死亡→父死亡(12)、母死亡→養子に、 母死亡→繼母(24)、母死亡→繼母→〔繼母死亡→繼母離婚→第二繼母〕、 母死亡→繼母→父死亡(3)、母死亡→繼母→父死亡→〔繼父、繼母離婚、繼母自殺、養子→養母死亡→養繼母〕、 母死亡→父行方不明(4)、	75	38
母離婚(5)、母離婚父出稼ぎ→叔父、 母離婚→繼母→〔繼母離婚(2)、繼母離婚→第二繼母(2)、繼母馳落→第二繼母、父死亡〕、	16	8
計	199	102

なつて繼父が來て居る場合とか、實母が行方不明になつて繼母が來たり里子に出されて居る場合とか、父母ともに行方不明になつたり、父が酒色にひたつて母が馳落したり、父が行方不明になつて母が入所したり、父が行方不明になつて母が自殺したりして、賴る所が無くなつて居る樣な場合が見られる。

序に第七表について注意して置き度いのは、母の離婚して居る事例の多いことである。此の離婚は大多數の場合夫婦喧嘩を前提として行はれて居る。さうして、夫婦喧嘩の大多數は、家父の不行跡が原因になつて起つて居る。此の夫婦喧嘩のことは後の第十表によつて考察することにして、更に、第七表について注目すべき事柄を指摘するに、父とか母、或は兩親の死亡して居る場合の極めて多いことが目をひくのである。家庭條件變化の事例一九九件中、一三〇件はさう云ふ場合である。全く壓倒的の數字である。最後に、數字から云ふとさう多くはないが、何とはなしに此の世に生れ出て、實父母ならざる他の人の手に育つて居る事例がある。かくして少年は、自己の知らぬ間に自己の運命の大半を決せられて居るのである。

かやうにして、色々の原因からではあるが、兩親以外の者の手に育てられて居る少年が多いのである。參考のため滿四十歲迄の少年の養育者を調べて見ると。第八表の樣になる。この第八表によると、實父母に育てられて居る者が四三・七%で、其他は實父母以外の者に育てられて居るのである。卽ち、半數以上は兩親或は兩親の一方を欠いて居るのである。これを中學生などに比較すると、少年が如何に不幸な運命にあるかと云ふことが分る(註)。

第八表　養育者

養育者	實數	%
實父母	123	43.7
實父母みの父	21	7.4
實父母みの母	38	13.5
實父母みの繼父	40	14.2
實父母みの繼母	10	3.5
祖父(母)	8	2.8
叔父(母)	7	2.4
繼父みの	0	0
繼母みの	1	0.3
養父みの	11	3.9
養母みの	0	0
養父母みの	2	0.7
其他	10	3.5
兩親無	10	3.5
計	281	99.4

この種の家庭では、家庭そのものが少年をして犯罪者たらしめる一條件をなして居るので、又、少年の釋放後の保護關係も悪いことになり、再犯率を高めて居る。假に、前から使用して居る二三名の者について、再犯者と非再犯者の釋放時の引取人を比較して見よう。その比較を示して居るのが第九表であるが、二二の事例と云ふのが今迄述べて來た二二名の者の調査である。この比較によつて、再犯者では實父或は實母に引取られて居る者が二九%に過ぎないのに、非再犯者では五〇%である。更に、この保護關係のみを知るために別に集蒐することの出來た二七九名について見る。表の右の欄である。此の二七九名中の六四名の非再犯者は釋放後滿五年以上を經過したものである。この資料では再犯者の實父或は實母に引取られて居る者が四七%であつて、先の再犯者の二九%に比べると多くなつて居るが、此の場合の非再犯者では六九%であるから、矢張り、再犯者の保護關係の悪いことが知られるのである。かやうにして、保護關係を悪くすると云ふことから見ても、家族の不行跡が少年の危險性を規定する重要條件の一つであることが知られるのである。

扨、先に述べた樣に、家父の不行跡は夫婦喧嘩の原因になることがあるが、此處に、一般に、家族關係の圓滿を欠いて居る場合のことをまとめて考察して見度いと思ふ。それは家族の不行跡に關聯して居ると云ふことからのみではなくて、少年の危險性を規定する家庭條件の一つをなすものであるからである。所でその家族關係の圓滿を欠いて居る場合を初犯者の二八一名に就いて調べて

第九表　引取人

引取人	22の事例 再犯者 實數	22の事例 再犯者 %	22の事例 非再犯者 實數	22の事例 非再犯者 %	279の事例 再犯者 實數	279の事例 再犯者 %	279の事例 非再犯者 實數	279の事例 非再犯者 %
實は父母或	4	29	4	50	102	47	44	69
其他	4	29	2	25	70	33	11	17
保護會	6	43	2	25	43	20	9	14
計	14	101	8	100	215	100	64	100

見ると第十表の様になる。先づ、夫婦喧嘩について見る。ここの夫婦喧嘩とは離婚の前提をなして居る場合が大部分である。表によると夫婦喧嘩の原因の大部分は家父が提供して居ることが見られる。他に家婦が原因になつて居る場合が一つ、家父と家婦が原因を持ち寄つて喧嘩して居る場合が一つある。特別の理由なしに夫婦喧嘩をして居る所でも、夫婦互に原因を持ち寄つて居るのであらう。

第十表　家族關係の不圓滿

家族關係		實數		%
夫婦喧嘩	家父女狂ひ	6	23	48
	家父酒飲み	11		
	家父怠惰	1		
	家父盲目、ひがみ	1		
	家婦怠惰	1		
	家父：男つくつた家婦：送金せず	1		
	特別理由なし	2		
父に反感	父冷淡、頑固	3	5	10
	長男と其他を差別待遇	1		
	母に對する父の態度に	1		
父と繼母に反抗		1	16	33
繼母と折合はず		9		
繼父と折合はず		2		
養父(母)と折合はず		4		
父と長男折合はず		1	4	8
父と祖母と折合はず		2		
兄の嫁が惡く家庭亂る		1		
計			48	99

かゝる夫婦喧嘩の結果として生ずる離婚、又は前に述べた様な家父或は家婦の不行跡の結果、繼父や繼母を、時には情夫情婦の形で、家庭の中に導き込むことがある。さうして、繼父や繼母と繼子との間はとかく圓滿を欠き勝ちのものである。實際の親と子の間に見られる様な純粹の愛は繼父母と繼子との間には生じ難いからである。そこで、夫婦喧嘩に基く離婚、家父や家婦の不行績は繼父や繼母を家庭の中に導き込むと同時に、繼父や繼母と繼子との間の問題を齎して來る。その例も第十表に出て居る。繼母と折合はず、繼父と折合はず、がそれである。又、繼父繼母の問題でなくとも、養子などにやられて、養父母との間に問題を起すこともある。これも第十表に見られる通りである。

それから、家族關係の不圓滿の事例として、第十表に少年が父に反感を抱いて居る場合が出て居る。その場合を見ると、父が冷淡、頑固と云ふこと、父の長男に對する特別待遇、母に對する父の高壓傲慢な態度、が父に對する反感の原因になつて居る。恐らく父の思想から言へば當然のこと普通のことをして居るのであらうが、時代を異にし思想を異にし居る子供の方から見ると堪へられないことであるのである。時代の進展に伴はない父の思想が問題を起して居る例である。

以上述べた様な、夫婦喧嘩、繼父繼母の問題、父に對する反感など、家族關係が圓滿でない家庭に於ては、少年をして家庭に對する親しみを失はしめ、家出をしたり家庭外に隱れて不健全な遊びをなさしめる様になることがあつて、少年の危險性の規定條件の一つとして見落すことが出來ないのである。

それから、家父や家婦の不行跡が激しかつたり、繼父繼母の問題が甚しかつたり、家族關係が著しく圓滿を欠いて居る様な所では、家庭教育乃至家庭に於ける躾けと云ふ様なことは殆んど問題外の場合がある。そこで、斯う云ふ場合は仕方がないが、今、躾け方の問題になる様な場合について、躾け上の問題を調べて見ると第十一表の様になる。

子供を躾けるのに甘やかしてもならず、頑固であつてもならない。第十一表によつて甘く育てられて居る場合を見るに、兩親が甘やかして居る場合がある。祖父母に甘く育てられて居る場合がある。子煩惱であり孫煩惱であるのである。孫煩惱の場合には、兩親の無い時など尙更に孫煩惱が發揮されるのである。次に、養父母に甘く育てられて居る場合がある。これは義理の子供である所から世評を重んじて甘く育てゝ居る例である。それから一人子である所から溺愛されて居る少年がある。又、長

第十一表　躾け方

躾け方		實數		%
甘やかさる	兩親に	4	16	30
	祖父(母)に	4		
	養父母に	2		
	一人子で	2		
	男の子一人なので	1		
	長男で他は全部女故	2		
	末子で	1		
虐待さる	養父(母)に	3	21	40
	養繼母に	2		
	叔父に	6		
	繼母に	7		
	繼父に	3		
父頑固、短氣、		4	10	19
父嚴重母甘く		2		
父の叱り方亂暴		3		
子供を無暗に輕蔑		1		
子守などさせて學校を休ます		3	5	9
母死後父と料理屋へ		1		
母が本人を連れて料理屋へ働きに		1		
母の躾け方環境に沿はず		1	1	2
計			53	100

男であるとか末子であるとか云ふ出生順位によつて甘く育てられて居る場合がある。更に、女のみの子供の間に一人男として生れることも甘く育てられる原因をなす場合がある。參考のため、前に使用した二八一名の少年のうち、調査不能の一名を除いた、二八〇名の出生順位を調べて見ると第十二表の様になり、一人子、同胞相互の性別を調べて見ると第十三表の様になる。わたくしどもが社會生活を營んでゆくには一定の訓練と鍛煉とを必要とするものであるから、無暗に甘やかしたり溺愛することは、訓練と鍛煉を欠くと云ふ意味で躾け上問題としなければならないのである。

第十二表　出生順位

出生順位	實數	%
1st	78	31
2nd	63	25
3rd	49	19
4th	21	8
5th	20	11	8
6th	11	4
7th	10	4
8th	2	1
計	254	100

第十三表

		實數	%
一男女異	子み人胞	26	32
	人ので男一同	19	23
	みで母同	15	18
	の父	22	27
計		82	100

次に家庭に於ける躾け上の問題として虐待されて居る例が出て居る。虐待して居る人々は養父母とか養繼母とか、乃至は繼母、繼父、叔父である。兩親或は一方の親の不行跡死亡等から由來して居る養育者の變化に基く虐待であることが分る。

其他、父が頑固であるとか短氣である例が出て居る。又、父の叱り方が亂暴である例がある。叱り方が亂暴と云ふのは、棒で叩いたり縛つて天井に吊したりするのである。これが父でなしに繼父でゝもあれば、正に虐待と云ふことになる。これ等の父はかやうに育てることを普通の躾け方法、乃至は嚴格な教育方針と考へて居るのであらうが、正しい教育方法とは言はれないのである。それから、子供を無暗に輕蔑することも、子供を萎縮させ子供を將來に伸ばす所以ではない。時には、あまり輕蔑されて家庭や學校に對する親しみや興味を失ひ、活動寫眞などを隱れて見に行つて滿されない氣持ちを滿す様になることがある。母の死後、父が料理屋遊びをするのに子供を連れて行つたり、父の死後子供を連れて料理屋へ働きに行つたりすることなどは、思はざるの甚しいものである。さうかと思ふと、子守などさせて學校を休ませて居る家庭もある。經濟上已むを得ないのかも知れないが、子供に對する教育熱も低いのである。尤も、これが躾けなど問題にならない所では、父の賭博の罰金を納入するために學校をやめさせられて子守奉公に出されると云ふ様なこともあるのである。

かゝる事例に引きかへて、母が自分の手一つで子供を育てる所から、買喰ひ其他色々躾け上に注意して居る場合がある。併し、殘念なことには、子供の躾け方の科學的知識に欠けて居た爲に、その買喰ひを禁止したりした躾け上の注意が彼等の住んで居る周圍の環境に沿はなかつた爲め、却て子供の買喰ひの好奇心をそゝり、その子供は隱れて買喰をすることを始め、その爲に盜みを始め結局、子供を失敗させて居る例がある。前と全く逆の例ではあるが、躾け上の問題として閑却出來ないのである。

註　靑木誠四郎氏は、中學生の八五・二%が實父母に育てられて居るのに對し、犯罪の少年は五一・八%に過ぎぬとの數字を出して居られる。(『個性調査の原理と方法』二四頁)。

スポーツマンには冒險を愛する心が必要である。而して、それを理解し、敢行するの勇氣がなければならない。活氣に滿ち〳〵た自發的精神が必要なのである。たとへ、如何なる危急の場合に臨んでも、速斷速行、しかも、飽くまでも沈著で、變に堪ゆるの力を固持してゐなければならない。此等の、スポーツマンの特質の一つでも、少年訓練の規矩たらざるものはないのである。

英國新王
エドワード八世

刑政第49巻第3号
矯正図書館

The New Prison Program in Italy

Dr. Nathaniel Cantor

イタリアの新行刑制度 (二)

米國ニユウヨーク州
バツフアロー大學教授
ナサニエル・キヤンター

(六) 刑罰と犯罪豫防

Punishment versus Prevention

いかなる社會理論、いかなる社會制度といへども、其自身ひとりでに働き出すものではない。行爲能力のある人間の支配に俟つ何か或る形式でのオーガニゼーション（組織作用）を通してのみ、初めて其目的に從つて働き出すのである。であるから、イタリアの新しい行刑上の諸の方案の價値を評價せんがためには、先づ、此等の方案の適用せらるべき施設と並びに其の實行を指揮し支配する職員とを觀察しなければならないのである。

先づ、イタリアの行刑施設について見るに、禁錮に處せられたるものの場合と保安處分の下に留置せらるゝものの場合とによつて其處遇を異にするのである。この點については行刑局長ノベリ氏は次の如く述べてゐるのである。「已に一たび施設の規則と訓練とを遵奉するに至れば、留置は、一に以つて、教化と治療との任務の成功を可能ならしむるの一手段として考へて差支ないもので、從つて、保安施設の目的の達成に必要でない制縛は一切除き去つて差支ないのである」。(四)

保安處分の目的は、教育と作業とを織り交ぜた特殊の制度で、留置者をして新たに社會に適應するの道を學ばしむることによりて達し得られると思考されてゐるのである。之に反して禁錮の目的は、收容者を威嚇し恐怖せしむると同時に、一般市民の犯行を敢てすることを防止せんとするに在るのである。是に於てか、この二つのタイプの施設の間には、根本的な差異の存してゐることゝ誰しも期待するのに無理はないのである。今、其特長なりとする點について二つのシステムの間に存する主たる差異と思はるゝ所のものを指摘するために、自分は行刑局長ノベリ氏の述べてゐる所を引證したいと思ふのである。

氏の陳述してゐる所によると、最も重要なる差異と見るべきものゝ中には次のようなものがある

(一) 保安處分による留置者は其人の姓名で呼びかけられるのであるが、受刑者は番號で見分けられるのである。

(二) 受刑者にとつては、作業は常に刑罰の一要素と考へられてゐるのであるが、保安處分の下に在つては、作業は其本質として教化を及ぼし社會適應の道を學ばしむる一手段と考へられてゐるのである。

(三) 受刑者は、給養費及び裁判費用を支拂ひ、且つ、犯罪より生じたる損害を賠償しなければならないのである。留置者は、給養費を除き賃金の全部を取得するのである。

(四) 受刑者も留置者も共に規定以外に餘分の糧食を購買し得るのであるが、受刑者は其量に於て一定の制限を加へられるのである。

(五) 賃金(wage)は一月約三四仙であるが、留置者は受刑者より約一仙以上多く支給されることになつてゐる。

(六) 留置者は、書信並びに接見に於て受刑者よりも多くの特權が與へられてゐる。稀れではあるが、一時的自由を許されることもある。

(七) 留置者は、「社會的危險性」のなくなつた時には釋放され得る機會を有つてゐるのであるが、受刑者は確定刑期に服さなければならないのである。(五)

(四) (五) ノベリ氏「保安處分の執行」("L'esecuzione delle misure di sicurezza detentive")

保安處分の目的、即ち、箇別的なトリートメント（處遇）によりて將來の犯行を豫防しようといふ見地からすると、處分の有效なりと考へられ得る要素は、作業と教育と並びに施設内に費さるゝ時間の長さだけしかに過ぎない、と自分には思はれるのである。しかしながら、此等の二つの場合に於てすら、少くも行刑並びに豫防施設の現在の管理方法の下に在つては、何等重大な差異を識別

することは困難なのである。(六)現に、自分がイタリアの行刑豫防の幾多の施設を視察してゐる間にも、作業の形式に於て何等重大な意義のある差異を發見することができなかつたことを、お氣の毒ではあるが、白狀しなければならないのである。自分は、受刑者のために設けられたイタリア最大の授産刑務所(industrial prison)も保安處分の下に管理さるる留置者のための大きな授産場の一つとを訪ふて、兩者の根本的な差異を發見しようと試みたのである。しかし、それは徒勞に屬したのである。實際の話が、收容者の技量能力に應じて作業を割り宛てるといふことは他の國々に於けると同じく、イタリアに於ても、それは難事なのである。避くべからざる經濟上の必要から、作業のタイプを制限しなければならなくなるといふ點を別としても、特殊の種目の生産品に對する需要の多いといふことがまた、行刑豫防兩施設に於ける作業の種類を制限することになるのである。(七)

(六) 先年のロンドンに於ける國際かんごく會議で、フェリー及リスト兩氏が共々に、保安處分と刑罰との間には本質的の差別はないと主張したことは、注目して可いと思ふのである。

(七) イタリアの司法省には、作業委員(Labor Commission)なるものが設けられてゐて種々の施設に割り宛てらるべき作業の種類と數量とを決定することを其任務としてゐる。この作業の大部分は「官用制」("state use" system)の下に行はれることになつてゐる。イタリアの受刑者並びに留置者の殆んど凡てが僅々數ヶ月の內に使用に堪ふるといふ事實に徹しても、この委員の實際の業績のすばらしいものであることが證據立てられるのである。

二つのタイプの施設に於ける教育上の事功は、アメリカのプリズンに於て行はれてゐる程度以上には出てないものである。學課の課目も何等の差異はなく、普通の小學校程度の課目が與へられてゐるのである。ライブラリー(看讀書庫)も別に大して目に立つものはない。德教並びに社會教育を擔當してゐる職員についても。イタリアに於ける問題も、又しても、他の國々のそれと何の異りもないのである。何處も同じでこれといつて格別の才能も訓練も有つてゐない看守の大勢と、たまに上級の官吏に二三の秀拔なものを見出すことのあるに止るのである。

前にも言つた通り、保安處分の留置者は、「社會的危險性」("social dangerousness")がなくなれば、釋放されても可いことになつてゐるのである。之に反して、受刑者は、確定刑期に服せなければならないのであるが、しかも、だがまた、彼等は、刑期の一定部分を終了すれば、假釋放を許され得ることになつてゐるのである。「累犯者」("old timers")は受刑者として優良の受刑者だとはかんごくの管理に長い經驗を有つてゐる刑務官のよく言ふ所であるが、全く其通りで獄則を守つて巧に調子を合せて行くのが、施設に在るもの、智慧の始めで而して終りで、之に越す賢しい方法はないのである。で、留置者の「社會的危險性」の消滅は大分は施設に於ける本人のレコード(成績記錄)によつて定められるのであるし、受刑者の假釋放はまた所謂「グツド、コンダクト」(行狀優良)の記錄に基くものであるから、この二つの場合に於ける釋放の時期を確定するに當つて、標準とする處に大した差別はないのである。理論の上からは、監察判事は、留置者及び受刑者の現狀本人の犯行過去の履歷に關する凡ての事實の精到なる檢討によつて釋放の時期を定むることになつてゐるのであるが、實際は、彼は、施設に於けるレコード、所長の上申、裁判の一件記錄及び警察官の提供し得る總有る記錄に依賴してゐるのである。收容者の處遇に關する限りに於て、アメリカに見るが如き所謂ケース、ワークとして系統の立つた犯人に關する社會調査は、イタリアでは未だ知られてゐないのである。更らに其の上に一ケ月に一度か二度僅か數時間、四五百か又は一千、時によれば、其以上の收容者を有つてゐるいくつかの施設を、判事一人で巡閱するのであるから、行刑理論の求めて已まない「處遇ノ箇別化」といふが如きものを實現するのは、頗る難事と言はなければならないのである。

(七) 行刑理論 Penal Philosophy

以上の如く、イタリアの行刑制度に兩樣のシテスムの並び行はるゝことについての最も重大な非難の存する所は、二つのシステムの紛糾して根本的に明徹性を欠くことである。自分が親しく談を交へた司法省の高官連は、このプログラムの統合完成せられるのは唯だ時間の問題だと幾度か口を極めて說き立てゝゐたが、これは、新しいシテスムの二三の細部については眞なりと云へるかもしれないが、新しいプログラムの根本的の特質は心理的から看ても論理的に看ても兩つながら全きものでなく不堅實なものであると、自分には思へるのである。

保安處分の執行は殆んど常に禁錮刑に次いで來るものであることは、記憶されてゐなければならないのであ

る。犯人は、たとへ法律上ではないにしても、實際は、禁錮と豫防勾留との二重の刑に服することになるのである。初めに、犯人は處罰せられ、呵責せられ威嚇せられ、姓名の代りに番號で呼ばれて、己れの罪を贖はしめらるゝのである。それから、社會的に彼をして不合格者たらしめ深く忿恨の念を蓄へしむるプリズンに於ける長い生活の後、改めて豫防施設に移され、さて、其處で更らに再び社會適應性の養成に訓練せしめられようといふのである。（玆處では、自分は、特に、最も重大な社會的危險を構成してゐる常習犯人並びに職業犯人について言つてゐるのである）。

思ふに、イタリアの學者は論理上根本的に相反する二つの觀念を合一せしめようと企てたのである。新しい刑法には、實證主義の要素が取り入れられてはゐるが、それにも拘らず、優勢な舊派（クラシカル）の傾向は依然として堅壕に據つて踏み留まつてゐるのである。原來、刑罰其者としての根本の態度と犯罪豫防といふことは相一致しないものである。豫防の組織の中の一手段としての刑罰ならば、立派に理窟は立つが、しかし、刑罰が拘禁の第一義の目的として受け取られ、而して、道德上の責任者たる犯人は已れの行爲のための故に苦痛を忍ばなければならないといふ理由で正當なるものとせられるならば、然らば、それは已に實證主義の主旨とは何のかゝはる所もなくなつて了ふのである。

一は其中樞をなす道德的責任論を提げて傳統的な舊派のシステムを支持し、而して、刑罰を以て犯罪に對抗せんとする。他は、法律上責任あるものと宣告せられたるものに對して社會防衞處分なる制裁（サンクション）を加ふることによつて社會を保護するといふ實證主義の見地を是認するのである。吾人は二者其一を撰ばなければならないのである。この差別は單に道德的とか法律上とかいふ術語の上での差別に過ぎないものではないといふことは、特に深く心に留めてをかなければならないのである。前者に在つては、犯罪並びに犯人の問題を道德上の假定によつて解決しようとし、後者に在つては犯罪を一箇の社會的現象と看て、吾人の常にあらゆる他の社會的現象に對する場合と同じく、これを制御せんがためには先づ是を理解せざるべからずといふ態度で、この犯罪なる一箇の社會的現象に近づいていかうとするのである、この見地の差別は、受刑者の處遇の上に非常に大きな關係を有つことになるのである。差別は根本的である。であるから、若し同時にこの二つの見地を支持しようとすれば、たゞ理論の混亂を來たすばかりで、しかも更らに一層惡いことは、實行に悲劇の伴ふことである。モーゼの十誡律と科學者たるガリレオの實驗觀察の方法とは、水と油のように決して混和し得るものではないのである。

自分は、この小論文で、わざと少年犯人の處遇、リホーメートリー（矯正院）又は、受刑者の釋放後の保護に關しては筆を著けなかつたが、イタリア政府のサルヂニア及びタスカニー列島に建設した受刑者のための農場並びに授産場（agricultural and in dustrial colonies）は數千エーカーの地を占むる廣大なもので、控へ目に言つても、虚弱者に身體改造の好機會を供するものと云へるのである。受刑者の釋放後の保護を監督する半官半民の保護會（Council of Patronage-Consigli di patronato）は、自分の信ずる所によれば、イタリアの新しい行刑制度のプログラム中で推奨するに足る最好の創案である。

（八）　右の保護會については、昭和九年四月號「刑政」所揭同じくキヤンター博士の「イタリアの保護會」なる記事を參照せられたし

（完）

Journal of Criminal Law and Criminology, July, 1935

米合衆國政府所屬麻醉劑常用者收容場

一九三五年五月、ケンタツキー州レキシントンに開場せられた合衆國政府所屬最初の麻醉劑常用者收容場（United States Narcotic Farm at Lexington, Kentucky）は、麻醉劑常用者たる受刑者を行刑上の問題としてよりもむしろ醫療上の問題として取扱て健康と訓練とを與ふる最初の進んだ試みとして、司法省行刑局長サンホード・ベーツ氏（Sanford Bates, Director, Bureau of Prisons U. S. Dept. of Justice）は大方の賞讃を博してゐるが、まだほんの試驗時代で設備も完全とはいかないが、已に、フエデラル・プリズンス（政府所屬刑務所）からの三百の麻醉常用者、このレキシントンで治療を受けるといふ條件でプロベーション（保護觀察）に付された犯人、及び、自ら志願して玆處でのトリートメント（醫治）を受けたいと望んだ若干者の收容を了したのである。玆處に備へ付けられたベッド（病床）は一千で、現在は男子ばかりを收容することになつてゐるが、近き將來には、現在の設備の附屬として女子をも收容する設備を企劃中である。

Prison Journal, October, 1935

新刊紹介

□シモン・ヴァン・デル・アー編纂『**各國行刑事情概要**』(Aperçus pes systèmes pénitentiaires, publié par J. Simon Van Der Aa, 1935)

之は「各國刑法並刑務報告集 Recuéil de documents en matière pénale et pénitentiare」一九三五年の特別號として國際刑法並刑務會議事務當局者に依り編纂せられたものである。此の種の出版物の出現には早くから熱心な要望があり、國際刑務會議に於ても屢々問題と成つて遂に事務當局は之に着手したのであるが、世界大戰は一時其の事業の遂行を挫折せしめた。本書はロンドン會議以後十年にして漸く完成を見るに至つたが不幸にして未だ加盟主要國の全部を採錄するに至らず、日本、スペイン、オランダ、アメリカ等の記述の無いのが寂しい。其の内容は第一、立法で行刑法規の形式、行刑の組織、刑罰、保安處分、刑罰の運用、未決拘禁等を載せ、第二、行政は官廳の組織、官吏、行刑の實質的内容、其他、第三、豫防では釋放者保護、監視等、第四に少年、第五に統計、最後に以上の結論と其の國に於ける將來の理想計畫とを收錄する。何れも以上の諸項目に對する各國委員の報告を基幹とするものであつて其の國の事情を外國人に依つて書かれたもので無い點に於て其の正確性に充分信賴するを得る。各國事情の比較研究を爲さんとする者にとつて頗る貴重且つ豐富な材料を提供してくれる無二の好文献として推稱するを憚からない。本文八〇四頁。尚序で乍ら、本書出版後に到達せる我國提出の資料は、他の國のそれと共に近々本書の中に印刷を附加せられる旨、事務當局から通知のあつたことを附記して置く。(N)

□フランツ・エックスナー著『**米國旅行に於ける刑事學的報告**』(Franz Exner, Kriminalistische Bericht über eine Reise nach Amerika, 1935)

米國の大學教授が安息年 Sabbatjahr と稱して七年毎に半年乃至一年間の見學旅行を許されるのを羨んで居たエックスナーが、圖らずも一九三四年にバイエルン政府より米國旅行の機會を與へられ、勇躍して其の國の刑事學界を調査して來た報告を纏めたのが本書である。「刑事學的見地に於て、ドイツは米國に學ぶ可きものありやと問はれる毎に、刑法、刑事訴訟法に於ては皆無、行刑に於ては多少、刑事學の研究に於ては大いにそれがあると私は答へる」と言ふのが其の要點である。内容は三編に分たれ、第一編は「犯罪と裁判狀態」其處で米國の奔放なる犯罪狀態の新傾向を見、刑事訴訟手續が徒らに自由主義の保持に墮してグロテスクなものと成つて居ることを擧げ、刑法の世界に於ては更に不定期刑の擴張せらる可きを說く。第二編「行刑に於ける最近の試み」では、拘禁、作業、處遇等を一瞥したる後、其の目標と而して之に捧げられる所の熱意とに學ぶ可きものありと爲し、更に此處でドイツ最近に於ける反動的行刑思想を想起して居る。第三編は「刑事學的研究に於ける反動的行刑の試み」で、學者並に實際家に依り行はれて居る各種の實證的研究法を擧げて或は批評し或は驚き乍ら、結局、刑事學的研究に對する理解の深きこと、其の業績が遙かにドイツに先んぜることを讃歎して居る。雖然として多角的な米國刑事界に於ける中心點が巧みに捉へられて居る點に於て大いに參考とす可きものがあり、尚、さきにものされたリープマン、フロイデンタールの視察記と對照する時は、其處にも興味の深いものがあらう。本文八六頁。(N)

□ハインツ・フォーゲルザング著『**未決拘禁者の人格調査**』(Hienz Vogelsang, Untersuchungsgefangene, 1935)

一九三三年プロイセン行刑並恩赦法の第三三條は「少年受刑者に對しては特に其の教育 Erziehung und Fortbildung に重きを置く可し」と規定して居るが、其の可能なるが爲には、受刑者の人格に就き心理學的、性格學的基礎に於ける正確なる知識と、而して之によつて打樹てられた行刑教育學 Strafvollzugspädagogik の存在を前提とする。著者は强き愛國心の下に、此の點に對する貢獻よりしてドイツの國力を發揚せんとして(彼自ら之を宣言して居る)實證的研究に着手をした。其の第一歩として十五歳より二十三歳迄の未決拘禁者の「心理學的統計的」調査を行つた報告が本書である。其の方法としては從來の如く「質問票を基礎とする純然たる統計的材料を扱ふこと」を止め「自ら被研究者箇々に直接して」其の結果を纏めたものであると著者は言ふ。教育、知能、年齢、職業、等十二項目の方面より觀察した一の統計が其の内容に成つて居るが、之が、果して著者の廣言するが如き、行刑教育學の基礎付けと成るに足るが如き業績なりやは甚だ疑問である。本文五六頁。(N)

刑政第49巻第3号
矯正図書館

□エリツヒ・プリツチユ著『**イタリー少年裁判所法**』
(Erich Pritsch, "Jugendgerichtsgesetz vom 20. Juli 1934, mit Erläuterungen und einem geschichtlichen Überblick über des italinische Jugendstrafrecht." Berlin und Leipzig, 1935).

一九三五年七月二十日のイタリー少年裁判法を獨譯し詳細に註解するとともに別に同國における少年刑法の沿革に一瞥を與へてゐる。イタリーの刑事政策を知る上に良參考書を又一つ加へたわけである。著者に依ればイタリーに於ける少年立法の源は既に一八八九年の刑法（Codice Zanardelli）に發してゐる。以來一九〇八年の司法大臣オルランドの回章は少年犯罪者の刑事上の特別處遇を行政處分を以てなさんとした最初の試みでありそして一九一三年の刑事訴訟法中にも少年犯罪者に對して若干の訴訟法上の特則が與へられてゐる。が少年に對して統一的單行法を制定しようとしたのは一九二二年のクアルタの草案であり、世界大戰後に於てこの單行法制定の氣運は益々濃厚となつた。然しこれが除々にではあるが實現を見たのはファッシズムの政權を得て以來のとであつた。ファッシズムの「一九二五年の母子國營保護事業」はこの目的に資するところ大なるものあり、これに一九二九年の司法大臣ロッコの回章が結合して、改正の實行に一歩を進めたのであつた。更に少年裁判發展の法律的基礎となつたものは一九三一年より實施されてゐる改正刑法刑事訴訟法、並びにこれらの施行令としての保安・刑務所規則の三つである。著者はこゝに至るまでの諸法令並びにこれら三つの諸法令について夫々少年法的な規定を跡づけてゐる。而して少年裁判所法を生んだものは極めて明瞭に少年の「社會生活への復歸」てふ教育的目的と民族の維持發展てふファッシズムの民族的目的とであり、著者はこれに依つて一九三三年のイタリー刑法の根據となつてゐた刑罰の應報的性質は敗退し、嚴に區別されてゐたところの刑と保安處分との對立が消失されたとする。なほ著者に依ればこの法律は次の四目的を達せんとするものであるといふ。即ち、一、少年司法を專門化せんとしたこと、二、刑罰權を斷乎として少年の社會適應といふ目的に適合せしめんとしたこと、三、粗略兒の教育に依つて犯罪を防止せんとしたこと四、刑餘少年等の社會復歸を可能ならしめんとしたこと、の四である。本文五十一頁、「外國刑法典叢書」（Samm-lung Ausserdeutscher Strafgesetzbücher）の第五十一卷として出版されたものである。（O）

□ナサニエル・カンター著『**犯罪**』
(Nathaniel Cantor: Crime, The University of Chicago Press, 1935)

四十四頁のパンフレットである。學校教育、成年教育及勞働者教育のために社會科學に關する初歩を說くことを目的とする「アメリカ初等教科書」（American Primers）の一つであり、專門語を用ひることを避けてゐる。從つて、極めて、平易である。然し、著書は名にし負ふカンター教授であり、犯罪現象にアメリカに於けるそれを說いて餘すところがない。專門家にとつても、これによつて學び得るところ少くないであらう。內容は、家庭、學校、友人、映畫、貧困、失業、移住民等々の一々について犯罪の原因を探り、『如何にして人々は罪を犯すに至るか』『どんな場合にもあてはまるやうな既製品的な單一の答はない』ことを教へ、續いて、「犯罪に對する新しい態度」として古き應報的なるものの排除を唱へ、「ボルシエヴオ」（Bolshevo Colony）を紹介、終りに犯罪豫防の方法について示唆多い言葉を投げかけてゐる。『われわれは、われわれの社會よりも良い社會を次の時代の人たちのために用意しなければならない』といふのが、本書の結びの言葉となつてゐる。加へられた二十の插畫がまた頗る秀逸であり、卷末には犯罪に關する參考書が內容の說明を付して擧げられてゐる。簡にして要を得るとは本書のために作られた語であらう。定價二十五仙。（T）

御下賜金傳達式

二月十一日紀元節の佳節に當り、畏き邊りでは社會事業御奬勵の御思召を以て、御內帑金御下賜の旨仰出あり、司法省では十一日午前小原法相が宮內省へ出頭し御下賜金を拜受し、直に司法大臣官邸に於て都下各團體代表者にそれぞれ傳達、一場の訓示の後に式を了つたが、地方の分は夫々その地の刑務所に於て同じく傳達式を擧行した。

尙御內帑金御下賜の光榮に浴した司法省關係の分は、釋放者保護團體　一五三、少年保護團體　五六である。

海外時報

一九三五年度全米行刑會議

アメリカン・プリズン・アソシエーション（全米かんごく協會）では、其年次大會たるアメリカン・プリズン・カングレス（全米かんごく會議）を一九三五年十月二十六日より三十一日までヂオールヂア州首都アトランタ市に於て開催した。今回は第六十五回目の大會に相當し、會議に參列した委員は五百二十五人、デイストリクト・オブ・コランビヤ及びキヤナダの外に、合衆國の四十五州が代表されたのである。この協會は、一名を行刑練習協會（Penal Training Association）と呼ばれるほどで、大會に於ける演壇は、受刑者を良民に訓練する方法についての論壇たるのみならず、行刑矯正の兩施設並びに兩者に關する諸團體のために新たに選まれた多くの委員にとつても有益な敎訓練習を與へたものである。アメリカン・プリズン・アソシエーションは、過去六十五年の間に、其補助機關として少年保護團體國民會議（National Conference of Juvenile Ageneies）、國民プロベーション協會（National Probation Association）全米パロール（假釋放）協會（American Parole Association）等の諸團體を合流せしめ、尙また、會議には常設の部會があつて、典獄組合（Wardens' Association）、敎誨師組合（Chaplains' Association）、及び、受刑者援助國民協會（National Prisoners' Aid Association）もそれ〳〵部會の一つとなつてゐるのである。

會議の第一日（二十七日）は、劈頭、少年保護團體は「少年施設に於ける訓練方法」（"Institutional Traning Programs"）に關する報告をなし、「社會に於ける父兄の敎育」（"Parent Education in the Community"）並びに所謂「問題」兒童（"Problem" Children）の特殊敎育の如き問題を提起して會議の注意を喚起したのである。裁判所は、單に裁判の機能を盡くすばかりでなく、調査の機能をも具有しなければならない。且つ、少年施設の主たる目的は懲罰的であつてはならないもので、敎化的でなければならない、といふのが少年問題に關する會議の意見の一致した所であつて、尙ほまた、犯罪の原因及び其對應策、犯人の社會復歸については、一般社會の側で今日よりも更らに一層大きな責任を負ふべきである、といふ意見が支持されたのである。

第二日の午後の總會では、ニューヨークのシン・シン・プリズンのワーデン（所長）リユウイズ・イー・ローズ氏は一篇の論文を朗讀し、中に、「敎化と社會的更生は受刑者の行刑施設に在る間相提携して行はれなければならない」と曰ひ、更らに進んで「行刑施設に於ける精神病學（サイキエートリー）の運用が受刑者の良民生活への復歸に關して確乎たる建設的の要素たらんがためには、實際に迂なる學究的なものとなることを避けなければならない」と述べ、最後に「受刑者をヒユウマナイズ（敎化）するの有效なる方法はソーシアル・ケース・ワーク（犯人身元調査——主要なる社會事業（ソーシアルワーク）の一部門）と分類の原則とを巧みに適用することである。今や、報復を以て行刑施設の唯一の目的とする觀念を棄つべき時は迫つてゐる」と主張して壇を下つたのである。

第三日目の夜の會同に於けるアメリカン・プリズン・アソシエーションの會長（プレシデント）たるスタンレー・エーシユ氏の會長就任挨拶で、氏は、「行刑政策の目的は社會の防衛に在り、而して、分類、箇別處遇、並びに、時機宜しきを得且つ監視の完きパロール（假釋放）の方法により社會は最も效果的に防衛せらるゝものである」、といふ氏の信念を繰返し確言したのである。

合衆國政府所屬刑務所レブンウオース・プリズンのワーデン（所長）ツアーブスト氏は、推賞するに足る論文を朗讀したが、中に、氏は、多くのプリズンの收容人員の超過し、賦課すべき作業の欠きしため受刑者の手を空うするの實狀を慨いてゐるのである。氏は、プリズンに於ける作業問題の解決の難きは刑務所の作業と普通產業との利害の衝突に由るものであると曰ひ、「現在に於て、此事が最も重要にして亦た最も困難なる行刑問題である」と述べ、終りに「受刑者の處遇の傾向は何處も同じく彼等の社會的更生を目指してゐるのであつて、これは、勿論、そうなくてはならないものである。合衆國政府所屬のプリズンに於けるソーシアル・サービス・ユニツト（社會事業部職員）は、このワークの分類の宜しきと共に受刑者の了解を得てゐるので、よくこの目的に副ふことがでよきう」と言明してゐたのである。

釋放前並びに釋放後に於て、凡ての受刑者のために行はるゝ同じく社會事業の一たるケース・ワーク（本人の身元調査及び指導）の必須欠くべからざるものであることは、ペンシルバニア・プリズン・アソシエーションの主事フレーザー氏の主張する所であつた。次いで、會議

の論議は次第に犯罪の原因と其防止に關する考察に入り犯罪の防止は、警察官吏より假釋放の監視吏に至るまで犯罪を處理する凡ての機關の協力統一に俟たざるべからずといふ意見に歸結したのである。

茲處に、この會議に獨特の興味を添へたといふべきはこの協會の刑法委員の手元から、假釋放法、行刑改良、並びに、現行刑法は受刑者の改善を促すものなるや、はた又た、妨ぐるものなりやの三つの問題に關してそれ〴〵意見を開陳した三人の受刑者の論文が會議に披露せられたことである。この三人には賞金が與へられ、論文は委員によつて朗讀せられたのである。此等の論文でみると、此等の問題についての受刑者自身の反應感情が面白く描き出されてゐるのである。就中、彼等は、規則攻めの受刑生活が、受刑者に責任を負はしむることなく、從つて、彼等の自尊心を奪ひ、就くべき作業なく徒手晏坐するの却て心中の苦悶を大ならしむるため、心身二つながら有害な影響を受くることが大きものと感じてゐるらしいのである。特に、終りの場合の如き、現在の作業の閑散な狀態の下に在つては、其影響は特に著しいことが分明かるのである。

ニュー・ヂャーシー州の行刑局長（Commissioner, Department of Institutions and Agencies）キリアム・ヂエー・エリス氏は、不景氣（デプレッション）の行刑施設の經營に及ぼした影響を明かにする最近數ケ月に亘る調査の報告を提出した。氏は、大部分豫算は削減せられはしたが、同時に、N R A（國民復興局）其他政府の諸官省からかなりの仕事が多くの刑務所に供給されたことを發見したのである。尙ほ、この調査によりて、過去五年間に於て、幾多のステート（州）でパロール（假釋放）違犯の件數が殆んど倍加したことが明にされたのである。

パロールについては、第四日目の午前の會議に、同じくニユウ・ヂャーシー州の假釋放部長（Director of the New Jersey parole system）ウインスロップ・レーン氏から、各ステートに於けるパロールの歷史と其實際について調査した立派な報告が提出されたが、氏は、多くのステートに於ては假釋放法は只だ名のみにて、十分と見るべき監視は殆んど存してゐない事實を慨いてゐるのである。氏は、十分の調査、組織の杜撰でない政派と關係のない假釋放委員、及び、人員の充分な假釋放監視職員、この三つの基本的要素がなければ、假釋放法ありと大きな口はきけないのである、今日の如くパロール法に對する非難の聲の高いのは、大部分のステートで此等三つの條件が行はれてゐないからである、と言明してゐるのである。合衆國政府司法省の長官カムミングス（Attorney-General Cummings）配下の犯罪調査委員の長たるヂヤステイン・ミラー氏も、この意見に贊同し假釋放執行のレベルを今日の狀態より更らに一層向上せしめ、且つ、行刑施設の管理と受刑者の假釋放の決定とに於ては理論をして更らに一層實際に切實ならしめ統整の功を擧ぐるに努めなければならない、と熱心に主張したのである。

此等の理想と向上運動とが實現に至ることの容易ならざることは、協會のヂエール（カウンテイ（州の行政區劃の一）に屬する小刑務所）の調査委員の手に成れる報告書に示されてゐる多くのヂエールに於ける悲しむべき狀態を見ても分明るのである。この報告につぐいて、此の問題についての討議に入つたが、シカゴの中央ハワード協會（Central Howard Association）の創立者にして監督たるエモリー・ライオン博士は、ヂエールが、ステート又は中央政府の所管に移さるゝまでは、到底大した改良は望まれない、と言明してゐたのである。

一九三六年度の會議はシカゴで開催さるゝことに決定したのである。

Journal of Criminal Law and Criminology, November, 1935



矯正図書館

訓令通牒

○刑務所長會同諮問事項答申ノ件

（司法省行甲第三二號
行刑局昭和十一年一月二十八日）

司法省行刑局長　岩　松　玄　十

答　申　書

昭和十年十一月招集ノ刑務所長會同ニ際シ御諮問相成候各事項ニ付熟議ヲ凝シ決議シタルモノ別紙ノ通ニ有之候間此段及答申候也

昭和十一年一月十五日

刑務所長會同諮問事項協議會議長

司法省行刑局長　岩　松　玄　十

司法大臣　小　原　直　殿

諮　問　事　項

一、勞役場留置者ニ對スル妥當ナル處遇方法如何

第一、勞役場留置者ノ特質

一、勞役ノ本質ハ現行法制上換刑處分ニ在ラス

(1) 强制勞働ニヨリ罰金ノ幾分ヲ代償セシムルコトヲ目的トス

(2) 留置其ノモノ卽チ自由ノ制限ヲ以テ罰金ノ幾分ニ代用ス蓋シ完納セラレサル場合ヲ豫定シテ判事カ罰金刑ノ言渡ト同時ニ豫メ言渡シタル一定ノ留置期　ノ滿了ニ依ツテ罰金刑ノ執行ハ全ク終了スルニ至ルモノナリ從テ罰金不完納金額ノ殘額ノ部分ハ留置ニ依ツテ執行セラレタルモノト解スヘク故ニ留置ソノモノ卽チ自由ノ剝奪カ殘額ノ部分ニ代用セラルヽ結果ト見ルヘキヲ以テナリ

政府ノ提案理由書、罰金又ハ科料ヲ納ムルコト能ハサル犯人ハ之ヲ他ノ刑ニ換フルコトヲ廢シ勞役場ニ留置シテ其ノ自由ヲ制限スルト共ニ便宜勞役ニ從事セシメ其ノ利得ヲ以テ罰金又ハ科料ノ幾分ニ充テンコトヲ期ス

(3) 留置ハ其ノ反射作用トシテ留置スル事ニ依ツテ罰金納付ヲ助長セシムル作用アリ

蓋シ罰金ヲ納付セサルトキハ留置ニヨリ自由ヲ制限セラレ且ツ又罰金ヲ分納スル場合ハ留置期間ヲ減スルヲ要スルヲ以テ受刑者ハ分納スルニ至ル之ハ間接ノ作用ナルモ所謂間接强制（民事拘留又ハ名譽强制）ニ非ス

二、留置期間ハ概ネ短ク且ツ收容期間豫定シ難シ

蓋シ罰金、科料ヲ納付スルトキハ何時ニテモ出場セシムルヲ要スルヲ以テナリ

三、留置期間短ク其ノ收容期間豫定シ難キヲ以テ技能ヲ有セサル者多キ留置人ノ作業習熟期間ナク且ツ一面現行監獄法施行規則第三十三條ニヨリ受刑者トハ之ヲ同一ノ監房又ハ工場ニ雜居セシムルコトヲ得サルヲ以テ技能アル者ト雖モ之ニ適當ナル作業ハ賦課シ難シ

四、勞役場留置執行ノ現狀

觀念上受刑者トハ別個ノ者ニシテ其ノ留置ハ財產刑ノ特質ノ一ナル不拘束主義ノ徹底ヲ期スヘキモノナルモ我カ現行制度ハ刑法第十八條ニ規定スル外其ノ執行ニツイテハ此ノ制度カ自由ノ剝奪ヲ含ムモノナルヲ以テ刑事訴訟法第五百六十五條ニヨリ自由刑ニ關スル規定カ一般的ニ準用セラル

監獄法第九條ニハ懲役囚ニ適用スヘキ規定ハ勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ニ準用ス

監獄法施行規則モ其ノ第十條ニ本則中別段ノ規定アルモノヲ除ク外懲役囚ニ適用スヘキ規定ハ勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ニ準用シ實質上ニ於テハ懲役刑ノ執行ト異ル所尠シ

五、勞役場留置者ヲ具體的ニ調査スルトキハ罪質ニ於テハ賭博、傷害、贓物犯等多數ヲ占メ犯罪性ノ濃厚ナルモノ犯罪ノ常習者等多キノミナラス行刑統計ニ示シタルカ如ク懲役ヨリ資格移動シテ勞役者トナルモノ尠カラス

第二、勞役場留置者ノ處遇方法要綱

以上勞役者ノ現狀ノ統計的觀察並勞役者ノ特質ニ徵シ現行法制ノ範圍內ニ於ケル妥當ト認ムル處遇方法左ノ如シ

一、原則

監獄法上短期懲役受刑者ニ準スル者ト見做スソノ指導精神ハ勞役場ニ留置スルコトニ依リ刑罰金ヲ補塡セシムル點ニ重點ヲ置カス（カヽル原則ハ現在ノ勞役場ノ作業組織ニ於テ不充分ナルハ統計的考察ニ徵シ明カナリ）短期間ナリトモ嚴重ナル規律的訓練ト勞働ノ習慣トニ馴致セシメソノ怠惰ナル習慣ヲ矯正シ社會離隔ノ機會ヲ利用シテ自己反省ヲナサシメ以テ犯罪性ノ矯正ヲナサントスル嚴格ナル敎化主義ニ置キ以テ

(一) 勞役場留置ノ特性タル自由ノ制限ニヨル罰金ノ幾分ニ代用セシメ

(二) 其ノ執行ニヨリ罰金ノ幾分ヲ補償セシメ

(三) 反射作用タル罰金卽納ヲ促ス事ヲ以テ現行法制上妥當ナリト信ス此處ニ於テ其ノ處遇ノ具體的方法ヲ概括スレハ左ノ如シ

二、處遇ノ具體的方法

イ、拘禁及戒護

晝間ハ工場ニ出役セシメ夜間ハナルヘク獨居拘禁トス

規律訓練ニ付テハ特ニ嚴重ニ監督シ規律違反ニ付テハ嚴格ニ懲罰ヲ行フ交談禁止、怠業、座臥不正等ハ特ニ嚴重

ニ監督シ些ノ違反アラシメサル樣ニス

ロ、作業

勞役場留置者技能アル場合ト雖モ現行規則ニテハソノ設備アル工場ニ出役セシムルコト能ハサル不便アリ技能アルモノハ敎化上必要アルトキハ受刑者ト同シ工場ニ出役セシムルコト（施行規則第三十三條改正）

強力作業ヲ賦課スル爲メ監獄法施行規則第六十六條ノ制限ヲ此ノ場合ノ者ニ對シ撤廢スルコト

作業ハナルヘク共同作業ナラサル單獨ニテ成工シ得ルモノナルコト

數量科程ニ就カシムルモノハ機械作業等ニ就カシメ怠慢ナラサル樣ニスルコト

時間科程ノモノハ特ニ嚴格ナル戒護ノ下ニ强役ニ就カシムルコト

科程ヲ終了セサルモノハ一定ノ時間ヲ延長シ得ルコト（施則年五十八條改正）

耕耘地ヲ設ケテ作業ニ就カシム

賞與金ノ不給與（但シ賞與金ヲ罰金ニ充當スル爲計算スヘシトスル意見モアリ）

尚懲役ニ引續キ勞役場留置セラルヽ者ニシテ作業賞與金アルトキハ强制的ニ其ノ罰金ヲ納付セシムルコト

ハ、敎化

個人敎誨ハ休憩時間ヲ利用スルコト

學校敎育ハ施サス

止ムヲ得サル場合ノ外接見及信書ノ發受ノ不許可

ニ、給與

第四級ノ受刑者ト同一ナラシム

衣類ハ自辨ヲ許サス淺葱色トス

ホ、賞罰

懲罰ヲ嚴重ニ施行シ懲罰執行中モ就業セシム

ヘ、釋放

釋放前日ト雖モ就業セシムルコト

釋放日ノ保護ハ受刑者ト異ナラサルコト

第三、理想案（刑法及監獄法ノ改正ヲ要ス）

一、自由勞働ニ依ル償却ノ制度

ロシア無看視强制勞働

刑務法豫備草案第百六十六條

（自由ヲ拘束セス國家ノ提供スル一定ノ勞役ニ從事セシメ刑罰金ノ償却ニ充ツル方法、公共團體等ノ勞務ニ服セシム）

二、民事勾留ノ制度、名譽强制ノ制度、公權ノ制限

フランス

三、强制勞働ニ依ル償却

强制勞働所ニ收容シ自由ヲ拘束シテ强制勞働ニ從事セシメ刑罰金ノ償却ニ充ツル方法、公共團體等ノ勞務ニ服セシム

四、代科自由刑ノ制度

換刑處分トシ納付セサルトキハ自由刑ニ換フルコト（舊刑法）

以上ハ各國ノ採用シ或ハ立案セル制度ニシテ何レモ一得一失アルヲ免レス而テ現時我カ國ノ社會情勢トシテハ何レモ容易ニ實施シ能ハサルモノト信スルヲ以テ現行制度ノ徹底ヲ期スルコトヲ以テ滿足スル所アラサルヘカラス要ハ

（一）行刑官吏ノ本問ニ關スル關心ト熱意ノ喚起ト

（二）從來兎角アリ勝ノ曖昧ナル態度ヲ捨テ本筈申ニ述ヘタル原則ノ確立ヲ期シ處遇ノ對策ヲ講スルヲ必要トス

希望事項

留置執行ノ言渡前判事ニ於テ勞役ニ堪ヘサル者ハ留置執行ノ猶豫ヲ爲スコトニセラレタシトスル少數意見アリ

二、戒具ノ制式ヲ改良スル要ナキヤ若シアリトセハ其具體方法如何

戒具ノ制式ハ左記ノ通一部之ヲ改良スルノ要アリト思料ス

一、鎭靜衣

鎭靜衣ハ之ヲ廢止シ鎭靜房ノ設置ヲ望ム

理由

甚タシキ暴行ヲ敢行セントスルモノニ對シ戒具ヲ使用シテ之ヲ鎭壓セントスルハ至難事タルノミナラス一面渺カラス危險ヲ伴フ處リ現在制式ノ鎭靜衣ハ取扱ヒ極メテ複雜ニシテ實際上不適當ナリ假ニ之ヲ使用セントスルニハ甚タシキ危險ト酷ナル取扱ヲ忍フニアラサレハ實施シ難ク本戒具ノ使用ノ必要ハ一種ノ精神變調者タル場合ニシテ斯ル收容者ノ身體ニ對シ直接苦痛ト危險トヲ冒シテ之ヲ鎭壓スルカ如キハ行刑上好マシカラス是等ノ暴行ヲ安全且完全ニ抑制センカ爲ニハ適當ナル鎭靜房ヲ設置スルヲ妥當ナリト思料スルニ由ル

二、手錠

現在制式ノ革手錠ノ外ニ左ノ制式ノ革手錠ノ追加制定ヲ望ム

（一）第二號革手錠

制式

腕輪ハ幅二糎以內左右二個環狀ニ曲ケ込ミバンドニ接スル部分ハ二重兩端ニ腕輪ト同幅ノ平鐵金具ヲ附ス其ノ一端外側面中央ニ矩形環狀金具ヲ廻轉式ニ取付ケ他端金具中央ニハ環狀金具ヲ嵌メ込ム孔ヲ穿チ環ニバンドヲ通シテ左右ニ配スバンドハ長一、四米幅四糎以內其ノ頭部ニ螺旋錠ヲ附屬セシメ鐵製角形ノ尾錠ヲ附シ幅一糎ノ締金

ヲ着固ス他ノ一方ニハ彎曲狀鐵鞘ヲ配ス

形狀圖左ノ如シ（圖略）

摘要

バンド及腕輪ハ芯ニ鐵製平鎖ヲ縫込ミタル象皮又ハ牛皮製締輪及彎曲狀ノ鐵鞘ハ皮革ヲ以テ包裝スバンドハ人體ノ胴部背面ニ於テ尾錠ヲ留ムルモノトス彎曲狀鐵鞘ハ人體ノ大キサニヨリ適當ノ個數ヲ配シ腕ノ自由ヲ適宜制限ス腕輪ハ大小適當ノ數ヲ備ヘ置クモノトス

（二）第三號革手錠

制式及摘要

（一）腕輪ノ環ニ長サ二〇糎以內ノ鎖ヲ環狀ニ懸ケ其ノ兩端ニ環狀ノ金具ヲ取付ケ之ヲバンドニ通シテ左右ニ配スル外制式並摘要ハ前示ニ同シ

形狀圖ノ如シ（圖略）

理由

現在制式ノ革手錠ハ使用簡單ニシテ危險ヲ伴フ事ナク相當效果的ナルモ(1)體裁甚タ仰々シク外觀上餘リニ威嚇的ノ感アリ(2)構造頑丈ナルモ比較的毀損シ易ク使用中硝子、磁器等ノ破片ニヨリ容易ニ切斷シ得ル事例乏シカラス(3)腕輪大ニ失シ必要以上ニ自由ヲ拘束シ且ツ苦痛ヲ與フル等ノ欠陷アルニ由ル

本制式ノ革手錠ハ如上ノ欠陷ヲ補ヒ取扱輕便且ツ其ノ效果充分ナリト思料ス

三、受刑者ノ移送範圍ハ之ヲ限定スルノ必要ナキヤ若シアリトセハ其ノ範圍如何

受刑者ノ移送範圍ハ之ヲ左ノ如ク限定スルノ要アリト思料ス

三、制手袋

戒具中ニ左記制式ノ制手袋追加制定ヲ望ム

制手袋

制式

大サ手部ヲ容ル、楕圓形袋ニシテ指ノ運動ヲ制限スル硬質ヲ要ス頸部ハ捕繩又ハ手錠ヲ以テ縛スル爲メ稍柔キ質ヲ用フ袋ノ脫出ヲ防ク爲メ口ノ周圍ヲ折返シ縫製ス

形狀圖ノ如シ（圖略）

摘要

ヅック又ハ革製トス

理由

暴行又ハ自殺防止ノ爲メ手錠ヲ施シ或ハ鎭靜房ニ收容スルモ一種ノ精神變質狀態ニアルモノハ沍寒ノ場合ト雖モ絕ヘス着衣又ハ寢具ヲ毀損シ身體生命ノ危險ヲ顧ミサルヲ通例トス現在ノ戒具ヲ以テ之ヲ防止スルニハ困難ニシテ斯ル場合本制手袋ヲ施用シ尙必要アルトキハ之ニ革手錠ヲ使用スルニ於テハ完全ニ其ノ暴行ヲ防キ着衣等ヲ保護スルコトヲ得ルニ由ル

一、技能受刑者移送ノ場合

同一控訴院管內刑務所ニ限定スルコト但シ緊急作業其ノ他特殊ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

理由

氣候風土ヲ異ニスルノミナラス全然無緣ノ遠隔他鄉ノ地ニ移送スルニ於テハ受刑者ノ敎化並保健上支障尠ラス且ツ甚シク移送經費ノ增嵩ヲ來タスニヨル

二、收容超過受刑者移送ノ場合

收容者集中ノ傾向著シキ都市所在刑務所ヲ中心トシ移送ブロック刑務所ヲ指定シ收容定員ヲ超過スル受刑者ノ移送ヲ其ノ範圍內ニ限定スルコト

但シ移送ノ必要ヲ生シタルトキハ本省ノ認可ヲ待タス同一ブロック刑務所間ニ於テ適宜其ノ移送ヲ爲シ得ルコトヲ必要條件トス

理由

現在ノ狀態ニ在リテハ其ノ都度本省ノ認可ヲ經テ移送ヲ爲スタメ移送ノ敏速ヲ欠クノミナラス移送先刑務所確定シ居ラサルニ依リ往々ニシテ附近刑務所ヲ措シ置キ遠隔ノ地ニ移送スルノ事例アルヲ免レス從ツテ移送經費ノ增嵩ヲ來タスノミナラス受刑者ノ處遇上將又其ノ釋放時ノ歸住關係ニ於テ支障尠ラサルニヨル

以上

副申

收容區分等移送ニ關スル改正意見トシテ左記及副申候

一、收容區分ニ屬スル移送

(一)懲役又ハ禁錮刑者ニシテ刑期十年以上ノ男受刑者ノ收容區分ノ變更

右收容區分ニヨル集容刑務所數ヲ增加シ其ノ移送範圍ヲ緊縮スルコト

理由

適當ノ刑務所ヲ選擇スルトキハ戒護拘禁上何等ノ障害ナキノミナラス一面作業經營上幾多ノ利便アリ且ツ移送經費ヲ節減シ得ルニヨル

(二)農園設備收容區分ニ對スル移送範圍ノ制限

成年男懲役刑期二年以上ニシテ身體强健、行狀普通以上、性質兇惡ナラサルモノ、內農業ノ經驗ヲ有シ又ハ將來農業ニ從事セムトスルモノ、集容ニ關シ「特ニ本人ノ希望アルトキ」ノ制限ヲ附セラレタシ

理由

釋放後ノ歸住地關係、將來北海道廳內ニ居住ノ意志ナクシテ釋放後直チニ內地ニ歸還スルカ如キ者ニ對シ移送收容ヲ爲スモ格別集容ノ本旨ニ副ハサルモノト認メラルヽニヨル

(三)刑務支所就中元本所タリシ刑務支所ニ於ケル受刑者ノ收

容範圍ノ擴張

現在刑務支所ニ於ケル收容者ノ刑期ハ三年未滿又ハ二年未滿ニ限定セラレ居ルモ少クトモ之ヲ三年以下ニ刑期ノ制限ヲ擴張スルノ要アリト思料ス

理由

元本所タリシ刑務支所ハ何レモ相當ノ收容設備ヲ有シ居ルノミナラス地方的關係上作業經營ニ付テモ相當ノ作業力ヲ不絕保持セサル可カラサルニ現在ノ如キ短期ノ制限下ニ在リテハ常ニ作業經營上多大ノ支障困難ヲ來タシ之カ發展向上ヲ期シ難キニヨル

二、收容區分外ニ屬スル移送

思想犯受刑者ノ移送ニ付テハ左ノ制限ヲ付スルコト

思想犯受刑者ヲ處遇上ノ必要ニ因リ移送スル場合ハ本人釋放後ノ歸住地ニ於ケル環境、釋放後ノ就職關係等ヲ十分考慮スルコト

理由

單ニ處遇上ノ都合ノミヲ考慮ニ容レ移送セシムルトキハ本人釋放後ノ歸住並生計上ニ思ハサル蹉跌支障ヲ來タサシメ移送ノ目的ニ副ハサル結果ヲ招來セシムルコトナシトセサルニヨル

以上

◎結核癩及精神病並ニ準病者報告方ノ件

（司法省　行甲第一〇〇號　昭和十一年一月二十九日　行刑局）

調査上ノ必要有之候條本年一月末日現在ニ於ケル結核癩及精神病患者並ニ準病者ニ就キ夫々別紙樣式一及二ニ依リ二月五日迄ニ御報告相成度尚二月以降ニ於テ之等患者及準病者ノ新タニ發生若クハ入所セルモノアルトキハ同樣右樣式ニ依リ又之等患者及準病者ノ轉歸、未治出所、移送或ハ資格異動、病名變更、處遇變更ノ場合ハ樣式三ニ依リ每月分ノヲ取纏メ翌月五日迄ニ御報告相成度候

追而該當事項無キトキト雖モ其ノ旨御報告相成度又支所ノ分ニ就テモ同樣御報告相成度候

樣式一

結核（癩、精神病）患者報告書　刑務（支）所

氏名	年齡	罪名	刑期	入所日	病名	診定日	休養、非休養ノ別	備考
				年月日		年月日		

記載上ノ注意

一、本報告書ハ結核、癩、精神病各別紙ニ記載スルコト

二、被告、被疑者ニ就テハ其ノ旨ヲ刑名刑期欄ニ又其ノ事件名ヲ罪名欄ニ記載スルコト

三、病名ハ各具體的病名ヲ記載スルコト殊ニ結核ニ就テハ肺結核ニ限ラサルコト

尙各患者ヲ症狀ニヨリ重症、中等症及輕症ニ區分シ、重症ハ、（重）中等症ハ（中）輕症ハ（輕）ト各病名欄ニ記載スルコト

四、診定ハ入所時既ニ罹患シ居レルモノニ就テハ入所前トシ大體ノ發病時ヲ記載スルコト

五、併發病アルトキハ其ノ病名ヲ備考欄ニ記載スルコト

六、其ノ他參考事項アルトキハ備考欄ニ記載スルコト

樣式二

準病者報告書　刑務（支）所

氏名	年齡	罪名	刑期	入所日	準病者トナリタル理由	作業種類	作業成績	處置	備考
				年月日					

記載上ノ注意

一、本報告書ハ結核、癩、精神病各別紙ニ記載スルコト

二、被告、被疑者ニ就テハ其ノ旨ヲ刑名刑期欄ニ又其ノ事件名ヲ罪名欄ニ記入スルコト

三、病名ハ各具體的病名ヲ記載スルコト殊ニ結核ニ就テハ肺結核ニ限ラサルコト

尙各患者ヲ症狀ニヨリ重症、中等症及輕症ニ區分シ、重症ハ、（重）中等症ハ（中）輕症ハ（輕）ト各病名欄ニ記載スルコト

四、診定ハ入所時既ニ罹患シ居レルモノニ就テハ入所前トシ大體ノ發病時ヲ記載スルコト

五、併發病アルトキハ其ノ病名ヲ備考欄ニ記載スルコト

六、其ノ他參考事項アルトキハ備考欄ニ記載スルコト

樣式三

結核（癩、精神病）患者、準病者異動報告書　刑務（支）所

氏名	異動事由	年月日	備考

記載上ノ注意

一、本報告書ハ結核、癩、精神病各患者及準病者ヲ夫々別紙ニ記載スルコト

二、異動事由欄ニハ轉歸、未治出所、移送其ノ他資格異動病名變更、處遇變更ノ要旨ヲ記載シ年月日欄ニハ其ノ異動ノアリシ年月日ヲ記載スルコト

三、移送ノ場合ニハ其ノ移送先刑務所名其ノ他參考事項ヲ備考欄ニ記載スルコト

◇第一級者ノ犯則調査方ノ件

（司法省　行甲第一二三號　行刑局　昭和十一年二月一日）

調査上必要有之候條標記ノ件左記ニ依リ至急調査報告相成度候

記

一、昭和九年一月一日ヨリ昭和十年十二月三十一日迄ノ間ニ第一級ニ在リタル該當者ノ全部ニ付調査スルコト（第一級ニハ第一級消却濟ヲ含ム）

二、身分帳簿ナキ者ニ付テハ懲罰簿ヲ參照スルコト

三、本支所別

四、一件一葉

五、樣式ハ別記ニ依ルコト（懲罰欄ニハ懲罰ノ種類程度ノ他累進處遇上ノ滯級進級停止降級等ノ處分ヲ附記スルコト）

六、昭和十一年一月分以降ニ付爾今每月報告ノコト

（本支所名）

氏名	刑期	罪名	一級進級年月日	階級編入ヨリ一級進級マデノ期間	犯則事故件名	犯則事故内容ノ概況
	始期 年 月 日 終期 年 月 日	犯數	年 月 日	年 月	懲罰	

日本人の血

東京控訴院長　皆川治廣

本文は皆川東京控訴院長が刑務官練習生に對して講演せられし趣旨を筆錄したもので文責は一切記者にある。

（一）

「日本人の血」といふやうな題下で、頭に浮ぶがまゝに、そこはかとなく、斷片的な雜話を試みたいと思ふ。斷片的とはいひながら一つ考へから出てゐることであるから、その間、自ら脈絡はあらう。それは諸君の頭でまとめていただきたいと思ふ。さて日本人の血であるが、その「血」といふ言葉はこゝでは極く通俗的な意味に考へたい。醫學上、嚴正な意味での血液といふのとはちがふ。俗に「血は爭はれない」とか、「血は水よりも濃し」とかいふあの血で、血統といつてもいゝし、若くは遺傳と傳統とでは多少意味が異つてゐようが、兩者には共通の要素が多いから、この二つの熟字を結びつけて、比較的廣汎な一つの意義を形作らせても差支あるまい。更に言ひかへるならば思想、感情の原動力、若くは生命の源泉とも稱すべき、さうした深奥なものへ血の力はつながつてゐる、といふよりも血の力がそれ等を支配してゐると見るべきであらうが、その力をこゝでは血といふのである。だから日本人の血といへば、日本人の思想、感情、否、日本人の生命を生む力なのである。更にいへば、日本民族の特殊性を生み出すところの、深大で根强き、そして神秘でさへもあるその力なのである。日本人が日本人であるのはその血の力に依るのである。そこで今日はこの日本人の血の力といふことを中心にして、何くれと漫談を試みようといふのである。

私はいつも言ふことであるが、日本人の思想、感情と、西洋人の思想、感情とではその傾向が全然あべこべになつてゐる。傾向といふよりも、その本質に喰ひ違ひがあるやうに思へる。同一事物についても、日本人なら右といふところを西洋人は左といふ。又われ〳〵日本人ならば、過去を振りかへつて祖先の力祖先の恩惠を思ふ場合に、かれ等は、專へに眼を後世子孫、ネキスト・ジエネレーションへと向ける。又日本人が上を仰

ぐときにかれ等は下を見る、といつた工合に、何事にも彼我相反のこの思想傾向は、相互の日常生活、日常茶飯事の末に至るまでよく現はれてゐる。勿論政治、經濟、學問、詩歌、宗教その他文化部門は、著しくそれを反映し、具現してゐる。それは恰も、ダイヤモンドの結晶體をいかに細かに割つていつても、その一粒々々が、原形を失ふことのないのと同じである。かやうに民族の特色といふものは、思想、感情その他各文化生活の殆んどあらゆる斷面に、大なり小なり表現されてゐるのであるが、それは勿論作爲的なものでなく、むしろ宿命的なものである。形而上の問題についてこれを論證しようとすると、事が面倒となるから、極めて卑近な事柄で、何人にも異論のないといふ例を持つて來ると、例の釣錢の算へ方である。これはかつてこの席上でも話したことであるが、西洋へ行つて物を買ふ場合、その釣錢のくれ方に慣れぬ日本人は一寸面喰つてしまふ。日本でなら、一圓の買物に十圓紙幣を出せば、十圓から一圓引いて殘りが九圓、ハイ九圓のおつりといつて、ツリ錢をくれるとこ ろを、西洋では、先づ品物を包んで客の前に置き、品物が一圓だから、二圓、三圓、四圓、と加へ算式に釣錢を出し、ハイ九圓といつて、金を並べる。百圓紙幣で何圓何十何錢といふ買物をする場合は、計算は複雜であるが理屈は同じく、加算で釣錢をくれる。錢位を十錢の單位に讀み上げ、十錢位を圓位にまで讀み上げ、順々に加算して行くのであるが、とてもスピードアップで、一寸聞いては何を喋舌つてゐるのか判らない位である が、しかし計算は間違つてゐない。西洋は何處へ行つても、津々浦々みなこの式で、一つの例外さへもない。釣錢は貰つて見たものゝ、日本人だと、もう一度日本式に引算で算へ直して見なければ安心が出來ないといつた工合であるが、しかし西洋人の旅行記などを見ると、日本人は釣錢を引算式で出すが恐ろしく數學的の國民であるなどゝ書いてゐる。加算より引算の方が高等數學に屬するといふのだが、それはとにかくとして、釣錢の出し方に、東西でかうもちがつてゐるのは何故であらうか。この事實から注意をひくべきことは、思想の動きが、彼我では丸で逆になつてゐるといふことである。思想の動きの相違が、この習慣の相違を持ち來したものである。日本に引算で釣錢を出すべしといふ法令がないと同じく西洋にも加算で釣錢を出さねばならぬといふ法令はないのである。法令といつたやうな强制力によつてさうした相違を來したのではなく、しかも一人の違反者がないといふのはいかなる力の働きに依つてゞあるか、といふ問題になるのだが、それは前述の如く彼と我とでは、思想の動きがちがふのである。こゝではかりにこれを遺傳、傳統の力と名付ておかう。そして遺傳、傳統の力は、底を堀つて行けば血の力にぶつかる。結局は血がモノをいふのである。遺傳、傳統の力、血の

力といふものは、人間の意識に上つて來るものでない。これは可であるから、これは非であるから、かうしなければならぬ、かうしてはならないといふ意識的判斷から來てゐるのではない。日本人は引算で釣錢を出すのが便利だからと考へて、引算で釣錢を出してゐるのではない。全く無意識にやつてゐるのである。

（二）

國民が擧つて同じことをし、同じ方向へ向いてゐるとき、そのことは決して國民の意識に上つて來るものでない。右向け右、と號令をかけたのに、中に左向く馬鹿もある、といつたやうに、一種の異端者が現れた場合に、始めて、そのことが國民の意識に上るのである。左を向くものがあるからこそ、右を向いてゐるといふことに氣がつくのである。惡事をするものがあるから、善事をするものが目につくのである。一致して同じことをしてゐる場合には、善もなく惡もない、意識もなく從つて批判もない。又法律もないのである。違反するものがあるから法律も作らねばならない。が、さもない限り法律の存在は無意味である。しかし何千萬といふ國民の中には、少數の違反者もあるから、法律も必要だといふその自ら出て來ようかふことになつて來るが、しかし大體に於て、國民が同じことを考へ、同じことを爲し、同じ方向を志してゐるといふその原動力は、無意識的なものである。そのカの存在にすら、氣づいてゐない場合が多い。木を見て森を見ず、といふ言葉があるが、それ以上にその存在に氣づいてゐない。氣づいてゐない程にその力は大きいのである。理屈や議論により、かうしなければならぬからかうするといつたやうなものであるならば、意識にも上つて來て、いつ何時ひつくりかへされるかも分らない。その力は必ずしも根强いものとはいへないのである。こゝに於てか、一つの民族を動かし、その方向を決定する最も根强い力は全く無意識なものだといふことが想見される。遺傳、傳統の力は全く無意識的なものである。吾吾は不知不識してその力に動かされてゐる。吾々がもし、その力を意識し、その力を全面的に把握し得るものならば、或は一個の異端者として自己をその力から切り離すことが出來るかもしれない。がそれは許されない。やがてその人は、自己が意識し得たと思つた力は、意識し得なかつた力のほんの一小部分で、更に大きな力が底深くいかんともし難く流れてゐることを語るであらう。北氷洋を航する人が、氷山を島と見て舵を取ると、必ず破船するといふ。水面上に現はれてゐる氷山は、水面下にかくされて目に見えない氷山の何分の一かの一小部分にすぎない、それなのに、水面上の氷山をのみを見てこれを島と思ひ、舵を取つて行けば、思ひもかけぬ水面下の巨大なる氷山にぶつつかつて、破船してしまふのである。民族を動かしてゐる力は、水面下の

氷山の如きものである。目には見えないが、力は測るべからざる程に大きい。それに抗せんとするものは、やがてオモ舵をとられて破船するに至るであらう。この無意識的な力は、西洋人の用語に從へば、潜在意識若くはサブコンシスネス、即ち意識に上らぬ意識、意識下の意識として作用してゐる。遺傳、傳統の力、血の力がそれである。この力は民族の思想感情、切言すれば生命の源泉をなすものである。そしてこの根本的の源泉に相違がある限り、民族の生命の表現、即ち政治、經濟、文物制度、詩歌その他一切の社會的、文化的表現に相違を來たすのは當然のことである。こゝに民族の特殊性がある。此を彼に持つて行き、彼を此に持つて來たとて、うまく育つものではない。木に竹はつげない。いはゆる江南の橘、これを江北に植ゆれば枳となるのである。民族の有つ特殊性は、大昔から先祖代々受け繼いで來たもので、途中外國のものを持つて來てその根を培養することはあるとしても、本來が固有のものである。目には見えないが、力は測るべからざる程に大きい。それに抗せんとするものは、やがてオモ舵をとられて破船するに至るであらう。この無意識的な力は、西洋人の用語に從へば、潜在意識若くはサブコンシスネス、即ち意識に上らぬ意識、意識下の意識として作用してゐる。遺傳、傳統の力、血の力がそれである。この力は民族の思想感情、切言すれば生命の源泉をなすものである。そしてこの根本的の源泉に相違がある限り、民族の生命の表現、即ち政治、經濟、文物制度、詩歌その他一切の社會的、文化的表現に相違を來たすのは當然のことである。こゝに民族の特殊性がある。此を彼に持つて行き、彼を此に持つて來たとて、うまく育つものではない。木に竹はつげない。いはゆる江南の橘、これを江北に植ゆれば枳となるのである。民族の有つ特殊性は、大昔から先祖代々受け繼いで來たもので、途中外國のものを持つて來てその根を培養することは決してないのである。その血が、精神的表現をとる場合、吾々はこれを日本精神と呼んでゐる。日本精神といふことは、近頃多くの人々によつて高唱力說されてゐるが、日本人の血がこれを呼び迎へるのである。日本精神は、西洋人の精神とは、本質、傾向を異にしてゐる。私はこゝに日本精神の發露の、殆んど代表的といつてもいゝ感動的な實例を一つ述べよう。これは私が最近、ある記錄によつて知つたことだが、私の胸をいたく打つたものである。

（三）

德川時代の話であるが、若州の小濱のある藩士が、近在の百姓で角左衞門といふものゝ娘を子守に雇つた。娘は名をおつなと呼び、まだ十四歲の小娘であつた。出來事は、その翌年、即ちおつなが十五のとき、——正確にいへば明和六年六月十一日のことであつた。おつなが、たまたま若樣を背中に負んぶして、街頭に出て遊んでゐると、一頭の狂犬が何處からともなく飛んで來て、アワヤおつなの目がけて噛みつかうとした。おつなは夢中で逃げ出した。が、瞬間、おつなの意識に閃いたものは背中に背負つてゐる若樣のことである。逃げ出した背後から狂犬が飛びつくとすると若樣の生命が危い。——今、說明して見ればさういつたわけだが、恐らくその時のおつなの頭には、さうした考へさへも浮ぶ餘裕がなかつたであらう、殆んど本能的、衝動的に、突嗟の間に背中の若樣を引き下すなり、しつかと胸に抱きかゝえ、そのまゝ自分は大地にひれ伏し、身を以て若樣をかばつたのである。そして狂犬が、頭といはず手といはず、背中といはず、自分の身體中に噛みついて來るのを、齒を食ひしばりながらぢつと我慢して、救ひを求めたのであつた。その一心不動の、いぢらしくも健氣な態度は、狂犬の口にわが一身を押しあてゝ主人の子供を護り通したものであつた。人々が馳けつけておつなを救はうとしたとき、小娘にはもう息がなかつた。そして小さい生命を、おびえながらも犧牲の肉に護られてゐた若樣は、傷一つ受けず、無事であつた。私はこの記事を讀んだとき、強い感動に打たれた。これが日本精神の標本でなくて何であらう、と思つたのである。しかも記事は、更にもう一つの感動すべき事柄を傳へてゐる。おつなの死が親達に通知されると、母親がすぐ樣飛んで來たが、我子の無慘の死屍を眼の前に見ながら涙一つこぼさず、主人に向つて發した最初の言葉は「若樣は御無事でございましたか」といふのであつた。「若はおつなの御蔭で助かつた」と主人が言ふのを聞き、「それではおつなも滿足でございませう」と、きつぱりいつて、涙一つ浮べなかつたといふ。傳へ聞いた人々は「あゝこの母親にしてこの子あり」と感嘆しつゝ語り合つたといふことであるが、洵に見上げた母親といはねばならぬ。或はかうした場合、突嗟に涙は出ぬものかもしれぬが吾々は母親にかうした健氣な言葉を吐かせたその背後の力を見逃してはいけない。この話に、藩主も大に感激しておなのために三日間に亙る大法要を營んだとのことであるが、吾々としてもこの話からは大に考へさせられるものが澤山ある。

身を殺して義を取るといふことは、人間の道德として最高のものである。孔子も自を捨てゝ仁をなす、仁これより大なるはなしといひ、キリストも、同樣の意味のことを教へてゐる。しかもキリストは身を以てこれを行つてゐる。古來の聖人君子、大學者等何人を連れて來ても、道德の極致はそこに在るといふだらう。人のために自分の一番大切なものを拋つといふこの純正無垢な奉仕、犧牲の精神に古來の道德が、その最後の標的を置いてゐることは理の當然である。おつなは正しく身を殺して仁を行つたものであるから、かの女の行爲は、道德の最高點に達してゐることは勿論である。だが、こゝに一つ考ふべきことがある。といふのは、おつなは果して、身を殺して義を取るといふことが道德の最高水準に合致するものなるが故に、さうした行爲に出でたのであるか、言ひかへれば、おつなの行爲はかの女のさうした理想によつてリードされたものであるか、といふことである。勿論おつなの場合、さうではあるまい。

かの女は、年端も行かぬ百姓娘で、何の教養のあらう筈もない。道徳がどうの、理想がどうのなどいふ智識的な指導精神が、かの女にあらうなどとは想像出來ないことである。つな女の行爲は、そんな意識的、理智的な作用ではない。かの女は唯、擊劍で、相手が打込んで來る竹刀をさつと拂ふやうに、本能的に、反射的に狂犬から、豫期せぬ敵の襲來から、身を以て主人の子供を防衞したにすぎない。道徳感からでもなく、又責任感からでもない。言ひ得るならばそれは直感である。直感！　吾々はこゝに日本人の血を見る。意識なしに、理窟抜きに爲した行爲が、たまゝ、人間道徳の最高水準に相一致したのである。言ひかへれば、非常な危機が、おつなの血を驅り立てゝかの女の人間そのものを端的に顯現せしめたのである。おつなの血は日本人の血である。おつなが出會つたやうな非常な場合、日本人の血は自らに湧き立つて、おつなのやうな行爲をとらせるのである。もし理窟や理念が血を制するとしたなら、却つて反對の結果を見たかもしれない。實はさうした場合も多いのである。おつなの無教養こそ、即ち血が血として働いたればこそ、おつなの行爲は日本精神の代表的なものたり得たとも見られる。昔の詩人は、これを已むに已まれぬ大和魂といつた。かうしようと思つてしたのではない。血の衝動で、せずにはゐられないのである。この衝動的な直感こそ、日本人のものなのである。西洋人は理論的であり、日本人は直感的である。かくして日本人の道徳的行爲は、理智、理性、智識の問題であるよりも、衝動、直感の問題である場合が多い。戰場で兵士が天皇陛下の萬歳を唱へて從容として死んで行くは理窟ではなく、衝動、直感である。これは日本人の血の中に潜む潜在力、傳統力と見るの外はない。フランスの哲學者のベルグソンは、直感と行動との間にギヤップがあるとき意識が生ずるといつたが、おつなの行爲にはギヤップがない。從つて意識的ではない。全く本能的である。日本人としてのおつなの本能が、意識を容れずに行動となつたのである。直感と行動との間にギヤップがあれば意識が生ずる。意識が生ずれば理論が生ずる。かうだからかうしなければならぬといふ理論が生ずる。理論が行動を支配する。だから、理論とは、直感を行動に移すための道具であるといふことが出來る。直感が理論といふ橋を渡つて行動にまで行くのである。西洋人の場合は多くさうである。だから橋がないと行爲にならない。つな女の場合、「若樣大事」といふ直感が、直につな女の犧牲的行爲となつたのである。その間、何等の理論的根據を挾む餘地がない。しかも理論的に見ても、それが最高の道徳に合致してゐる。血の力である。血の力は飛躍する。何等のミーデイアムを用ゐずに、直に最善の行爲にまで飛躍する。

（四）

直感的の行爲は、本然の姿ではあるが、しかしながら本然の姿必ずしも上乘のものとは限らない、道徳の最高水準に合致するものとは限らない。その反對の場合も亦少しとしない。そこに血のよしあしがある。血がよくて、過去に餘程よい因緣を有つてゐれば、直感的行動が最善のものとなる。おつなの場合、母親の血がおつなに傳つてゐたと見るべきだらう。いはゆる、この親にしてこの子ありである。日本人の血は、祖先の血である、更に遡つて神々の血である。それ故に日本人は神意と祖訓とから遊離することが出來ない。おつなの如きは日本人として最も純正なる直感の持主であつたが、それと共に、餘り純正でない血の衝動に對して理性の力を以つてこれを是正する必要がある。かうしなければならぬ、といふ判斷力に俟つ必要がある。理性といふのはそのためのものである。私は前に、日本人は直感の世界に住み、西洋人は理論の世界に住んでゐるといふことをいつたが、西洋人の行爲は多く道理に基いてゐる。だから日本と西洋とでは、住む世界がちがつてゐる。思想、感情の立場がちがつてゐる。明治維新の前後、西洋の思想や理論が日本にどつと入つて來たが、よく考へて見ると、兩者は決して正面衝突をしてゐない。心の向きがちがつてゐるからである。西洋の思想や理論が入つて來て、一時日本人の心を掻き立てるやうに見える。すると、日本人は、いつの間にか、直感の力で側面からこれを押し返してゐる。そして前者は、その前に倒れるか、若くは潮のやうに遠退いてしまふ。だから兩者の接觸によつて、互に觸發し合ふ點はあつても、決して正面衝突をして、双方が粉碎してしまふといふやうなことはない。尊いのは血である。が前述のやうに、血の衝動には純なのと、不純なのとある。不純なのは理論によつてこれを是正しなければならない。教育といふことが必要な所以である。しかしながら日本人の場合、血が第一義的であつて、教育は第二義的であるやうに思ふ。血、即ち遺傳、傳統の作用は非常に微妙複雜を極めたもので、簡單にいつてしまふことは出來ないが、私には獵犬についての一つの經驗がある。私がかつて滿洲軍の國際法顧問であつたとき、同じ顧問であつた故有賀博士から獵犬の仔を一疋貰ひうけ、育てたことがある。獵犬の血を引いてゐるから、同じ獵れるにも繩の端やマッチのペーパー等を喰つては走つてゐる。獵犬の教育方法は、鳥の羽にオモシをつけてこれを遠くへ投り、それを持つて來させゝして訓練するのださうだが私もそれをやつて見た。御ほうびをやりやりそれをやつてゐる中にだんゝ慣れて來て、後にはいかなる場所に鳥の羽を投つても必ず走つて行つてくはへて來るやうになつた。女中が肉屋等に使ひに行くと通帳や包みをくはへてお伴して來る

やうになつた。獵犬といふものは獲物を見ると、どんな山の奥、川の果てへでも走つていつて獲物を拾つて來るものであるが、その血を引いてゐるだけに、私の獵犬の仔も、御使ひ番なら何でもするやうになつた。ところが、これが橇を曳く犬の仔となると、橇や車を曳くことには役立つて來るが、御使ひは出來ない。全く本能的にさうなつてゐるので、血の力といふの外はない。遺傳的に、素質的に兩者はちがつてゐるのである。と同時に私はその經驗によつて犬と雖も教育の力の大きいことを知つた。千葉縣の御料牧場のある役人から聞いたことであるが、最後の瞬間にヘヴイの利く馬の仔は、やはりイザといふ場合に、難關をグイ〳〵乘り切り得るもので、系統といふものは爭はれないと說明してくれた。いかにもさうであらうと思ふ。ドイツのある哲學者は、猫の仔を、生れるとすぐ親猫から離して育てゝ見たが、六ヶ月經つと、親猫と同樣巧妙に鼠をとることが出來たと

いふ。しかし一ヶ年以上も鼠を見せずにおくと、鼠を取る能力を失つてしまふといふ。血の力、遺傳の力と雖も、適當にこれを培養しなければならないといふことが分る。つまり教育である。又同じ學者が、リスの仔を生れ立ちから母リスからはなして育て、青年期と覺しき頃ほひに、クルミを投げ與へて見たところ、リスは矢庭にそのクルミにかぶりつき、これを噛み破つたといふ。そしてクルミを部屋の一隅に置き、砂をかける眞似やら堀り出す眞似やらして、空腹の折にこれを食つてゐたといふ。誰れに教はつたわけでもない、リスの本能である。リスの血の中に內在し、たまゝ〳〵クルミといふ對象を得て、無意識に湧き上つて來る一種の力である。方法を親リスから教はつたのでなく、血の力がさうさせるのである。猫やリスはさして高等な動物とはいへないが、高等な動物程、遺傳の力は豐富である。親代々のものを讓り受けることは他の比較的下等な動物に比して强い。その意味で人間は一番祖先の血を引く。理性を有するだけに、その衝動を整理しつゝ血を引いて行くのである。

世界大戰の際、大西洋で英船がドイツの潛航艇にやられた。英船の中には日本の夫婦者が一組乘つてゐた。婦人だけをライフボートで救ひ、男子は船中に殘れとの、船長の命令であつた。しかし日本の婦人は夫を船に殘し、自分一人逃れ去るに忍びなかつた。かくて夫婦者は、二人相抱きつゝ、大西洋の波に浮沈すること十何時間、やつと一英汽船に救ひ上げられたときには夫はすでに死んでゐた。妻が夫の死屍を抱いて船內に上つたとき船員一同思はず脫帽し「日本婦人は素直なるも强い」と讃嘆したといふことである。又昨年か一昨年のことである。フランスのある新聞の記事が痛く私の注意をひいた。ある米國人が日本婦人と結婚しようとしたが、米國ではこれを許さない。そこで二人してパリへ行き、結婚した。米國人の夫は就職口を探し廻つたが

ない、生活に窮した。すると、日本人の妻は、夫の身を自由にしようとの愛と責任の心から、自分は河に身を投げて死んでしまつた。それをパリの新聞が批評して「日本婦人はかやうな窮境に在つても尙ほ日本婦人たるの特色を發揮して、夫のために自分の身を殺した」と書いてゐる。リットン卿は、日本人はイザとなると、みな爆彈三勇士になるといつてゐるし、義人村上氏の血にも日本人の特色がよく現れてゐる。古來の、さういつた事實を枚擧し來れば殆んどキリがあるまい。血の力、傳統の力がさうするのである。赤の連中にいはせると、イヤそれはその時の、その人の特殊な氣分にすぎない、などゝいふ。爆彈三勇士なんて想像も出來ないなどとかれ等はいつたりもしたが、事實だから致し方がない。しかしその赤い連中も、やはり、自分の身內の血潮の力をいかんともすることが出來ない。かれ等の附燒刃的の理論は、かれ等の素質的の血潮の前にきれいに打ち負かされてしまつたのである。藤田東湖の正氣歌、あれが日本精神である。發しては萬朶の櫻となり、凝つては百鍊の鐵となる。日露戰爭の際、出征軍人に對する日本人の熱狂的な歡送ぶりと、ロシアの無關心的な冷淡さについてはかつてこの席上でも話したことがある。私は實に、兩國民の特性がかうもちがふものかと驚いた次第である。フランス新聞記者が、ロシア軍出征の際の、驛頭に於ける寂寥さを評して『驛頭に見送人は一人もゐない。列車に乘つてゐる兵士たちは、一言も發せずみな首をうなだれて、沈みきつてゐる。その光景はまるで葬式のやうである。寂莫を破る唯一つの聲は、後方で唯れやらが口ずさんでゐるハーモニカの音である。だが、その音さへも葬式の音樂にふさはしい。——葬式！　それもその筈である。かれ等は、かれ等が未だかつて見たことも聞いたこともない日本人といふ人種が構築してゐる巨大にして飽くことを知らぬ、大屠殺場へと投り込まれに行く首途だからである』と皮肉をいつてゐたが、これは單に皮肉として見すごさるべきでない。露軍の眞の敗因はこの點に存すると、私は信ずる。物資、彈藥等は露軍の方がまさつてゐた。軍略とて少くも吾に讓るものでない。しかるに何故敗れたか。血潮の相違である。沙河の會戰の際など、日本軍も危機一髮であつた。私の如きも、若し自分が死んで勝てるものならすぐにも死にたいと思つた。血の衝動としてこみ上げて來たのである。私はこれは或は戰爭意識とでもいふものかしら、と思つてゐたが、必ずしもさうでないことを發見した。戰爭に限らない、イザといふとき、日本人の血が、その人間を衝き動かして來るのである。理論ならば頭の判斷で取捨自由である。だが、衝き上げて來る血潮の前には、われながら如何ともし難い。

（五）

直感といふものゝ根本、卽ち意識とな

る以前の狀態の內容について說明しようとすれば、本來人類の天性といふものはいかなるものか、といふやうなことを探究してかゝらねばならぬ。それによつて日本人の特性といふことも割り出されて來るわけである。日本人の特性といつても、十人十色で、それはいろ〳〵な角度から見られるし、又それを形作る要素もいろ〳〵であり、かうあつてほしい、といつて理想、理念を雜えて考へる日になるとまことに千差萬別、一朝一夕にして言ひつくせない。こゝでは時間の都合上それは許されぬから、さういつた點を中心に、その周圍を繞つて朧氣ながら、その輪廓を描いて見よう。

近頃の若い學者は、科學、哲學に訴へて判然とした、實證的なことでないと、何事も納得しない。唯觀念的な言葉は、孔孟の言と雖も、「癈睡劑はおいてくれ」などゝいふ。人間の天性といふやうなことが、科學的にさう安々と把握出來るものか、とうか、隨分六ヶしい問題である

が、それは暫く措くとして、單に常識的觀念としていへば、昔から人間性は大體善惡の二つに分けて考へられてゐる。それで善玉、惡玉などいふ言葉も出て來る。支那では、孟子は性善說を唱へ、荀子は性惡說を唱へてゐる。孔子は明白には言はぬが前者に屬する。西洋の學者は多く、人間性を利己的なものとする立前をとつてゐるやうである。倫理觀や、道德律も自らそれに從つて展開して來てゐる。尤も性善といふも、性惡といふも、觀察の角度によつてちがつて來ることである。おつなの母もさうである。否、古來本質的の問題に突込んで行くとなか〳〵事が六ヶしくなるが、通俗的、常識的に考へて、人間性といふものは、大體次の三種類の型に大別されるやうに思ふ。

第一は、孔子のいはゆる心の欲する所に從つて短を超えず、といつた高き心境に達した人である、言はゞ人格の完成境である。普通人には、高嶺の花で、一寸判りにくい。第二の種類は、ベルグソンのいはゆる「道德は社會の壓力によつて行

斷や打算はない。自らにして心そこに赴いて、しかもその爲した行爲が、立派に道德の最高水準と合致してゐる、さういつた境地である。言ひかへれば、自己の慾望と、人のために盡すといふ道德的行爲とが、無意識的に、しかも完全に一致する場合で、更に切言すれば、自利と他利とが、渾化統一されたる境地である。道德を行はんとして行ふのではない、自分の欲する所を心任せに行つて、それがたま〳〵道德に合致するのである。前にいつたおつなの行爲の如きがそれである。聖人君子といはるゝ人の行爲は、みなさうしたものである。聖賢は、自ら任じて聖賢なのである。自分では或は意識しないであらう。唯他人から見るとき、それは立派に聖賢なのである。孔子ですら、七十にして始めてその境地に達し得たといふ。普通人には、高嶺の花で、一寸判りにくい。第二の種類は、ベルグソンのいはゆる「道德は社會の壓力によつて行

はれるものである」といふ意味でともかく道德を行つてゐるもので、數にしたらこれが一番多い。ある理想、理念によつてかうしなければならぬものだからかうする、善を行ふといふので、言はゞ世の中の義理立てに善を爲してゐるのである。社會律に服從してゐるものである。勿論これとて惡いことではない、親孝行は眞似でもいゝ、といふやうに、善事を行ふことならば、意識的であり、他律的であつても差支へはない。だが、第一の種類の如くに、意識なしに心のまゝに行つてそれがチヤンと人間としての最高の道德行爲に合するといつたやうな、天衣無縫的な自然さ、ゆたかさがない。第二流の型である所以である。第三の種類は、荀子の眼に映じた種類の人間で、ともすれば惡の衝動に囚はれる人である。善い方へよりもとかく惡い方へと走りたがる。善惡の區別は判つてゐるとしても、さうした衝動、感情が、下から持ち上つて來るのを抑へ得ないやうな人である。義は

獄かないといふ。荀子は偉大な哲學者であつたが、さうした角度から人間性を見た。西洋にもさうした學者は澤山ある。人間の中には神と惡魔が棲むといふが、その惡魔に引かれる人間である。人間は大てい右三種類の範圍に入るが、等外のものもある。例へば職業犯人の如きがそれである。惡事をせずにはゐられない人間である。惡事をすることはいけないことゝ思ふ。刑務所に入つてゐるものでも美談佳話を聞くとボロ〳〵涙を流して感動する。人間には少くも善に向ふ向上心のあることはたしかである。この意味で孟子の性善說を正しいと思ふ。荀子の性惡說と雖も、心を洗ひ淨めれば、善に向ひ得るのである。尤もかやうな人間性の研究といふやうな問題となると、先づ善とは何ぞや、といふやうなことから決めてかゝらねばならず、事が六ヶしくなるから、それ等は暫く措くとして、少くも日本人の血は、本能的に善と美に動く。ある教義によつて動くのではない、血そのものとして動く。

（六）

日本精神は、儒教と佛教の外來思想によつて養はれたといふ人があるが、私はこれをとらない。日本人の血は、それ等の外來思想の渡來以前から、遙か以前からさうした精神を傳へてゐたのである。上古の日本人は、勇敢にして清明直大であつた。三韓等を朝貢せしめ、それによつて、儒教、佛教等も入つて來たのである。儒教は元來孝を第一におく。日本は忠孝一本である。日本人の血は儒教を修正して日本的のものとした。佛教は本來ユニヴアサルなもので、世界的哲學を說

いた。けれどもそれが日本に來て、日本の土の上に榮えるためには、一大修正を經なければならなかつた。儒教、佛教が日本精神を作つたのではない、日本人の血が、それ等を作りかへて、日本精神を培養することに役立たしめたのである。日本人の特性を作りなしたものは飽くまでも日本人の血である。日本人の血は天下一品である。それも日本民族が、世界無比の血族國であることから來てゐる。普通に血族關係に對して、目的團體及び權力團體といふことが對立的にいはれる。血族團體とは血で結ばれてゐる團體である。源氏は清和、平氏は桓武といふやうに、日本人の血は、神代にか若くは皇代にか、必ず皇室に遡及する。切言すれば天照大御神に遡及する。日本の建國の制は氏族の制である。大氏は中氏を率ゐ中氏は小氏を率ゐ、それで、總氏が宗家たる皇室に奉仕するのである。日本の家庭は、それ故に、みな本家分家の關係にある。結婚による血がその間をつないでゐる。それ故に何年經つても、共通の祖先といふ認識を失はない。血でつながるものが、互に親み、扶け合ひして來た、その御利益は大したものである。血の潛在力である。今後と雖も、日本人のある限り、この關係は續くであらう。又續かせなければならない。

大化の改新は、唐の制度を持つて來て日本に當てはめた。それ故に結局失敗した。唐の制度は、氏が世襲で政治をするのはよくない。政治は須く能者上に立つてこれを行ふべしとの立前である。賢者政權をとるべしといふのは支那の昔からの立前である。禪讓放伐の思想がこゝから生れる。これが天の命令であるとする。しかしながら、支那が昔から易世革命で、屢々王朝をかへてゐる所以はこゝにある。賢者上に立つべしとの支那の思想も理屈としては一面の眞理があるが、血を忘れた氏族は上下の間に親和力を缺き、愛を缺く。血でつながる日本はこれとは立前がちがふのに、大化の改新でこの支那の能者主義を採用したから失敗した。氏族制度を破らうとしたから、反動的に氏の團體化が益々强くなり、その結果、氏と氏との爭ひとなり、いはゆる源平藤橘の爭ひとなつた。氏の爭ひは利害の爭ひとなり、保元、平治、源平の亂を生んだ。北條から足利の末、戰國亂世に及んで、氏の觀念は大に稀薄となつたが、しかし、一君萬民の思想は、その期間を通じ、脈々として日本の血を傳はり流れてゐた。群雄並び興るも、目的は京都に在つた。天朝を奉ずるものが、天下に號令し得るのである。織田信長先づ先手を打ち、次で秀吉これに代り、やがて家康に御株をとられた。群雄時代にいはゆる結婚政略といふものが盛んに行はれたが、これは血の潛在意識が、顯在意識として現はれたものである。利害の同盟は血で裏書きされて固くなる。二百數十年間德川の政治を仰ぎつゝも、國民の潛在的な血は動き、國民の本質に目ざめ、國民の宗教である皇室に對する認識を把握して、明治維新を現出するに至つた。明治維新の由つて來るところは、實に遠く且つ深い。日本人の血がモノいふたのである。

西洋では封建制度の廢止の後に、民政が興つた。下剋上、力で覆したからである。日本では封建制度の廢止によつて、一君萬民の王政が確立した。血が國民の自覺を刺激したからである。こゝに私共は日本と西洋との本質的の相違を見る。目的團體は、學校や、會社のやうなもので、利害相反すれば、共同の目的を失ひ離合集散常ない、脆弱性を免れない。權力團體の國家は、秦の始皇帝の打建てたやうなもので、上の力が弛めば、四分五裂する。ひとり血族團體のみは、打つても切つてもその本來性、實質性を見失はない。血の通ふところ不思議な力が生れる。天の時は地の利に如かず、地の利は人の和に如かずともいふが、人の和は血に因る。愛と和があれば能力は倍加する。工場に於ても同じことである。西洋

る。血は親和力を生み、和協扶助の精神を生む。本家は末家を支配するのではない、世話するのである。權力の關係でなく、愛の關係である。神武創業以來紀元千三百十年の大化改新まで、即ち日本歷史二千六百年の過半までこの氏族制度が維持され、その間に日本人の血が、强烈に養はれたのである。否、神武天皇以前、神代十二代を遡つて行けば、何千年であるか、何萬年であるか判らない。日本民族あつて以來、この悠久なる間に、日本の血は出來上つたのである。西洋の諸民族と雖も、原始時代にはみな血族團體であつた。水草を追ふて歩いてゐる中に、猛獸や外敵に對し、親子兄弟が互に扶け合つて、その親和力によつて、自分達の防衛に務めた。しかし西洋では、或程度まで續くと、その關係が崩壞してしまつた。かくて血に因る親和力が失はれて見れば、之れに代つて、團體を統括して行くには、權力によるか、又は互の約束によつて、團結を保つて行くの外はない。前者が權力團體であり、後者が目的團體である。西洋は何れもその二つの中の何れかのものになつてしまつた。そして日本のみが、今日まで血族團體——血族的團體を維持して來てゐるのである。それも何によつて然るか、敬神崇祖の念によるのである。血族團體は、餘り人間の數が增えると、親和力がうすくなり、統制がつかなくなつて崩壞する、と西洋の學者はいふが、必ずしもさうでない。共通の祖先といふ觀念が民族の認識に上つてをり、敬神崇祖の念が失はれざる限り、血族團體は、いかに構成員の數が增すとも決して崩壞するものではない。日本が何よりの好適例である。西洋人は共通の祖先といふ認識を失つてしまつた。分裂、鬪爭はその當然の結果である。日本人は氏神を祭つてゐる。氏神は現在では地域的の意味となつてしまつたが、昔から血族的の意味のものであつた。氏の共通の祖先である。大氏、中氏、小氏、みなそれ〴〵に氏神を祀つたものであ

の經濟學者などはこの點を見落してゐる。血族團體は必然的にこの作用を有つてゐる。團體の中で最も理想的なものである。親子の場合、片輪や、世間に捨てられた子程、親の身としては可愛さが增す。不思議な働きである。明治天皇は、國民の中一人でも處を得ぬものがあればこれは朕の罪であると仰せられた。有り難い極みである。義は君臣にして、情は父子とはこの謂である。力で押へてゐるものは力でハネ返される。いはゆる暴を以て暴に代ふのである。しかも仁者敵なし、血による愛の前には、忠誠と奉仕とがあるのみである。

（七）

ドイツでは形式法學と自然法學と對立してゐる。前者は法律が社會を動かすと見、後者は社會が法律を動かすと主張する。私は前者の說に贊成しない。法律が社會を動かす點もあらうが、果して幾何程度のものであるか。前にも述べたやうに、法律といふものは、例外的の行爲をなすものに對してそれはいけないといつてこれを禁止し、若くは制裁するにすぎないものである。みながみな同じ方向の行爲に出てゐるならば法律の必要はない。社會の動き方加減で、法律も動いて行くのである。社會を動かす力は別にある。それは眼に見えない、潛在的の力である。氷山の大部分が海中にかくれてゐるやうに、社會を動かす力の大部分は、社會それ自身の中にかくれてゐる。社會は無意識の中にそれに動かされてゐる。血族團體は、血のつながりによる自然發生團體で、血の力が社會の原動力となつてゐる。親子關係による家族の發達したものが日本の國家である。家族とても勿論目的はある。しかしそれは目的によつて結合したものでなくて、生れ合せである。日本の國家もそれである。形式法學は、天下を萬世に傳へんとして、自ら始皇と名のり、書を焚き儒を坑に處した。しかし三世を出でずして天下を失つた。「經書はこれを亡ぼすべくも、天地の經理はこれを亡ぼすことが出來ない」と後世から笑はれてゐる。德を伴はぬ力で、天下を保たんとするは危いかな。そこにゆくと血の力は根強い。私は、十代二十代とかけはなされた分家等へ行つて、いつも快く歡迎される。ハンガリア人が、吾人を歡迎するが如きものである。昔、英國で、貧乏人の子を政府に引き取つて養育したことがあるが、うまく行かない。いかなる良い保姆でも、親に越すものはない、無智で、貧乏な親でもやはり親に限る、といふので、養育費を添へて實の親に返した、といふ實事がある。ロシアでも、社會主義流に、同樣のことをやつて見たが、やはり結局は、家族即ち血の力を認めざるを得なくなつた、と誰れかの話に聞いたことがある。支那の賢者主義の如きは、國として民族の中樞に對する認識を、見失つたので、これに代るべき一つの方法として考へられたので

ある。親身の親がないから、有德の者が親代りになるといふのである。西洋でも親がないから、親に似たものが親の役をつとめる、それが大統領である。何れにしても自然發生たる血の中樞たる「親」を見失つたので、それにサブスチチユートする方法にすぎない。假の親より血を分けた親身の親の方がよいにきまつてゐる。時代〳〵のイデオロギーで、いろいろな理窟は持つて來ても、つまりはここに止めをさすのである。その意味で、日本程惠まれてゐる國はない。親がある代々の祖先がある。中樞がある。そして家毎に又人毎に、互に血で結ばれて、强き力と共に、情味と親しみとが生れてゐる。民族として、國としての底力が、そこから湧いて來る。

血族團體とても勿論、目的がないでない、又何等の形で權力の發動を伴はぬでもない。それは恰も、目的團體及び權力團體とても、血緣の關係が存するのと同じである。けれども血族團體は血が土臺となつてゐる。團結力と親和力とが、そこから湧いて來る。國家としてまことに自然なものである。作つたものでなく、生れたものである。學者は國家の要素について權力とか目的とかいふ。勿論それがないでなく、學者の言必ずしもウソではない。しかしながら學者は結局、いはゆる群盲象を撫してゐるにすぎない。或ものは耳を捉へて、これが象の形だといひ、或ものは尾を捉へて、これが象だといふ。かれ等は象の老大な姿を全面的につかんでゐるものでない。一端一角を捉へてかれこれいふは、智識、理論の力でその範圍は狹い。その狹い一部的の智識理論で全面を蔽はんとするところに誤りが生ずる。全面的に、しかもその眞精神を把握するがためには直感の力に俟たねばならない。日本人を動かしてゐる原動力は、日本人の血である。それは水面下の氷山のやうに、潛在的の力である。直感のみがこれを知ることが出來る。同時に吾々には、その直感を正しうすることに努力しなければならない。直感の根本を鍛へるとに努力しなければならない。

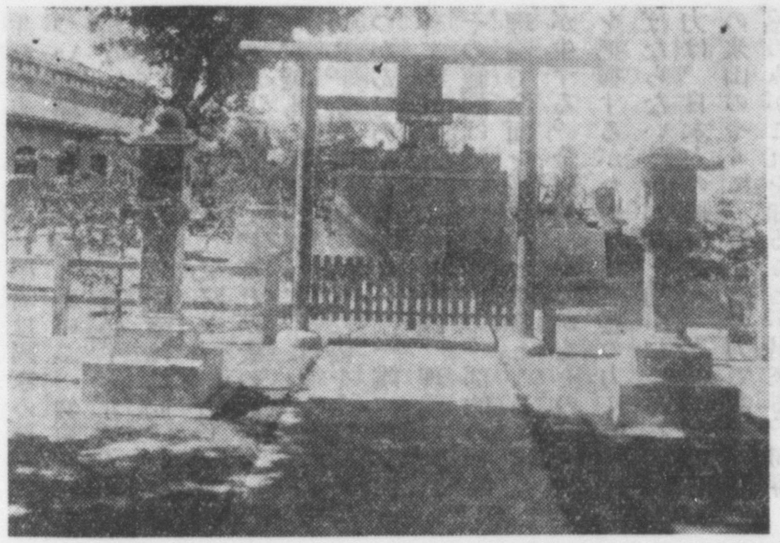
敬神崇祖はその方法である。神の前に、祖先の前に跪拜するとき、吾々の魂は、神祖の魂に通ずる。直感である。正しく直感である。この直感の力によつて、日本人は常に日本人であることが出來る。おつなのやうに、イザといふ場合、日本精神を發揮する。吾々は日本人の血に、感謝しなければならぬと同時に、それを直感するために、智識、理論の垣を飛び超えなければならない。智識、理論の垣の內に低迷してゐては決して堂奥は覗へない。右は取りとめもない語であるが、日本人の血の力といふことについて感ずるがまゝを述べたのである。日本の國體のいかなるものかも、この視點から考へられよう。同時に日本國民は、その考への中心を、何處に導かねばならぬかといふことも、そこから想像出來よう。忠孝の思想といふことも、更に深く考へられるであらう。おつなの行爲に感動するやうに、日本人の血が自然に、それを思はせるのである。それ等のことを、諸君に考へていたゞきたいと思ふのである。

刑務所だより

▣臺南刑務所に神社建立

今回臺南刑務所では、敬神思想涵養のため、全職員の寄進により教誨堂前廣場に神社を建立奉祀することゝなり、昨年十二月十六日地鎮祭を執行した。

この日天氣晴朗、南部名物の砂塵も收り、恰も小春日のやうな日和である。式場は七五三繩の色も鮮かに、盛砂の香も床しく、莊嚴裡に所長以下一同、玉串奉奠其の他の式次を終り、式後直ちに工事に着手した。職員も收容者も協心戮力、齋戒沐浴して、孜々工事に從事した結果早くも二十八日夕刻に全部完成、翌二十九日午前九時から鎭座祭を執行した。來賓として今川知事、鰍澤法院長、伊藤檢察官長、靑木聯隊長、總督府より山本法務課長、臺中、新竹兩刑務所長代理、嘉義、高雄兩支所長臨席の上、永野所長以下職員及收容者參列、松本宮司によつて天照大御神の御神靈を奉戴して、九時五十分、滯りなく鎭座祭を終了した。



引續いて午前十一時より收容者一同を教誨堂に集め、法務課長列席の上、所長より神社奉祀について訓示をなし、次で教誨終了後、收容者一同に對して神前の供物を給與し、敬神崇祖の念を大いに鼓吹するところがあつた。

所長訓示

茲に法務課長殿の御臨席を忝うし鎭座祭に就き一場の訓辭を述ぶるは洵に光榮とする所である。

我國は古來八百萬の神々が國の柱とならせられ、國の行手を照し給ひ、又進むべき道を御示しになつて、國の安泰を御守り下されてゐる、洵に有難き國柄なのである。

されば、列聖におかせられても、敬神崇祖の叡慮を厚うまして下國民に範を垂れ給ひ、國民亦祖先以來、家に神を奉祀せざるなく、村に鄕社あり、又縣社、官幣社都鄙に奉建され、晨に敬ひ夕に親しみ、以て精神淨化の一大殿堂として仰がれて居らせらるゝのである。蓋し我國は東洋の一角に僻在して文明の中心に遠ざかり、而も艱爾たる一小島國にして、建國以來悠々二千六百年、萬世一系の天皇を戴き、列强に伍して勢威隆々、宇內に冠絶せる國家を造成せる所以のもの、列聖の御稜威と下國民の功勳とに依るものたるは勿論であるが、又以て神の御加護多きに在ることを痛感しなくてはならぬ。

げに平時に在りては云ふまでもなく、一旦國難起るや國をあげて神助に倚頼すること洵に切々たるものがある。即ちかくして康安を維持し大難を克服して今日に至りたること、歷々として今尙吾人の記憶に新なる事實である。

而して斯の如く神助に滿腔の信頼を寄せ、感激の高潮する所、報謝の念を湧起せしむるのである。

それが又純眞にして且つ崇高なる人間性を顯現する道であつて、又以て日本精神の涵養せらるゝ源泉となる次第である。

惟ふに拘禁生活の故を以て敬神崇祖の機會を逸せしむるの理はない。然るに之なきが故に自然機會を失はしむるの理ゝなり、遺憾久しきものがあつたが、今や恰も國家非常時に際會し、日本精神の高潮と緊張とを要するの秋、敎化上將又同します天照大御神の御鎭座を仰ぐべく、神官を聘し、法務課長並に今川知事以下州下官民有力者諸賢の御參列と、職員、收容者參集の下に、記念すべき御鎭座祭を嚴修するに至つた次第である。

爾今、神は諸子の身近く鎭座ましまして、諸子に御加護を垂れ給ふ。洵に有難き極みであつて、諸子の幸福之に過ぐるものなきに感謝せねばならぬ。

されば心身を淨め、敬虔誠心、鞠躬如として常に神に奉仕し、神明の御惠を滿喫するを得て、修身齊家、忠良の民として復歸せむことを是れ努め、以て敎上社奉建の趣旨を顯現せんことを切望して止まぬものである。

尙神社は受刑者一日約三十名を使役し工費約五百圓、延人員約三百三十名を以て十一日間にて竣工し、設計及び工事監督は作業技手山本眞一氏、社は內苑、外苑に分れ、神域には臺灣獨特の鬱蒼たる樹を植ゑ、もつて森嚴靜寂の風致を添へ收容者敎化のため遺憾なきを期した。

▣神戸刑務所火災概況

以下は先月中旬、不幸火災の見舞ふところとなつた神戸刑務所の悲痛にして貴重な記錄である。

一、火災の狀況　一月十七日午後九時三分頃、構內中央第十三工場(草履工場)と更衣場との中間とおぼしき位置より出火するを認むるや、火は見る〳〵內に同工場更衣場に擴がり、折柄强烈なる東南風に煽られて、第一、第二舍の獨居房、第六、第七、第十二、第十一、第十工場

醫務所、作業素品庫に延燒し、火は更らに第八、第九、第三工場、第四、及び第五、第六舍に延燒し、猛火一層物凄く、加ふるに風向は反對に極めて強烈なる西北風に轉じ、必死の消防も一時は效なき狀勢を示し、火勢益々熾んにして全所を燒盡せんとする猛勢を極め、順次演武場、炊事場、第一、第二工場、第四第三、第二舍に延燒するに至りたるも、內外消防の統制宜しきを得、克く協力一致したるため漸次效を奏し、午後十一時頃火は漸く頽勢を呈し、午後十一時三十分に至り全く鎭火するに至れり。

損害は概ね建物居房八棟、工場十棟、倉庫六棟、物置六棟、炊事場、浴場、更衣場、演武場、醫務室其の他總坪數二千五百七十五坪、其他作業器具、機械製素品、收容者被服其の他物品總額二十五萬八千百八圓、外に受負委託品の損失五萬二千九百十八圓に上れり。因みに發火原因については、鎭火直後より檢事局と協力調査中なるも、未だ判明の域に達せず。

二、火災に對する廳急處置　午後九時三分獨居房及び病舍勤務の看守よりの火災緊急報知を受けた當直看守長大島市三郎は事の容易ならざるを認め、直に休憩中の看守部長及び看守をして消防に着手せしめ、第一級者三十四名、消防夫、炊夫等六十四名を出勤、非常警笛を連吹し職員の召集竝びに消防署、警察署其の他各所に電話急報、表門、裏門及外圍には騎銃及び拳銃を携帶せしめ警戒を嚴にすると共に所長以下全職員は直ちに駈けつけ(以上瞬間の處置)。一面接近せる病舍、獨居舍、五、六舍の收容者避難手配中、東西消防本隊を始とし、相前後して續々火防團、警察官等駈つけ、部所に於て有力なる活動を開始するに至れるを以て、所內の消防隊は一と先づ現場を引揚げ消防の一切を此團體に任し、その人員と駈つけたる職員を二分して、全收容者の避難方面と事務室及び倉庫方面の書冊類の搬出に從事せしむ。

三、構內外の警備　構內要所〳〵には看守、巡査、憲兵を配置し、表門、南門及び外塀上の警戒には武裝看守と青年團在鄉軍人團の一部を以て之れに當て、構外には叢雲驅逐艦の陸戰隊水兵、青年團火防組合員、在鄉軍人、巡査等警戒を完備し、事なきを期せり。

四、收容者の動靜　火災中消防に從事せる收容者の働きは實に感涙を催す程の活動振りにして、避難する收容者は何れも命令一下肅々として極めて平靜に指定せられた十舍裏の安全地に避難し、各自携帶せしめたる五巾布團を以て零下六度の嚴寒烈風中を辛うじて凍寒を防ぎつゝ更に三ヶ工場に收容し各個人につき檢査したるに一名の負傷者なく、續いて十名宛嚴密なる人員點檢をなし、舍房十棟に收容し午前一時各所の警戒を解けり。

五、職員の活動狀況　出火の緊急報知と共に所長以下全職員は直ちに駈けつけ消防、收容者の戒護、檢束、警戒、書冊並に重要品の搬出等、それ〳〵指揮、幹部の命令に依り必死的奮鬪を續け、身分帳、放免曆簿、其他重要なる書冊は玄關前の常置トラック及び護送自動車に收載し、直に菊水橋署に保管を依託し、其の他の物品については適當なる安全地帶に搬出したるを以て、醫務室及び各工場備付書冊を除き他は幾分の破損を生じたるも何れも無事なるを得たり。領置、文書備品、製品、米麥倉庫は幸に難を免れたり。

六、收容者及び職員の臨時給與、炊事場及び藥品倉庫全燒につき、當地方面委員に於て國防婦人團を召集し、收容者の十八日朝食用一個一合五勺の握飯凡そ千七百個、外に職員用として市內有志より若干の食品、及び大阪刑務所より五百人分の握飯の寄附を受け、以後當分の間、橘通刑務支所に於て炊爨運搬することゝし、直に假設炊事場、浴場の設置に着手し、尙更衣場竝に被服庫の全燒の爲め作業衣の全部を燒失せるを以て、大阪、京都、姬路各刑務所より臨時應急の補給を受け直ちに調製に着手せり。

七、外部よりの應援團體は市內消防署の外、市內各警察署、附近の各在鄉軍人團、青年團、火防組合、方面委員、國防婦人團、憲兵、海軍叢雲驅逐艦陸戰隊、神戶地方裁判所、同檢事局、縣警察部、大阪刑務所、同北區刑務支所、姬路少年刑務所等なり。

▣盛況なりし製作品展覽即賣會

沖繩刑務所

一月十九日から二日間に亙つて、沖繩刑務所では製作品展覽會を催し、總賣上高三千四百二十數圓に上る成功を收めた。以下その狀況をおつたへする。

まづ第一會場を構外演武場に、第二會場を事務所樓上會議室に設け、第一會場は主として家具類一切を、第二會場は漆器類及び其他の雜品を陳列し、陳列方法については衆目をひき購買心を唆るやうに特に意匠を凝らして入場者をまつた。且つ沿道、會場門前等には高札をたて、場內外は萬國旗、モール等で所せまきまでに裝飾し陳列品に一段の光彩を添へるやうに意を用ひた。

またこの日に先だつて、市內有力新聞を通じて豫め展覽會の趣旨その他を報導宣傳せしめ、市內の要所〳〵にはポスターを揭げ、或は宣傳ビラを官公衙に配布し、新聞に折込む等、一般の關心を喚起するために極力意を用ひた結果、初日の如きは定刻前、既に陸續として雜踏を極めるの盛況であつた。

殊に家具類中、箪笥、茶棚等の高價品も、瞬く間に賣約濟となつたものも相當の數に上り、漆器類もまた多大の好評を博した。かくのごとく、逐年回を累ぬるに從つて成績の向上を見つゝあるのは、社會一般が刑務所作業の眞價を認識しつつある證左に外ならぬものであつて、斯業の發展、宣傳のためにも稗益する處、洵に多大であつたと思はれる。

練習生見學記

小田原刑務所見學

松江宮廻久次郎

懐しき故山を後に貧しきと雖も家庭愛から離れて、帝都に集つた吾等練習生の胸中を叩けば、如何に近代文化を誇る大東京の狂瀾の姿態も吾等を心から慰むるものはなく、心中一沫の淋しさがあることは誰が否定することが出來ようか。

蓋し吾等の生活に於てこの寂寥を慰むるものは恒例土曜日の見學である。住みなれぬ寄宿舍生活を脫れて大自然に抱擁せらるゝとき、未知の山川草木も搖籃の故山に接するが如き溫さを感ずるのである。ましてや富士、箱根、二宮尊德翁を連想せしめる小田原少年刑務所こそ、吾等の憧憬の的であつた。昭和十年十一月十六日遂に其の日は來た。午前八時四十分小唄で名高い小田急に身を投じた。

紅粉の香り未だ失せぬ朝の歡樂街より清淨なる田園へ一路驀進する車中の吾等の氣分は自ら朗である。〇〇驛を過ぐる頃富士の秀峰を左窓に眺めた。吾等の祖國日本を代表し、國民精神を表徵する靈山の白雪愷々たるを仰いで、思はず一同快哉を叫ばざるを得なかつた。更に眼を右窓に轉ずれば、朝霧を衝いて機動演習の蹄鐵の音も高く勇敢なる野戰砲兵の一大進擊を見る。仰いでは富士の靈峰、伏しては護國の兵の威容を見て、吾等は胸中の血潮の高鳴ると共に、軍國日本を再認識せしめられずにはおかなかつた。途中車窓より二宮尊德翁の出生地の遺跡を偲んで、感慨深くも小田原驛に着く。

驛より數町にして閑靜にして奥ゆかしき小田原少年刑務所に着くや、心からなる所員の御歡迎を受けて控室に入れば、當地名産の茶菓蜜柑の饗應を受けて待つこともなく慈愛溢るゝ中に侵すべからざる偉容ある鍵山所長殿は吾等に對して「私は大正五年の刑務官練習所卒業生であります。この意味に於て同窓生であり先輩である私が今諸君を迎ふることはいとも感慨深いものがあります」と人情味豐かなる御挨拶あり、吾等練習生には如何なる歡待よりも深く胸に迫るものあるを覺えた。

次に小田原少年刑務所の特質とも云ふべき諸點につき所長殿の御說明があつたものを左に列記して紹介するの僭越を許されたいのである。

（一）少年行刑には先づ以て熱烈なるリーダーを要求する。感受性強き少年受刑者敎化には、熱と愛との指導者なくては實績は上るものではない。當所は上は所長から各主任、敎師、使丁に至るまで、この最高職務信條たる指導精神の下に日夜精進して居るのであると。實に敎育刑の要求するもの此の外に何物もないであらう。

（二）當所の浦賀支所は、全國に唯一にして且つ世界行刑界に誇るべき墻壁なき刑務所であり、少年受刑者が漁撈作業に從事して居ることは特筆に價するものである。

畏くも舊軍艦大和を御下賜せられ、且つ軍艦旗の御下賜を受けて、大洋の彼方に乘出して海國日本の意氣を發揚して居る。尙この軍艦旗を模して所旗とし、朝に之れを仰ぎつゝ彼等もまた日本國民たるの自覺の下に奮起せしめて居ると。浦賀灣頭、軍艦旗の下に少年の歌ふ軍歌こそ鍵山所長の作歌である。

一、澎湃寄する海原の
　大浪岸に嚙むところ
　芙蓉の嶺を望み見て
　ここ秀麗の浦賀灣

二、浮べる城は大和艦
　黒潮むせぶ洋上に
　海の富源を拓かんと
　雄圖勃々躍るかな

この軍歌こそ聖代日本の少年行刑を讃美するの外何物でもなからう。

（三）少年の精神修養の爲めに、有名なる「葉隱」の四誓願を每朝喫食前に職員と共に朗誦して、一日の生活のスタートを緊張せしめて居る。葉隱の四誓願とは、

一、武士道に於て後れをとるまじきこと
と
二、親に孝行致すべきこと
三、主君の御用に立つべきこと
四、大慈悲心を起して人の爲めになるべきこと

世態漸く武士道的氣魄の消磨せんとするとき、國家非常時に於て「葉隱」の朗誦こそ、亦大いに期待すべきである。

（四）本所の少年の敎育時間は從來晝間に於て行はれたるも、鑑みるに世の多くの少年職工は晝間工場に働いて、生活の料を得、夜間學校に通學して苦學力行する社會狀態なるに、受刑の少年達が晏然として日中授業を受けることは今日の社會狀態と均衡を失ふ矛盾を認め、晝間は作業に從事して所定の科程を終へしめて、夕食後各自の部屋よりブックを手に夜學に通はしめて居るといふ。社會狀勢を無視せざることが近代行刑の要諦であることを、如實に敎へられるのであつた。

（五）作業の施行の方針は勤勞の精神を涵養するは勿論なれども、これに對して軍需品の製作と少年の愛國的熱情とを結びつけしめて、一層その成績を擧げることに努力を拂つて居る。現に多くは橫須賀海軍々需品を製作して居ると。

（六）浦賀支所に於ける漁撈の訓練を終つて釋放された少年の就業率は九五％の好率を示して居ることは、一般に漁村の習慣、人情が前科者として排斥することなく、身體の頑健と作業能力に重きを置くことに起因するものにして、行刑の最後の成果は社會的保護なることが立證される所以である。

以上の如き所長殿の御高見を拜聽した後、吾等は三班に分れて所內を案內された。少年行刑に關する設備は遺憾なきまでに完備され考査室、夜間獨居、考査中獨居、雜居房、醫務室、病舍と整然た

り。就中獨居房は明るく、採光其他の點に特種なる設備を見る。これは嘗つて當所の所長たりし戸田所長の考案になる獨居房にして、少年行刑に明朗なる氣分を與へるものとして、本所の誇りとする處なることを說明された。

更に自治級に於ける自治室は、處遇令の要求する處遇の累進に伴ふ責任の加重による自治生活を體驗せしめるものにして、班長、副班長を選任せしめて自治統制し、更にこれを監督指導して居るとの事であつた。やがて來るべき彼等の社會復歸の際に於て、この準備こそ緊要であらう。圖書室、娯樂室等は完備して居る。日曜日、免業日に彼等が許されたる時間に、若く伸びんとする少年の生命がここに充たされるのである。

各工場は洋裁工場、木工場、印刷工場等があり、その製品が成年受刑者の製品と餘り遜色なきは熱と愛との當所の指導精神の現れなることが首肯せられるのであつた。炊事に於て檢食保存箱が硝子箱の中に整然として並べてあつたのは、刑務所食糧に一番注目する局外見學者に便宜を與へるものとして參考にすべきであつた。

庭内に水泳プールあり、夏期少年が遊泳するためのものであつて、少年の心情を生かす上に多大の考慮を拂はれた設備であると伺ふ。教誨堂の庭前には、心に修養の本を讀み身には力行の薪を負ふ、至誠の權化たる二宮尊德翁の銅像があつて、少年の心情る。教誨堂に入つては佛陀の救を求め、出でては至誠の像を眺めるとき、必ずや少年の純情は呼び覺され、更生の一路に奮ひ起たずには居られないであらう。

次に運動場では、各班に分れてラッパの音も勇しく、各年級に應じて各個教練、部隊教練等の軍事教練が嚴正、明朗に教官指導の下に行はれて居る。暫くして全員集合して教官の講評を聞く。三百餘の少年が今肅然として聲なく、この情景を見學した吾等は、朝に起きて富士の秀峰を仰ぎて更生を祈り、軍艦旗を捧持しては、國民としての自覺に過去を悔悟したる少年の燃ゆる純情は、職員の指導精神の下に一團となつて輝く行刑の理想に躍進しつゝあるを信ぜざるを得なかつた。

斯くして所内の見學を終へた吾等は、歷史は新し、八十年の昔尊德翁を出した聖地小田原に、今亦愛の教化事業が最も光榮あるものとして伸び行くことを祝福して、名殘り惜しくも小田原を後に數臺の自動車に乘じて、富士を目指して白雲包む海拔二千六百尺の箱根の高地に驀進した。終りに鑓山所長殿外職員御一同の御厚情を謝すると共に愚文よく之れに酬ゆることなきを憾んで筆を擱く。

衛戍刑務所並浴風園見學記

山川鷹次郎

慌しかつた昭和十年も名殘りなく去つて、玆に新たなる昭和十一年の新春を迎ふ。

一月十一日、多大な興味と期待の下に、衛戍刑務所と浴風園に本年初頭の見學が行はれた。當日天氣晴朗にして風一つだにない。そして多の陽光は我等の見學を祝福するかの樣に淡い光を投げてゐる。

定刻午前九時澁谷驛然も由緒も深い忠犬ハチ公銅像前へ集合、我等練習生七十六名の一行は、大森先生に引率せられて歩行すること數町、衛戍刑務所に着く。案内者に招ぜられ表門を入るや、先づ第一のショックは門衛看守の嚴然たる態度であつて、如何に所内は紀律的なるかを聯想するとゝもに、又軍律の奥床しさが偲ばれたのである。

會議室に招ぜられた一行は茶の饗應を受け所長殿に代る植本看守長殿の叮重なる御挨拶を忝なくし、軍刑務所に於ける行刑の内容に付き詳細なる御說明を拜聽した。

承る處によれば、軍刑務所の現役軍人たるの關係上、專ら軍事教育を主眼とし、教育勅語及軍人勅諭五個條の精神に則り軍人精神の涵養に其重點を置かるゝ處に特色があり、從つて其教化施設方法も自ら普通刑務所とは異る處あるを想像し得るのである。更に行刑區域の見學をなす。内部の建物は到つて質素ではあるが、衛生其他の施設は實に到れり盡せりである。就中禮拜所に於ける、勅諭五個條及ポスター等の揭載は流石に軍刑務所より本園の沿革、目的、事業の現況其他に亙る概括的の御說明があつた。

斯くして所内隈なく見學を了し、午前十一時十分職員の御懇情を感謝し、併せて速かに忠良なる君が赤子に立歸つてくれと祈りつゝ、第二の目的地に向ふべく衛戍刑務所を辭去し、一路浴風園に向ふ。

午前十一時四十分、澁谷驛より帝都電鐵に身を託した。車内は我等一行を以つて滿され、武藏野大平原をひた走る輕快なリズムに醉はされながら各所には朗らかな漫談が交されど。車外の滿目蕭然たる多景色にチヤアムされながら稍暫しにして高井戸驛に下車、靜かな杉並通りを南方約數町にして、目的地浴風園の扉を叩く。

黒煙朦々として紺碧の大空にたなびく本館事務室の外觀の壯麗さに、我等一行流石にどぎもを抜く。三階の會議室に招ぜられてお茶の饗應を受け、小澤主事殿又と得難き資料の數々あつた事が何よりも喜びに堪えない。

承るに本園は所謂養老院の最も完備した組織的の施設にして、孤獨天涯に寄邊なき老廢者を收容保護するを目的とするものにして、畏くも皇族各宮殿下の厚き思召により設立せられたるものなりと云ふ。

收容者は平均年齡七十歳前後にして常に四百七八十名あり、其生活樣式は又我國特有の家族制度を基礎とし、其收容區分の如きは醫學的分類方法を採用し考査寮を設くる等、隨所に本園の特色があら

はれてゐるとの御説明であつた。

終つて園内の見學に移る。先づ病室を覗いた。此處には患者數十名あるとの事通風採光其他の設備は實に到れり盡せりで、慈愛を以つて看護に務むる看護婦、專任の醫師が診療の勞をとり靜養せしめて居る。病名は多く老衰病と承る。

集團寮は二階建で二棟よりなり壯健者を收容し寮姆を配屬せしめて世話して居る。

更に家庭寮は概ね不具者を收容し全く自己の家庭にあるが如く、寮姆の愛撫に平和な日を送つて居ると同時に、寮名の如きも、春日寮乃至は千歳寮等々何となく溫か味のある名稱を付せられて居る。其他夫婦寮、保養寮、靜養寮、共同浴場等實に到れり盡せりの設備であつた。

中央部なる禮拜堂へは各寮間鋪裝道路を以つて連絡し、禮拜は素より散步保養上の便利に資する樣に工夫せられて居た。禮拜堂は彼等の唯一の人生觀を味ふ處であつて、中央に嶽として輝く御佛像の前に平伏して、未來の幸を祈り、宿命に泣く彼等の心中察して餘りがある。

人、生れて誰か幸福なる生涯を希はざる者かあらん。然るに、茲に斯くも薄倖な老衰者の永劫に消え行く其心情に思ひを馳するとき、轉た同情の念禁じ得ざるものがあると同時に、又茲に無言の敎訓を與へられた感があるのである。

次に納骨堂へ、全部花崗岩を以つて造られ、數百名の精靈が此處に合祀されて居る由、自ら合掌其靈を拜す。

作業場は一棟あり、極めて壯健な而も作業の希望あるものをして任意作業に從事せしめ、九時より三時迄就業させるさうである。作業の種類は袋貼、裁縫等にして其賃金は本人の所得であるといふ。而して其得たる賃金は小使錢として自らの使用を許されて居る關係上、彼等は孳つて作業に精勵すると云ふ事である。

蓋し自ら求めて働くと云ふ事は人生に於て最も必要な事であり、又一面勞作敎育をも以つて一の感化手段とするの意味

は病者でない。收容者の居室で七棟あり、男子室四棟、女子室は三棟で、その中男女各一棟は老人室で、尚外に病後恢復期の男女老人の爲の豫後室なる一室があり、靜養室にあてられてゐる。各室共三十疊敷で一室に二十名位づゝの雜居になつてゐる。廊下は廣く通風採光も極めて良好、老人室には何れも年齡六十歲以上、中には百歲を越した者も珍らしくない。收容者は淋しい孤獨の老人で、自力では到底生きることの出來ない人々であることはいふまでもない。男子收容室には男子看護人、女子收容室には女子看護人各一名づゝ居て、朝夕收容者の保護に當つてゐるので、彼等は全く家庭にある如く、平和な日を送つて居る。又老人ホームといふのがあり、これは心靜かに餘生を送らしめる爲の室で、食堂、浴場等の一棟を圍み、男女老人室各一棟が兩翼をなしてゐる。離隔室には放蕩、遊惰、亂酒、浪費、疾病等の結果、精神身體に異狀を來し、活動力を喪失した者、或は先天的に親の酒毒や黴毒を承け、獨立の生活を營むことの出來なくなつた者、風眼の爲に失明、その他外傷の結果不良となつた者等が收容せられてゐる。

次に作業室であるが、これは勞作に堪える男女在院者をして晝間作業せしめる爲に設けられたもので、男女には封筒貼、炭團、印刷及び後毛止、雜巾刺の三種が、には卦筒貼、及後毛止の四種、女子あり、各作業室には二、三十名位働いてゐる。別に機械裝置などもないが、今後立派な設備が出來ることと思ふ。勞賃は總べて本人の所得とし、他日の出院の資らしめることにしてゐるといふことで、現在あらゆる方面に働いてゐる者は約三百人程居るさうだ。食堂や浴場等の設備は頗る良く出來て居り、收容者の食物の如きもその獻立を見るに、如何にも營養に注意されてゐる樣が窺はれる。

次に何としても大規模に出來てゐるものは病室である。病室は九棟で、內男子用病棟六、婦人及兒童用三棟で、各棟に鐵製寢臺五十乃至六十を備へ、七百の寢臺の用意が出來てゐるといふことである。

入院者の大部分は不具、癈疾、老人、病者等である爲、病室は一般病院と異るところはない。患者の中一番多いのは行路病者で、嚢中無一物にて疾病に冒され、孤獨無援にして街頭に斃れ、漸くにして公共の手によつて救助、收容せしめられたもの、或は又無智と低能の結果容易に男子の誘惑に陷り、貞操を蹂躙せられて、遂に常習的賣春婦となり墮落の深淵に沈淪し、其の極遂に自らを救ふの意志も失ひ、進んで己れに接觸する凡ての者を墮落せしめずんば已まざる魔鬼と變じ、遂に病毒に倒れ不具者となつて病室のベットに横たはる妙齡の婦人もある。それ故立派な醫藥局もあり、多數の醫師、調藥員、看護婦が居り、その治療に遺憾なからしめてゐる。

兒童用病棟は乳兒の一時的哺育、及び病兒を收容し、現在數十名あり、何れも

棄兒、孤兒、遺兒、浮浪兒等で、一生生みの親を見ることが出來ないといふ哀れな子供等である。看護人等は子を思ふ慈母の如き至情を現はして、よくその養育の任に當つてゐる。かくして幼兒及び學齡期に達した兒童は、巢鴨分院に送致することになつて居り、乳兒は可成速かに近郊の農家に里預けして、非家庭的な院內で養育する弊害、又乳兒を人口哺乳にて育てることの弊害を避けるとに努めてゐる。そして里子は成長後も成績がよければ委託を繼續し、學齡に達すれば、委託先の家庭より小學校へ通學せしめる方法を採り、滿十三歲迄は月々保育料として八圓宛給付し、保育期間が終れば保育料は停止されるが、兒童の大部分は保育期間が終つてもその保育先に止まり、それぞれ里親の盡力によつて獨立の生活を營むに至り、いづれも優秀な成績ををさめてゐるといふことである。

又一般收容者の慰安の爲に多數の圖書、雜誌が備付られ、貸覽せしめ、その他圍碁や將棋等の遊戲も許され、一方蓄音器を各室に持ち廻り、種々なるレコードを聽かせ、又年に二回慰安會を催し、院外より藝人を賴み、終日餘興を觀覽させることもある。男女收容室には、各一個づつラヂオ受信器を備付け、適時放送を聽かしめ、更に精神修養及び宗教的慰安としては敎誨師をして敎誨せしめ、又一方例日には東京の各宗派が、輪番にて多數の僧侶出向き講堂に於て收容者參列の上、院內死亡者の法要を執行し、同時に有益なる法話を聽かせてゐる等、萬事良く行きとゞいた心遣ひである。家庭生活を失ひ、變つた集團生活を餘儀なくせしめられてゐる彼等にとつて、三度の食事に事缺くことがなくとも、寂寥に心荒み、無聊に苦吟することは免れまい。慰安を與へることは最も必要なことである。

今や社會事業は既に特志家の特志事業たる時代を去り、公共團體の手に移り、更に國家社會の事業に移つてゐることが窺はれるのである。然らば年々五六十萬圓の多額に上る經費は、如何にして支辨せられてゐるかといふに、一部は收容者を委託した各府市町村に於て支辨し、或は篤志家よりの寄附、國家よりの補助金にあふぎ、その他は市の負擔となるのであるが、又年々畏多くも皇室の御恩惠にあづかつてゐるといふことである。古來我が國の社會事業は皇室の御賑恤に基いたものが多く、天災地變の都度また御大典、御大葬に際し賑恤慈惠を行はせられることは枚擧に遑がない。光明皇后が社會事業に御心を注がせ給ふことの如何に深かつたかは周ねく人口に膾炙してゐる事實である。皇族方が親しく社會事業團體の總裁にならせられ、屢々親しく社會事業の狀況を御視察遊ばされ、殊に明治以降に於ては畏こき邊りの御思召によつて宮內省から社會事業助成のために金品を下し賜はつたことなどは聖慮の程も畏く、ただただ感泣の外はない。市養育院か今日の如き立派なものになつたのも皆

高遠なる御仁慈の賜である。

社會事業は今日の制度の下に於て、一般國民の標準生活の保障を享受することの出來ない社會的弱者を、物質的、保健的、精神的に保護して同上程度にまで向上安定せしめんとする公私の施設である。故に社會事業は畢竟社會連帶責任と共存共榮とに基く社會奉仕の精神の發露であるといふことも出來ると思ふ。されば富めるものも、富まざるものも社會事業を尊び、之を助けてその發展を圖り、社會人としての責務を完うすべきである、我々は健全な社會事業の發達によつて社會改善の實が擧ることを信じて疑はない、我々はこの確信に立つて、よく社會事業の本旨とその施設とを理解し、平素に於て不斷に社會改善に努力する心掛が必要である。今や社會の思潮は俗惡なる唯物主義に禍されて輕佻詭激の風漸く萌し、自利私慾の念また強からんとしてゐる。誠に遺憾の極みである。

惟ふに、東京市養育院は帝國の首都に於ける一大社會施設にして、敷地二萬七千餘坪の廣袤に渉り、四時富士の秀峰を仰ぎ、院内樹木多く殊に三萬の櫻樹あり、四時鳥聲を聽くといふ、誠に世路に疲れし人、薄倖な病者の絕好の溫床である。

行刑の仕事に携はつてゐる我々は、今日の見學は實に意味深いものがあつたことを感じ、御案内下さつた養育院の方々に厚くその好意を謝し、將來益々經營の發展と技術の進歩を圖つて斯界に貢獻せられんことを切に、お願ひして、午前十一時同院を辭し、門前に於て散會、それぞれ歸途についたことであつた。

善隣館、あそか病院

煙草專賣局見學記

尾立生

昭和十一年一月二十五日、旬日來零下五六度を續けた嚴寒は遂に最後の巨彈を放ち、帝都の人々の上に會釋もなくその暴威は見舞はれた。朝來刻々と嵩みゆく吹雪は益々降り募り視野は愈々狹く、防寒衣に身をかためて危ぶなつかしい足どりで登校する學童の傷ましい姿を車窓に眺めつゝ馳驅する。深川區住吉町一丁目で車を捨て骨まで凍結しさうな街頭に下り立つた。邊り一面皚々たる積雪、そのため雪達磨に興じたる幼き頃の記憶や、滿洲の曠野に轉戰する軍人を想起し者やいだ勢立つ心に恍惚となる。

定刻稍遲れて全員集合、大森先生に引率せられ肅々たる雪中行軍をなすこと約一丁半、職員の心からの歡待をうけて猿江善隣館の階下講堂に招ぜられた。こゝは平生本館の講演講習に使用せられるのであらう、何の裝飾もない一室である。

茲で本館常務理事兼館長である藤野井行仁氏から、本館の沿革事業の内容に就て懇切なる說明を承つたのであるが、不幸にして拙筆の私には其の全部に亙つて詳細なる御紹介をなし得ないことを遺憾とする。以下その大略概要である。

（一）善隣館、本館は隣保館として設立

せられたるものとしては最も其の歷史が古く、大正十一年財團法人協調會の手によつて企劃經營されたのであるが、彼の關東大震災に遭遇し、設立後僅かに一年有餘にして烏有に歸して仕舞つた。處が時恰も財團法人同潤會が此の地附近の不良住宅地區一帶の改良を企圖し、「アパート」を建築し、住民の教化保健經濟的施設等を統一的に行ふことゝなつたので、昭和二年善隣館敷地建物一切の讓渡を受け直ちに起工、工費十三萬七千餘圓を投じ昭和五年四月漸く現在の鐵筋混凝土造三階建約三百五十坪、及授産場外一棟の竣成を見、曩の隣保事業の繼續を見るに至つたのである。然るに當館の經營は其の趣旨に於て素々「アパート」居住者のみを對象とするものでなく、所謂社會事業として廣く一般に呼掛くる關係上、之れが自由なる經營並に内容的組織に於ても幾多の變革を加ふる必要に迫られたので、照和五年四月本館竣工と同時に、其の經營を大日本佛教慈善會財團に移管し、現在に到つたのである。

而して本館の經營組織は事業に伴ふ附隨的のものを除くの外其の重點を隣保事業に置き、之れが目的達成の爲めに七方面の部門を設け、各部門は更に數小部門を有し、總務部に於てこれを統制處理せられてゐる。而して此の種社會事業が時に消極的退嬰的となり易きに拘らず、本館は飽迄積極的であり、飽迄徹底的であつて、其の組織が彈力性を有し綜合的である點に特色を有するのである。兒童部を見るも、本館は神奈川縣金澤町の分園を合し幼稚園育兒園に約二百數十名の託兒收容をしてゐるのである が、單に限られたる收容兒のみに滿足せず、更に其の家庭乃至其の他の家庭の兒童の健康相談のため館醫を派遣し、病兒の診療保護者に對する衞生思想の鼓吹、設備の指導等を爲す傍ら、惡感化の防止、兒童の個性善導、健全なる精神の涵養について細心の注意愛護の努力が注がれてゐるのである。かくの如く兒童を保護することは兒童その者ばかりでなく、その保護者たる父母を扶け、延いては國家社會の活動を助長する所以にして、何處の地にも數多の機關が望ましいのであるが、特に此の地一帶が勞働細民街であり、工業地帶であることに想到するとき其の施設方法の適切なることが痛感せられるのである。

兒童部のみに於ても此の種有效適切の施設が種々試みられてゐるのであるが、更に本館は教育部を設置し、主として職業の指導、一般教化に盡力すると共に、藤影女學校を經營し、本館の二階を教場に充て、約六十名の女學生に實踐的な社會教育を施してゐる。本館は昨年漸く第一回卒業生を送り出し、其の實績は未知數であるが其の目的は貧困家庭の子女に低廉なる月謝を以つて明日の職場の人、明日の家庭の人を養成するにあると聽かされた。孜々として智識慾向上心に燃ゆる少女が運針に、割烹に精進してゐる姿を見たとき一種いひ知れぬ嚴肅な壓迫さ

へ感じ、其の成績は必ずや将來の學校教育の改革の機運を齎すであらうと痛感した。此の外映畫會母姉會講演會講習會等を隨時開催し、父兄母姉の教養感化に不斷の努力が續けられてゐるのである。

更に本館は經濟社會、社會體育等の各部門に於て、一般經濟生活の合理化、共同購買、共濟貯金、乃至授産職業紹介に凡ゆる方面と連絡提携を遂げ、勞働者の生活安定の勞を執ると共に、「アパート」三百世帶千六百人は勿論、附近一帶約二萬八千人の勞働層の各個家庭に對する細密調査を行ひ、配給訪問或は不良兒の發生防止並に保護に、血みどろの活動が續けられて居り、尚診療部に於ては直接館醫の診療は素より、姉妹事業たるあそか病院と提携し、病者の委託救濟に最善の方法が講ぜられて居るのであるが、之等各部の活動内容に就ては玆に一々私の筆を俟つ迄もなく御賢察願へることゝ思ふ。

而して玆に私達が大きな關心をもたなければならぬことは、此の種事業が一部の不平或は偏頗の怨嗟を伴ひ易く、其の經營は實に至難であり、且此の地一帶が有名な貧民街であり工場地帶である關係上、其の對象の殆どが道義的觀念の乏しい者であるに拘らず、本館の事業がこれ等障礙に禍せられざるのみならず、非常に圓滿に遂行せられ、益々その擴張に迫られてゐることである。たゞ本事業に限らずいづれも然りであるが、人を統御するには自身に於て先づ其の地位を代へて考へてやり、親身に其の者の力强き社會更生の爲め犧牲になる覺悟こそ要諦であると說明された。この藤野井氏の言葉は含蓄ある示唆に富んだものだと思ふ。

（二）あそか病院

本病院は善隣館と背合せに位置し、大正十二年大震災に於て罹災せし者が雨露に晒され飢餓不攝生の結果、病魔に侵され醫療に途なく、只見す〳〵死を俟つ外なき慘狀を救護すべく、大日本佛教慈善會財團の手によりて設立せられたるものにして、當時は巡回的に假救護、假診療所を經營し居りたるも、此の種事業の永久的設立の要望切なるものあり、且不自由なる人々、病者への限りなき同情をもちて敢なく此の世を去られし九條武子夫人の遺志を貫徹すべく、佛教篤志家間に於てあそか會を組織し幾多の財政的困難を征し、漸く昭和四年十月此の地を選び建築に着手し、翌五年十月現在の病院を經營するに至つたのである。本病院は内科、外科、小兒科、産婦人科其の他綜合組織病院にして權威ある斯界の大家を網羅し、内は善隣館と相扶け委託治療に當るは勿論、一般に開放し低廉なる投藥治療及無料手術入院の方法が講ぜられてゐる。素々設立の趣旨及經營の精神が細民救濟にある外、市井病院と何等設備其の他に於て變りはないのであるが、その手續の簡易並に附添看護炊事等一切が病院の手に於てなされてゐるのが特異な點である。

かくの如く慈善病院として何處までも親切叮寧にその精神が徹底して居ることは實は想像外である。世に貧しくして病む程悲慘なことはあるまい、貧しくとも健康ならば其の日の生活は何とかなるであらうが一度病床に臥し醫藥に途なしとせば、一途犯罪か死を撰ぶ外ないであらう。かゝる事實に思ひを至すとき、本事業が如何に尊く且適切であるかに自ら胸の熱するを覺ゆるのである。宜なる哉、爾來本院は逐年患者の激增を見、現在その增築、本業の擴張に迫られてゐるとのことである。尚あそかなる語は、此の事業の先鞭者故九條武子夫人遺著「無憂華」にちなめる無憂の印度語あそかをとりて命名したる意義深きものなる由。

世間には口が三年も前に生れた樣な饒舌の理論家は多い。然し身を賭して斯の如き社會事業に投ずる者が幾人あるであらうか。又善隣館、あそか病院の聖業の恩澤に浴し、安らかに其の生活を樂しむ者幾十萬あらうか。思へば此の種事業の隱れたる功績は、戰場の兵士に比すべき偉大なるものではあるまいか。私はこの眞白き積雪の中に炎々と燃ゆる此の種事業に携はる人々の努力に感謝の念を捧ぐると共に、或自責に似た感さへ深めつゝ午食を喫し、本館並にあそか病院の彌榮えんことを祈り、勞働者達の上に益々幸多からんことを念じつゝ、午後の日程煙草專賣局見學の爲め、再び雪の街頭に飛出したのである。

（三）煙草專賣局千葉平工場

午前の見學日程を了へた私達は咫尺を辨ぜぬ降雪の中を踏破し、午後零時二十分本工場に到着、待つ間暫時にして二階大食堂に案内せられた。此處は當工場職工千三百人を一時に收容し得る大食堂であつて、這が政府直營の名に恥ぢぬ大規模の建築樣式である。こゝで順々と當工場の設備機能其の他豫備智識を與へられたのであるが、百聞は一見に如かずとか、事專門に屬し門外漢の私には要領を得られなかつた。從つて玆には該說明と私の見たまゝの梗概を記することにしたい。

本工場は東京地方專賣局の直轄に屬し、工費二百四十餘萬圓を投じ、昭和七年五月竣工せし近代的鐵筋混凝土三階建であつて、延總坪數實に一萬二千八百餘坪を算し、其の規模の宏大なること其の設備の完備せることは全國專賣局工場中其の最たるものである。

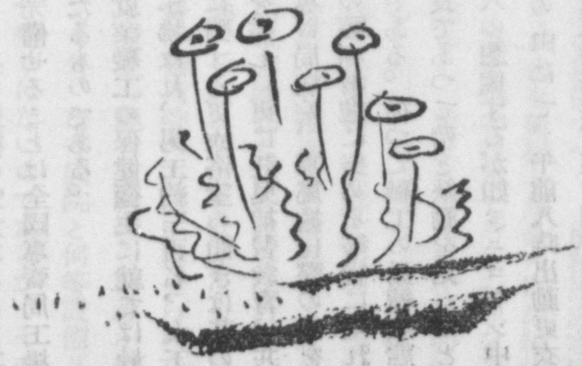
就中就業職工の保健衞生に就ては最善の注意が拂はれ、男工約三百名、女工約千百名に對する更衣浴室の如きは其の設備結構を盡し、更に託兒補習教育、共濟組合、專賣局病院、專屬擔任醫の制を設け、其の福利增進に努める等實に至れり盡せりである。從つて職工の勤續狀態は至極可良であつて殆ど缺勤を見ることなく、吾人の想像するが如きニコチン中毒は絶無の由にて、午前八時出勤更衣就業、午後五時終業、其の間午前午後各十分晝食時四十分の休憩を除いては、細心の注意と最高の緊張が續けられてゐるのである。

本工場に於て製造せられる煙草は曉、

朝日、敷島の三種類に限られ、一ヶ年生産數量は、曉三十五億本、敷島朝日十八億本であつて、一日工程、曉約三十五萬本、口付約四萬二千本である。

次に製造の順序及方法であるが、曉、敷島、朝日はいづれも概して大差はないやうなので其の例を曉にとることにする。先づ各種の原料を包裝の儘、溫度攝氏三八、濕度八五乃至九〇の調和室に數日間藏置したる後解包し、葉選の上用途を定め、苦味を除去する爲めこれを香液に浸漬し、棒に懸吊して濕潤機内を通過せしめ、約一時間の後焙蒸機に達せしめ、溫度攝氏一二〇乃至一三〇、濕度九〇以上を標準とする調和部中に前後通じて約一時間三十分通過せしめ、原料を焙蒸するのである。かくして焙蒸機を通過したる葉は葉柄を截斷し、器用な女工の手によつて一枚宛剝離しつゝ各種類を配合し、第二回目の香料を加へたる後、葉の方向を揃へ、堆積箱に積込み、香液浸潤せしむるため一晝夜藏置せられる。そして堆積濟の葉煙草を機械により截斷し、乾燥機、冷却機を通過せしめ、更に第三回目の香料を加へたる後、愈々中研式兩切煙草卷機にて卷上げ、玆に完全に紙に卷かれた煙草の姿を見るのである。出來上つた煙草は一本〳〵嚴密な檢査が行はれ、乾燥室に一日以上藏置され、次の包裝工場に送らるるのである。此處で兩切卷煙草包裝機により、曉は最後の化粧を終へ、店頭へ出る譯である。

本工場に於ける機械の機能は素晴しいもので、宛も其の製造過程は蟻の行列其の儘にて、總べて次の作業へはベルトによつて運ばれ、若し機械の故障或は不合格品混合の場合は、自動排除又は赤燈點火によつて報知する裝置になつてゐるのである。手工作業から機械作業へ、僅か玆數十年の間に斯くも急激に進展せし科學の驚異に、今更私は大きく目を見張らざるを得ないのである。一本の煙草に





讀者の頁

『刑務官よ 強く正しく 朗らかにあれ』

岡山 明 石生

強く正しく、そして朗らかに!! 之は前書記官正木先生が嘗つて「刑政」誌上を通じて私共に教へられた言葉である。爾來二ヶ年私は之を「モットー」とし、私の行刑指針として、勉めて之を實行する樣に努力して來た。そして之こそ不敏な私を不滿足乍らも難かしい行刑に生かして呉れた私の生命であると思つて居る。

今更述べるまでもなく、行刑の目的は彼等收容者を改過遷善して、強く正しき眞の人間たらしむる人間教育である。そして刑務所はその教育者であり、刑務官はその學校であり、實踐的指導者である。

如何に完備した設備と進歩したる法規を以てしても、之を運用し、之を應用する刑務官にして、殊に常時彼等に接し直接彼等を處遇する任にある、下級刑務官吏にして、その適材を得ず、剩へその設備の眞義と法の精神を誤るが如き事有る時は、到底行刑教化の成績向上を期する事は不可能である。然して教育殊に行刑教育の如き實踐教育を本旨とする教育に於ては、その教育者たるべき刑務官は常に教育者として實踐的指導者として、充分の人格を具備したる者たる事が第一要件である。即ち司法大臣閣下及行刑局長閣下の御訓示に於ても、亦日常上司の御訓諭に於ても、常に人格第一主義を要望力說さるゝ所以も亦此處に在る者と考察するものである。即ち、教育者は被教育者に要求する以上に自己の盡すべき義務を負ふものである。行刑教育の對象たる彼等受刑者は意志薄弱なる者あり、精神低能者有り、纖調者有り、不具者有り、而も概ね頑迷にして、卑屈であり、又自ら求むる處の研究的欲求心に乏しき者である。此處に行刑教育の特殊性が有り、その困難なる所以が有る。

然して吾人はその困難に堪へ、その教育の本質を理解して、行刑教化の目的遂行の爲めに精根の限りを盡して精勵格勤するの義務を負ふ者である。故に吾人刑務官は先づ意志强固でなくてはならない。即ち正しきを行ひて怖れず、破邪顯正の氣慨に富み、富貴に惑はず、權勢に屈せざる剛毅果斷の士でなくてはならない。又思想正順にして、其行爲たるや嚴正公平にして中庸を得て誤まらず、己を持する事淸廉潔白にして、苟も私情により其の節を曲ぐるが如き事なき廉直の士でなくてはならない。又其の所作は明朗濶達にして彼等に接するに絶對の愛と熱を以てし、その退嬰的な自己劣等感を除去して希望を喚起せしめ、自發的意志

の活動を促して眞の自我を認識せしむると共に公平にして人間味の有る處遇により て、彼等をして衷心より刑務官の人格に悦服信頼せしめる時、行刑教化の成績向上は自ら期待し得るものなりと信ずるものである。私は常に思ふ、「行刑教化は受刑者の信任に始まり、教化の實績は刑務官の人格に對する彼等の絶對的信頼に依りてのみ期待し得るものなり」と。蓋し教育は强制すべきものに非ずして、自ら求めしむ可きものなるが故である。

「人間は感情の動物である」、之の言葉は吾々のよく耳にする言葉であるが、又實際に於ても吾々の様に修養の足りない人間は、往々にして感情に捉はれて、其の實質を失ふ様なことが有り勝ちなものである。然し乍ら、是は吾々刑務官の最も注意しなくてはならない事である。

受刑者處遇の基本を爲す者は觀察である。故にその觀察にして誤またんか、之によりて爲されたる採點は不當である。然して其の不當なる採點に基きて進級を許されたる彼等は、當然上級者たるの資格なき者である。その資格なき彼等に上級者たる責任を要求する事はそれ自體既に無理である。それは丁度小學校に通ふ「大人の様にして居れ」と云ふのと同様であらう。累進處遇に就きて兎角の非難を爲さしむるが如き事態の頻出する所以は、之の無理な進級にあるのではあるまいか。

觀察正否の影響する所斯くの如くなるを以つて、之が觀察に當る者は最も公平に、最も愼重に、最も嚴格に、最も綿密に爲すべきである。常に細心の注意を以て日常の擧措を視察し、苟も表面的形式に捉はるゝが如き事なく、可及的多角的觀察によつて絶えずその兩面的動向を察知し、僞りなき眞の心情を洞察すべく凡ゆる方法を盡して自己最善の努力を致すべきである。

又彼等の採點審査に當りても、公平嚴正を旨とし、苟も一時の感情によりて之を左右するが如き事なきは勿論、常に自己の言動を愼み彼等をして阿諛便佞の擧に出でしめざるのみか、更に進んで斯くの如き卑劣なる念を起さしめざる様注意すべきである。又行刑成績の形式的向上に拘泥して、或は受持區内の囚狀の靜謐を圖らんが爲めに殊更にその採點を寬恕し、又は作業價値を過重視するの餘り、作業勉勵の手段として作業成績優秀なる者は行狀點數を考量して進級を容易ならしむるが如き事あらんか、其れは自己の一時的感情に絡ひて行刑を弄ぶものと言ふべく、餘りにも自己の責任を辨へざるも甚だしきものと言ふべきである。

然し乍ら斯くの如き不見識なる刑務官はよもやあるまいとは思ふが、最近上級者の刑務事故の發生頻りに傳へられる折柄、吾人が更に〳〵內省三思して自ら深く戒しむべき事は必ずしも無用の事とも思はれない。

之を要するに不幸にして前述の如き結果を招來する事有りたりとすれば、夫は刑務官として事に處するの覺悟が不充分

なりし爲である。則ち刑務官の意志薄弱であり、志操堅實を欠きたるが爲め、其の行爲は公正嚴正を欠き、中正の道を謬り又其の態度に於ても明朗公正ならず因循姑息の手段となり、徒に形式に捉はれて其の實質を失ひたるものと言ふべきである。

洵に深く戒しむべきである。

私は今年も亦日誌の第一頁に大書した。

「强く正しく、そして朗らかにあれ」と。

未決拘禁法規の改正と個別處遇

函館　嵯峨寅太郎

(一) 改正理由の概要に就て

未決拘禁の本質は刑事訴訟法第九十條第八十七條を以て其の根據とする。即ち罪證湮滅の防止、逃走の豫防にあるのであつて國家が刑事訴訟の手續の必要上國民に加ふる止むを得ざる自由の剝奪であつて、審判の適確、審理の迅速を期することのみにあるのである。故に其の拘禁の性實上刑罰執行に對する拘禁とは全然區別すべきである。けれども現行法の如く行刑法規に依つて拘束され、且つ刑務所設備內に行はるゝ以上、どうしても未決拘禁の本質に合致せしむることは望まれ得べくもないと云ふのが今日の實情である。即ち其の一說に依れば同一設備內に於て識者間に左の二說がある。即ち其の一說に依れば刑罰と未決勾留の混同を來たし、刑事訴訟法、第九十二條の規定を害する結果を生ずるに至るからであるとなし、他の一說に依れば其の處遇の性質の差異を知り處遇を混同せず、各之に適應する二者異りたる處遇を施せば左程の弊害を生じないではないかと云ふのである。而しながら未決拘禁制度の改廢を叫ばれ獨立規定の制定せらるべき機運が釀成され今日に於て、此二說の可否に付ては敢て吾人は論及するの要もない。近時動もすれば未決勾留者の執行に對し兎角の批評がある。即ち人權蹂躙、革手錠問題等々にして過ぐる議會の問題となつて社會の耳目を衝動せしめたのである。而しながら其の多くは事實を誤つて居るとしても、かくの如き問題を惹起せしめたることに付ては、其の因つて來りたる原因がなければならぬ。即ち現行法に依る未決拘禁を刑罰の執行に準ぜしめんとする矛盾に基因するにあらざるなきか。即ち現行法の主眼は行刑は集團生活であり、且つ人の心身に最も影響のある拘禁である關係上、紀律の維持、人命の保護と云ふことも相當考慮を拂ふべき事項であつて見れば時々紀律維持の爲に斷乎たる處分を爲さねばならぬことが起り又人命保護の關係上革手錠其の他の戒具を使用せねばならぬ場合もあると云ふのであつて、所謂行刑法規の基本觀念であるから止むを得ない。けれども未決拘禁はその本質は未だ確定しない犯罪容疑者を罪證湮滅の防止、逃亡の豫防のためのみに行はるゝ拘禁であると言ふ認識が一

般世人によつて高められ、近年殊に之れが朝野に唱導さるゝ様になつたのであるから、當局がいくら其の處遇に努力を拂ひ善處せんとしても、未決拘禁は行刑法規の支配を受け刑務所設備の中に行はるる以上は、決して滿足の得られるものではあり得ない。從つて既決拘禁と異らないと云ふ批難は免がれるものでない。

最近に至つて勾留更新期間の二ヶ月が一ヶ月に短縮された。短縮の根據は奈邊にあるかは當局既に之れを明示された。即ち未決勾留者の處遇を緩和し人權を尊重する所以を明かにしようといふ見解であつて、終局の目的は未決拘禁によつて來たる苦痛を輕減せんとするに外ならない。而しながら勾留期間短縮のみに依つては人權尊重や處遇緩和の意味は頗る薄弱ではあるまいか。そして未決拘禁制度に對する批難から脫しようとする爲にも妥當ではない。未決拘禁法規と設備の獨立とが相俟つてこそ、人權擁護の唯一の鍵であり其の本質に合致したる、即ち妥當なる處遇が行はるゝものではあるまいか。其の一例には「刑政」第四十八卷第五號（岡書記官歐米視察談）に英國に於ける未決拘禁者處遇方法の一端が揭げられてある。

即ち英國では、未決收容者から部屋代を取つて使用せしめてゐる特別室があ る。六疊か八疊位の部屋で、椅子卓子から寢臺までが備付けてあつて、部屋代は一日五志、「現在の相場で一志は我國の八十五錢に相當する」。部屋は自分で掃除をするのだが、他の收容者に掃除をさせることになると十志の部屋代を拂はねばならぬ。つまり十志出せば普通の部屋住ひと同じことで、自分は書物でも讀みながら、ぶら〳〵遊んでゐればいゝのである。成程未決勾留者の處遇方法としては頗る妙味のあるもので あつて、所謂個別處遇は自然に行はれ名譽保全や、人權尊重の見地より批難の餘地はないであらう。我國に於ても輓近未決拘禁制度の確立さるゝ時に於て、かくの如き制度の加味せらるゝことこそ望ましきものである。

(二)處遇の個別化に就て

(A)　現在未決拘禁制度の處遇方法は平等主義に依るを原則とするものであるが、左の場合には相當考慮せらる。

勾留者の社會的地位や身分に就ては（昭和三年十二月行甲第五〇九號行刑局長通牒）、思想犯人、主義者に就ては（大正十五年十一月　行甲第一、〇八二號同上）、一般的には（昭和四年十二月行丙第一、九六一號同上）、尙其他の未決勾留者の取扱に就ては、昭和二年刑務所長會議に於ける注意事項等に依つて各夫れ〳〵取扱上注意を拂ひ、萬遺算なきを期せんと從來努力して來た事實に就ては、疑ふ餘地はない。けれども元來制度の性質上、平等主義を原則とする行刑法規の範圍に於ては僅かに取扱上考慮すると云ふ程度に過ぎずして、所謂社會のあらゆる階級を網羅せるところの未決勾留者は其の概

念に於て殆んど差異なく、一律一體の處遇を受くるのであつて見れば、屢々耳にする人權蹂躙問題なぞはかくの如き平等處遇の缺陷に基因するものと見るべきが至當であるまいか。

(B)　刑事訴訟法第九十二條に依れば、被告人を勾留したる場合に於ては、其の身體及名譽を保全することに注意すべしとあり、之れ即ち未決勾留者は身體の保全に付て刑事訴訟上の保障を得たるものであるとし、名譽保全に付ても名譽不侵害の保障を得たるものであつて見れば、之れを確保するためには未決勾留者の精神的並身體的の特質を觀察し、其れに依つて個別處遇をしなければならぬと言ふ問題が起つてくるものである。

(C)　未決勾留者に於ては、將來に就ての絶えざる期待と不安、刑の判決に就ての煩悶によつて、刑罰拘禁に於けるよりも一層多くの緊張感情を生じ、而かも獨居拘禁に於ては、作業や慰安によつて轉じられないために、放散と調節を受くる機會は僅かに或る制限の下に許容さるる書籍に依るのみに過ぎない。之等の情緒は、往々急激な精神的反應に於て發散を見るし、或る者は感情刺戟性となり、憎惡的態度を採る。瑣細な誕因から激烈な憤怒の勃發となり、遂には拘禁性變質が起り、厭世觀さへ惹き起すものさへあるのであるから、其處に革手錠其の他の戒具の必要が起り、そして結局場合に依つては人權蹂躙となつて社會の誤解を招來し、延いては司法部の威信にまで及ぼす處なしとしない。而しながら現行法に拘束さるゝ以上拘禁性變質が起るのも無理からざるところであるし、之等に對して革手錠や其の他の戒具を施すのも保護の必要上止むを得ない。一方人權蹂躙問題の起るのも或意味からして之れ亦止むを得ぬと見なければならぬ。故に之等の原因を根底より除去せんとするには、現行法を離れそしてどうしても未決拘禁者の日常生活を改善し、家庭的連絡關係職業的關係等を深く考慮し、そして慰安方法と自由の許容（制限の範圍内）に依らなければならぬ。彼の英國に於ける未決拘禁者に部屋代を拂つて特別室を使用し掃除料を拂つて他の收容者に掃除をさせることが出來る様になつてゐると言ふ制度は、正しく處遇の個別化を物語るものであらう。依て以て我國現行規程の平等主義の短所を補ふ點に於て看過することが出來得ない。勿論吾人は英國の其れを模倣する意味ではないが、長を採つて短を補ふに躊躇を要しないであらう。

元來未決勾留者は社會的地位に於て、又生活程度に於て千差萬別である。身分や財産に應じて處遇を異にするのは寧ろ當然ではあるまいか。極言すれば上流階級者に對しても、常習的犯罪者にして、一定の職もなければ目に一丁字もない刑務所の門を數度潜つた累犯者であつて、而かも主觀的にも客觀的にもその犯行が歷然たるものに對しても同一場所に拘禁し、同一處遇を施さねばならぬと云ふ現行規程は當つてゐないと思ふ。而して後

者に對しては寧ろあらゆる教化手段が强行さるべきことこそ必要であつて、刑罰執行に對する前提觀念に基ける處遇こそは、拘禁の本質に適ふものであると云へよう。彼れ是れ綜合して討究すれば、未決拘禁法規の獨立の必要に就ては、最早論議の餘地もないし、其れに依つて未決勾留者の個別處遇問題も解決されなければならぬ。

最後に吾人は敍上の理由に依つて、現行法規に對して强ち批難や攻撃を試みんとする意味ではない。たゞ自己の信念に基ける愚見の一端を披瀝したに過ぎないのである。そして未決拘禁法規の獨立して制定されん事を將來の希望として置きたい。

看守教習を終りての所感

千葉　桑田平次

顧みれば舊年九月三十日、余は千葉刑務所看守採用の榮に浴し、友人共他の見送りを受け鄉里を後に車窓の人となつた。時正に豐穰の秋、曇り勝なりし天候も余を祝福するかの如く晴れ上る。余は茲に宿望なりて研學の熱情胸に高鳴るを覺ゆ。職を求むるに今尙至難なる今日、加ふるに自己の目する所謂刑務官吏として其スタート線上に立つことの愉快たるや、歡天喜地到底筆舌に盡し得べきに非ず。

早窓數時間にして千葉市に至る。徒步數分の後堂々たる千葉刑務所の門前に至る。千數百名を收容すと知り、今更其莊嚴なる建築に一驚する。刺を通じ階上なる文書室に到りて待つこと暫時、やがて吾等同期生五名は各主任殿列席の下に、所長殿より辭令書を拜受し、尙且懇篤なる訓辭は高遠堅固心髓に觸る。其溫情深き御言葉に只々敬服するのみ。

午後四時豫め定めたる下宿に歸り、再び辭令書並に官給品の數々を眺めては一人微笑を禁じ難く、同時に又其職責の重大なるを痛感し渾身に異樣の緊張を覺ゆ。翌十月一日、初冬の東雲晴朗にして冷氣一段と加はり、身心も自ら引締る。先づ旭光燦々たる東天に向ひ加護を祈る。

午前八時登廳、愈々吾等の教習は開始さる。即ち、

一、官吏服務規律、諸法規、實務、戒護拘禁に關する事項　二瓶教官
一、收容釋放指紋文書記錄に關する事項　小林教官
一、作業規程　石澤教官
一、用度及給養に關する事項　青木教官
一、會計法規及領置　佐藤教官
一、累進處遇に關する事項職務規程、非常時變に關する心得　中　教官
一、日課表、原簿其他作業帳簿整理に關する事項　岡田教官
一、監獄法及同施行細則、刑法刑事訴訟法　久保教官
一、教誨教育に關する事項　野口教官
一、衞生及患者取扱に關する事項　大谷教官
一、劍道消防演習姿勢禮式操練戒具使用法　高橋部長
一、柔道　稻垣部長

にして、午前八時より午後四時に至る間（但四時より五時半乃至八時迄は實務）各教官殿に於かれては多忙なる擔任事務に在るにも拘はらず、夫々受持講習科目に付懇切に、加ふるに學術本能に偏せず實務實例と對比し博引傍證良く其核心に觸れ、諄々たる御講述は將來の薀を得んとする吾々教習生一同の幸福ほ言を要せず衷心感謝の念を增す。斯くて一名の落伍者も無く、二ヶ月間の永くもあり又短くもありし感慨深き教習時代は過ぎて、十二月六日余等は待望久しかりし實務に就く事となつた。

殊に印象深きは、其前日教官殿より教習最後の注意を諭されて退室される時は、恰も慈母を失ふ孤兒の如く、惻々として一同の寂寥一段と加はり、教室は期せずして感傷的な情景に充たされた。

何れも戒護勤務として各課長主任殿列席の下に、所長殿より修了證書を受けて益々其責任の重大なるを痛感する。元より職業に貴賤の別在る非ざれども、受刑者即ち或る意味に於ける國民的疾患者である。然らば吾々は善良なる看護者であり、又名醫であらねばならぬであらう。茲に於て益々職務の崇高なるに痛感せざるを得ず。然し乍ら世上動もすれば、報償の薄きを嘆じ、或は生活の社會的地位を苦慮する唯物萬能者無しとせず。噫何たるエゴイズムも甚しき事ぞ。吾人は單に唯的物にのみ社會人生を觀察する事が出來ようか。

行刑界は累進處遇令實施に依つて、愈々革新時代に入り、即ち行刑の教育主義は議論の域を脫し、現實化され、從つて吾人の責務や益々重大にして、世界に誇示する金科玉條と雖も、其運用適正を誤らば百害あつて一利無し。然らば茲に健全なる思想の下に粉骨碎身研鑽怠り無く和衷協力以て刑務官吏として所謂素餐の誹を受くる事なく、神佛の加護と相俟つて之を全うせんことを禱る。



刑政第49巻第3号
矯正図書館

刑政雜記

○思想犯保護監察のために

司法省保護課長森山武市郎博士は、今回小原法相を總裁に、光行檢事總長を副總裁に、長島司法次官を會長に仰いで、財團法人昭德會を設立して、思想犯人の保護善導の大規模な統制機關たらしむることになつた。一般刑餘者のための機關としては既に輔成會があつて實績をあげてゐるが、思想犯のための善導機關としては從來少數の私設團體があるのみで、從つてその規模にも自ら限度があつた。それらを統制伸長せしむる機關の必要が切實に感じられてゐた折柄、昭德會の設立は各方面から多大の成果を期待されてゐる。

わが國の極左思想犯人は昭和三年に三千四百餘名、翌四年は約五千名、五年は六千餘名を出し、六年以後は七、八年とも一萬から一萬四千名を突破したが、その後の社會狀勢の變化と檢察當局の徹底的檢擧のため、九年には約四千名に激減、最近は殆んどその影を絶つに至つた。しかし今日尚ほ約一萬名の起訴猶豫、執行猶豫、假釋放、釋放者等が存在する狀態である。しかも彼等は轉向後といへども白眼視され、就職、再入學、入學等にも甚しい差別と制限を加へられてゐる。手近な例をあげても、昨年五月の高校校長會議で轉向學生のため高等學校令第四八條を緩和して再入學の便宜を與へたにも拘らず、松本、廣島、山口の三高校が最近轉向學生に對して嚴重に門戸を閉鎖した事實がある。就職や入學を拒絶された思想犯が、再び地下に潛り、或ひは自暴自棄に陷入つた實例も一再ではない。知名の士や有産者の子弟、インテリゲンチヤ出身の者には近親者の保護、監察も徹底し勝で、就職も比較的容易であるが、勞働者出身者にとつては、身邊に保護者なく、出所後の生活が直ちに飢餓の道に續く場合さへあり得る。そしてかくの如き慘めな條件が彼等を再犯に導く場合もまた考へ得られるのである。昭德會設立の趣意には、特にこの點も留意してあるものであらう。

ともあれ、思想犯の檢擧第一主義から、むしろその思想善導出所後の生活の安定等のため全力をあげてゐる檢察當局の意嚮や社會狀勢の推移等と相俟つて、昭德會の設立は思想犯の社會復歸のために最も緊急な施設といふべきである。

○不良兒の將來性に關する科學的豫測

カルナ學園の林蘇東氏は不良兒保護施設に收容保護中の者、又は既に退所して歸家又は奉公中の八歳から十九歳までの男兒七二八名の中、診斷及び敎化後の狀態の最もよく判明してゐる者一五一名をコツホ氏の分類に從つて、正常兒、境界線兒、精神薄弱兒、性格異常兒の四つに分類、半年から三年以上の豫後觀察と、入園時に施したウツドウオースの情緒性檢査法との關係を對照考察して、次のやうな結果に到達した。但し、豫後の良否の標準は、收容中または退所後逃走、竊盜、喧嘩、或ひは明らかに不良行爲と認められる事故を惹起した場合に豫後不良とし、これに反し、學園の規則に從つて規律的生活をなし、漸次改悛の徴候の見える者、及び無事に歸家又は奉公してゐる場合を豫後良好とする。

正常兒　情緒性動搖數＝豫後良好者二六・五　豫後不良者二九・〇

境界線兒　情緒性動搖數＝豫後良好者三三・二　豫後不良者三二・七

精神薄弱兒　情緒性動搖數＝豫後良好者二四・九　豫後不良者三六・四

精神異常兒　情緒性動搖數＝豫後良好者三四・五　豫後不良者四八・〇

なほ以上の結果から次のやうな大體の結論を導き出すことが出來る。卽ち

一、反社會性少年は、一般正常兒に較べて情緒性動搖度高く氣持にムラが多い。

二、情緒性動搖數の著るしい、氣持のムラの甚だしい者は性格的にも異常者である。

三、異常な極端な性質が多く重り合ひ、氣持がムラであるほど、敎化の豫後は不良で、效果は薄い。

いづれにしろ、不良兒の將來性を科學的に豫測することが出來れば、敎化上の一定の方針を樹立することが可能なわけである。以上の實驗はこの至難な領域に鍬を入れたものとして興味ある問題であらう。

○少年保護會館の設立

日本少年保護協會は今回澁谷區千駄ヶ谷に少年保護會館を設立、少年犯罪の豫防のために邁進することとなつた。同會館内に設けられるものは、不良な子を持つ兩親や保護者のために、直接輔導の相談に應ずる不良相談所、釋放後の少年少女の職業その他に對する性能を科學的に檢査するための性能鑑別所、不良少年の敎化指導に從事する職員養成所等である。益々複雜化するデリケートな少年期犯罪者の豫防、保護、敎化のための最も切實な基礎的施設といふべきであらう。會館は既に工事に着手し、五月開所のはず、なほ同協會では以上を第一期事業として、更に綜合授職の輔導所を追加設定する豫定である。

○鼠小僧の犯罪調書發見

芝居や講談で有名な鼠小僧次郎吉は實在の人物で、天保二年處刑になつたが、最近その犯罪調書が城東區龜戸町三の二鈴木市太郎氏の倉庫から發見された。希望者は何時でも展觀を歡迎する由である。

調書は一卷の卷軸になつてゐて、「金三十兩安田大納言樣」「金百金一つ橋樣一等と鼠小僧の犯跡を語る大小名の被害額が奉行所祐筆の手によつて刻明にしるされてゐる。「〆金三千兩也」とあるから、當時としては決して少ない被害高ではなかつたであらう。被害高を通して、大小名の內福の如何もほゞ推察出來るわけであるが、當時吝嗇をもつて聞えた內藤丹波守の被害額は僅かに金二兩也と記されてある。尙調書によれば、次郎吉の本名は淸太夫となつてをり、實在の次郎吉と芝居の次郎吉については、「刑政」第四六卷第一號に「劇と犯罪」と題した渥美淸太郎氏の記事がある。

刑政第49巻第3号
矯正図書館



海外異聞錄

◇米國の犯罪者は青年が多い

アメリカの犯罪者は中年乃至老年のものよりも青年が多いといふ事實が統計的に證明され、朝野識者間にセンセーションを起してゐるとのことだ。この憂ふべき事實を發表したのはいはゆる「Gメン」の總元締として知られてゐる調査局長エドガー・フーヴアー氏で、氏は次の如く述べてゐる。

『一九三五年最初の十ヶ月間の米國犯罪者について調べたところ、平均百人中十五人は二十歳以下の青少年であることが判明した。更に犯罪の種類について見ると竊盜、强盜自動車竊取等の犯罪は、何れも二十五歳以下の青年の手で行はれてゐる。强盜事件については三人中の一人は十代の少年であつた。これは國家の將來に對し甚だ憂ふべき事態であると言はねばならぬ。これには種々の原因があるが、殊に少年のギヤング的犯罪に就ては模倣といふことがかなり有力の原因であると考へる。といふのは最近、ギヤング撲滅のためいはゆるGメンが結成され、果敢なギヤング狩りを行ひつゝあつたところ從來「ギヤングごつこ」をしてゐた兒童達が急に「Gメンごつこに」轉向した事實があるからだ。Gメンの出現は期せずして從來カボネやデイリンジヤー等を崇拜、これを模做してゐた兒童達をして一轉Gメンを英雄視せしめ、模做させることになつた。これは少年犯罪の減少原因として大いに期待してよいと思ふ』

◇ウイーンの警官カメラで「武裝」

オーストリアの首都ウイーンの警視廳では、最近所屬警官全部に對しカメラを携帶させることを立案計畫してゐる。常にカメラを携帶すれば犯罪の現行及び現場、逃走する犯人乃至交通事故の現場等を撮影し得て、その寫眞は犯人搜査上或は事故の責任者を決定する上に極めて貴重な手掛りとなるといふ。ウイーン警視廳ではこのカメラ携帶案に對し非常に熱心であるが、何分にもカメラは高價なので、目下のところその資金難に惱み或は借金して先づカメラを購ひ、カメラによつて犯罪乃至事故の責任の歸屬する者に定額づゝ支拂はしめては如何との案について具體的研究を進めてゐるとのことだ。いづれにせよこの計畫は、警察能率上近代的な妙案であるとして歐洲各國警察界の注視の的となつてゐる。

◇慈悲的殺人法案

死期の病人が斷末魔の苦しみにもがく時、或は如何に手を盡しても到底助からぬ不治の病人が苦痛を訴へる時、或は不具の子が生れた時、當人並に周圍の人々の苦痛を除くため彼等を安らかに死なしめるのが人としての慈悲、醫者としての義務ではなからうか？

この意見は世界の臨床醫學界に輓近殊に强く主張されるところだが、これにつきパリに三十年間開業して令名あるカナダの整形外科醫ラウダー・ヒップウエル博士は、最近故郷カナダのトロント市に歸り、「この謂はゞ醫者の慈

悲的殺人は數年の中にフランスその他歐洲諸國に於て合法化されるだらう」と發表し注目を惹いてゐる。卽ちヒップウエル博士の所論は「如何なる醫者でも不治の病に惱む老齡患者乃至不具の嬰兒を慈悲を以て殺しうるものは英雄である、彼こそ人類を裨益し父母達の苦痛を救ふものである醫者がかゝる救助線以下の患者乃至不具者を安らかに殺し得ることはむしろ權利であらねばならぬ、フランスを始め歐洲各國の臨床學界にはこの意見が有力で、慈悲的無痛殺人法案は近く議會に提出される段取りである」といふのである。

◇鼻で本を讀む男

目は物を見るもの、鼻は臭をかぐものと極つてゐるが、鼻で物を見ることが出來るといふ男が出現した。クダ・バックスなる二十九歳の回教徒目かくしをされても平然と鼻で本を讀むことが出來るといふ實例が、最近の英國眼科醫大會席上でシー・エス・フリック博士により報告された、フリック博士の報告によると「目でない視覺」を有する人間はこの外にも往々にして例があるさうで、例へばエレン・ドーソンといふ少女は、兩眼に嚴重な目かくしをされながら手に持つた本の中に描かれてある色彩を正確に言ひ當てたさうである。これはロンドンの醫師ハンズ博士もはつきりと保證してゐるが、フリック博士はこれを次の樣に說明してゐる。

「下等動物の中には眼がなくてもその皮膚から光の刺戟を感受し得るものがあるが、人間の皮膚の中にも未だにさうした傾向が幾分殘存してをりそれが極めて稀な特殊の人間において幾分發達してゐるのではないかと思はれる」

◇火渡りの秘術

眞劍双渡りの術といふのが日本にもあつて、古來傳へられてゐるが、これはインドで行はれる火渡りの術で、日本の双渡りの術にも似てゐる所があり、昔から秘傳とされてゐる。この火渡りの術が過般英國サリー州のカシヤートンといふ町の郊外でクダ・バックスといふインド人の學生によつて行はれた。當日は非公開だつたので、これに立會つたのは數人の科學者と醫者だけであつた。バックス君は長さ十二呎、幅六呎といふ長方形に設へた地方の火鉢のなかに、丸太棒と木炭をいつぱいに入れ、カン／＼におこして眞赤になつた火の上を、洋服のズボンを僅かにつまみ上げて、靴をぬいで跣足になり、何のことはない土の上を歩くのとちつとも變つた樣子もなくすた／＼歩いて渡つた。觀てゐた醫者や科學者はたゞもう目をみはるばかりだつたが、あまりにも不思議だといふので醫者はバックス君の足の裏を調べたが、何等變つた所もなく、火傷の痕すらないので何處か外に變つた所でもあらうかと聽診器をあて心臟の鼓動を調べたりしたが、異狀はなかつた、バックス君は醫者に懇願されて二度この火渡りをやつて見せたが、矢張り同じことだつた。そこでこれを觀てゐた二人の英國人の醫學生が、「俺にだつてそんなこと位やれるだらう」と靴をぬいで、火鉢に一步足を踏み入れるや「アッツ」とばかりに飛び出して、これは二人共足に大火傷を負つた。この火鉢の溫度を華氏で計つたら七百度あつた。しかしこのインド人の火渡り祕術の不思議は未だに英國の科學者にも解決出來ないといふ。

◇罪相當の罰

アメリカの或る小さな州で先頃、水兵が亂暴な自動車運轉をしたといふので捕つたが裁判の結果、約三千語の粗暴な運轉に原因する慘事の記錄を筆寫させることに決つたと。

選句所感

◇

鴉風君の句、よく實感が出てゐる。晝を吹き通した木枯が、夜に入つてます〳〵吹き募り、まるで大浪が押し寄せて來るやうな物凄い唸りは、暗の遠くから次第〳〵に近づいて來る、そして、やがてまた潮の退くやうに次第に遠くへ吹き去る。一吹き濟んだと思ふ間もなくまた吹き起つて來る。晝の間から風に研ぎ澄まされた寒い空の色は、夜に入つていよいよ澄みきり、そこに現れた星は、小粒のものまでがチカ〳〵とまたゝき繁く輝いてゐるのである。研ぎ澄まされた夜空の色は暗と一色になつてたゞ黒いばかりであるが、そこに光る無數の星は、木枯の強い一吹きに忽ち吹き落とされさうに、如何にもたよりなげに冷たく輝いてゐるのである。耳に入る木枯の音の寒々しさは荒涼とした感を強く與へるのであるが、この句はむしろそれを背景にして、視覺の方から入つたものである。つまりこぼるゝばかりに露はなる星のたよりなく冷たく光ることに、夜に入つていよ〳〵木枯の吹き方の強きこと、また寒々しいことを具象化してゐるのである。そこに實感がおのづからこもつて、單なる平面的な句でなくなつてゐるのである。

◇

素川君の句も前句と同じ手法で、また同じやうな效果をあげてゐるものである。曉の鐘を撞くために寺僧は早く起き出した。大樹の繁り立つ山内はまだ暗いのであるが、これは朝がまだ暗いといふよりは、樹木が多くてしかも高く繁り合つてゐるので、夜明けの色のとゞくのをむしろ遮つてゐるといふべきである。鐘樓に上つた寺僧の手を離れた撞木は鐘にあたつてゴーンと高く鳴り出した。夜明けの大氣は寒さに引き緊つてゐる、まだ暗い山内の木立の間にも何の物音なく、死の如き靜寂を極めてゐる。そして撞き出された鐘は、突如としてこの大氣を搖り動かしたのであるが、餘韻となつて四方に擴がり且つ遠くへと傳はつて行く、その音波が脉々としてあそこの木の間にしみこみこゝの繁葉に觸れるのさへも如實に見える思ひがするのである。それは引き緊つた大氣の中に投げ込まれて、一層寒

毎月募集　刑政俳壇

題當季隨意
〆切毎月十五日限
用紙官私製葉書

編輯部選

天　盛岡雅風　木枯やこぼるゝばかり夜の星

地　小倉素川　山内の暗きに撞きて鐘冴ゆる

人　大曲華白　寒雀障子に近き羽音かな

秀逸

三重總來　陽炎や今耕せし土の上

三重雲川　伸び初めし麥のみどりに餘寒かな

市谷峨房　鬼打の豆飛び散りぬ雪の庭

靜岡皐月　風鳴りの耳に澄むなり椚の宿

鎭南浦一浪　雪解や杭にからまる水の泡

佳作

宮崎蜂月　水盤にこぼれし梅の花瓣かな

巢鴨松泉　ハンカチをこぼるる子等の土筆かな

釧路漁翁　白梅や棺にかゝる月の影

釧路籟笛　蕗の薹の上に捨てあり炭の屑

滋賀柏葉　風邪に寢て松吹く風をきく夜かな

三重一拜　顏見せの俥ゆれゆく雪解道

三重ほがらか　芹摘や溝一つ越え二つ越え

青森紫淵　陽炎や寄木乾かす島の家

柳町花仙　スキーヤーしぶきを上げて谷に消ゆ

室蘭彩月　水仙や驛長室の古机

宇和島龍峰　春光や轍のあとの水溜り

西巢鴨月　蝶を追ひ追ひ來て土筆摘む兒かな

岡崎冷月　草萠や野を渡る風まだ寒く

千葉古山　玉砂利の淸き一路や梅明り

宮城木星　初鏑を飾りたてたる座敷かな

釧路星丘　こぼれ雜魚濱にあさるや寒鴉

三重總堂　降り落つる庭に消ゆるや春の雪

名古屋双葉　芹の根に砂湧き上がる泉かな

千葉桑平　初東風や舟と舟との高話

土手町寒村　雪の日や小屋に寄り合ふ藁仕事

三次九來生　庭樹深く宿る雀や雪の夕

北區猪野生　蒲團干す春の光や船の上

々しさを與へずにはおかぬ音響である。本立多き山内は、それだけでも朝夜の寒さが深いが、その中で撞き出す鐘であるから、あたりを震はす餘韻は異常に冴えざるを得ない。そこを敏感に捉へてゐるところがよい。

◇

華白君の句、寒雀に寄せる憐れみがおのづからに餘情となつてゐる。次第に餌を失つた多の雀は人里に集つて來るが、多もいよ〳〵深くなつてはその人里も雪の中にふかく埋れてしまふと、雀は軒の下あたりの僅かに土の出てゐるところに求食しなければならなくなる。人を恐れてばかりはゐられない。そして多の最も酷しい寒中の雀は皆な疳せ細つてゐるものである。かうした餌に飢ゑた雀が今軒下に來てしきりに求食してゐるのであつて、あちらこちらと餌を爭つて飛び交はす忙しい羽音は、障子の直ぐ近くに聞える。家の內にゐて聞くともなく聞いてゐると、彼等に飢ゑの迫つてゐることさくその羽音から思ひやられるのである。寒雀のさまがおのづからに出てゐる句である。

芽柳や雪解に濁る川の傍　名古屋　春汀
雪空に鳴き騒ぎ立つからすかな　三次　湖南
春寒や白く吹きゆく馬の息　金泉　安泉
冴ゆる夜の物音近き隣りかな　釧路　船風
初午や野梅に括る幟竿　大曲　刀羅象峰
點りたる灯にかゝるなり夜の雪　金澤　綠峰
春雷や耳たてて聞く小舍の馬　大曲　庵茶
寒鮒をつる人のあり枯まこも　岐阜　數水
鬼打の豆くろ〳〵と炒られけり　岡崎　佼樂
笹鳴や筏を下す晝の谷　名古屋　明峰
囀りやいつか夕日となりし山　德島　鏡泉
塀陰の土にありけり春の霜　高知　高月
村の驛に迎くの巷や除隊兵　宮崎　峰月
僧一人越して行きけり冬の山　川越　靜風
岩鼻に藤垂れ咲きて微風かな　大邱　しがらみ
褄足して吹雪にこもる爐邊かな　廣島　福仁生
裏簔に物の音なし今朝の雪　三重　露草
餘釣りの竿の動きや水ぬるむ　岡山　秀水
遠汽笛鳴りて午なり畑打　富山　柳折
白く凝る汽車の煙や冬の月　三重　峰雪
から風や苫の陰なる船大工　名古屋　一心
初東風や高くかかげし軍艦旗　哈爾賓　景介

◇◇◇　行刑統計　◇◇◇

昭和十一年一月中入出監竝月末在監人員

Prison Population during the Month of January 1936

（△ハ減）

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
受刑者		3,687	4,077	50,704	51,094	48,701	△ 390	2,003
被疑者		1,180	1,007	293	120	209	173	84
刑事被告人		2,445	2,678	5,019	5,252	5,232	△ 233	△ 213
勞役場留置者		506	574	422	490	489	△ 68	△ 67
兒		3	3	14	14	7	—	7
總計	男	7,643	8,156	55,542	56,055	53,686	△ 513	1,856
	女	178	183	910	915	952	△ 5	△ 42
	計	7,821	8,339	56,452	56,970	54,638	△ 518	1,814

備考　受刑者現員中ニ朝鮮人 男 2,539人 女 7人 ヲ含ム

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレバ左ノ如シ

國名		受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
中華民國	男	68	—	2	1	71
	女	—	—	1	—	1
露西亞	男	2	—	—	—	2

刑政第49巻第3号
矯正図書館

法學協會雜誌

第五十四卷 第三號
昭和十一年三月一日發行 東京帝大
定價金五十錢
郵稅金二錢

法學協會發行

□論 說
權利の上の所有權といふ觀念について……東京帝國大學教授 我妻 榮
フランク時代の家族共同體と自由分權の發展……東京帝國大學助手 久保正幡
□資 料
滿洲國の法院組織法について……東京帝國大學教授 小野清一郎
英國不法行爲法に於ける最近の改正に就いて……法學士 內田力藏
□紹 介
柚木馨著、判例物權法各論(三潴信三)—安平政吉著、團體主義の刑法理論(小野清一郎)—後藤清著、解雇退職の法律學的研究(川島武宜)
□判例研究
民事訴訟法判例批評(一六三)……東京帝國大學名譽教授 加藤正治
民事法判例研究錄(昭和一〇年度・一〇)
菊井維大—川島武宜—齋藤秀夫—我妻榮—戒能通孝—兼子一—有泉亨—穗積重遠—山田晟—山中康雄
□雜 報
法理研究會記事「滿洲國土地會議に出席して」

法學論叢

昭和十一年三月號
第三十四卷第三號
定價金五十錢
送料金一錢五厘

發行所 京都帝國大學法學會
發賣所 東京 有斐閣

論說・資料
一身的刑罰阻却原因……佐伯千仞
所謂『支配違え懸る出入』に就て……小早川欣吾
儒帝新勅法邦譯(一)……田中周友
商法改正法案を評す(三)……烏賀陽然良
批評と紹介
サイモンズ『戰後の米國外交政策』……立川文彥
フエツク『合名會社に於ける誠實觀念』……松涘港三郎
ブリーステル『擔保契約』……中川一郎
判例研究
〔民事法〕
假登記權利者と抵當權の滌除……石田文次郎
他人の權利の處分と其の他人の追認……於保不二雄
船舶賃借人の責任……大橋光雄
破毀又は取消の判決と訴訟費用—民事訴訟法第四百七條第二項の事……中田淳一
實上の判斷
〔刑事法〕
文書僞造と共犯……宮本英脩
〔公法〕
定員外の村書記任命の當否……渡邊宗太郎
雜報
研究會記事

法學新報

中央大學法學部門機關
第四十六卷 第三號 昭和十一年三月

米國法曹の作成せる『條約法案』……教授 松原一雄
單獨判事手續(二・完)……中野峯夫
天皇及び國家を中心として憲法を論ず……教授 高窪喜八郎
法律行爲に於ける客觀主義……石田文次郎
刑事判例研究……講師 池田克
法人處罰の特別規定を設けざる業務取締法規の解釋
民事判例研究(一四)……民事判例研究會
民法第百七十八條に所謂債權の準占有者(岡村玄治)—法定地上權の取得(吉田久)—支拂命令に對する異議の取下と假執行宣言の申立(高橋靜一)—船荷證券と運送品の重量若くは容積の記載(椎津盛一)—占有權の取得(岩田新)
略註商法中改正法律案(二)……教授 佐々木穆
近着外國雜誌法律論題要目

法曹會雜誌

第十四卷 第三號
昭和十一年三月一日發行 司法省構內 法曹會
定價金五十錢 振替口座東京一五六七〇番

○罪刑法定主義の保安處分に於ける思想的展開(一)……判事 佐瀨昌三
○假處分命令に於ける裁判所の自由裁量に對する制限(二・完)……大阪地方裁判所 小川保男
○莊內地方に流通する米券制度に就いて(二・完)……判事 鶴岡區裁判所 吉野數衛
○名判官物語(十一)……監督判事 小山松吉
○司法沿革考(四)……瀧谷質
○改正衆議院議員選擧法質疑回答集(四)……司法省刑事局
○商法中改正法律案
○法曹會決議 ○司法省訓令通牒回答 ○大審院判例要旨 ○戶籍事務協議會決議 ○新法令 ○雜報

刑政第49巻第3号
矯正図書館

帝國辯護士會誌

正義

昭和十一年三月號　定價金五十錢

□報　告
人權問題調査實行に關する經過報告及調査資料
□論　說
直接審理主義輕視思想の弊……有馬忠三郎
裏切り亡國論……本屋彌三郎
近世法律思想の轉換……橫田雄俊
天皇及國家を中心として憲法を論ず(六)……高窪喜八郎
思想善導の根本策(續稿)……田多井四郎治
卽神代史再檢討の中神代文字存在論の四
□講　演
我が辯護士制度の進展と帝國辯護士會の設立(三)……名譽會員　原　嘉道
□時　評
選擧肅正の第一步——日本の國是——日本獨自の法制確立の急務——衆議院の淨化——速かに神代文化研究機關設置を斷行せよ……長瀨誠之助
□資　料
忌避雜感……山崎　佐
法曹瑣談(六十三)……播磨龍城
□判例要旨
民事二十二件——刑事二十九件……河西善太郎
□文　苑
和歌
俳句
□會　報
理事會——委員會——雜事社交
□新法令
辯護士試補實務修習規則——高等試驗令中改正法律

東京市麹町區西日比谷町一番地
帝國辯護士會發行
電話銀座四三八〇・二二五五番　振替口座東京七二三九〇番

犯罪學雜誌

第十卷　第二號　昭和十一年三月發行　定價一部（壹圓）本號ニ限リ一ヶ年參圓參拾錢（六冊）

金澤醫科大學法醫學教室
發行所　犯罪學雜誌發行所
振替口座金澤八三二八番

三田教授還曆記念號

三田教授還曆退職記念會
開會の辭……醫學部長　永井　潛
祝辭……委員長　東大總長　長與又郎
祝辭……友人總代　石原喜久太郎
祝辭……門弟總代　古畑種基
辭……學生總代　近藤宏二
謝辭……醫學博士　三田定則
三田教授最後の講義
抗體の一元說と多元說……醫學博士　富士山
謝辭……三田先生を讃えて……醫學博士　永山長三郎
法律と醫學（三田博士還曆祝賀の詞に代へて）……法學博士　泉二新熊

三田先生の御退職にあたり……醫學博士　三田定則
三田先生還曆祝賀會祝辭……醫學博士　石川悌朗
三田先生の御還曆を祝ひて……醫學博士　淺田一
庚星燦爛……醫學博士　宮永學而
身を以て教室を護られた先生……醫學博士　緒方益雄
三田先生の御還曆を祝ひて……醫學博士　加賀谷勇之助
三田先生のお蔭……醫學博士　二階堂一種
三田先生の御還曆に際して……醫學博士　小宮喬介
三田先生が親愛なる所以……醫學博士　北條春光
晩餐後……醫學博士　廣瀨涉
恩師三田教授……醫學博士　三澤敬義
三田先生と其の教室……醫學博士　竹森啓祐

三田先生を偲びて

論說
足紋の遺傳による變異型の追跡並に手掌紋分類法補遺……醫學博士　北條春光
燒死々體の組織學的研究（下）……醫學士　松倉豐治
死刑囚の「トーテンマスク」其の腦及體構の觀察……醫學士　椎名順二
其の五、死刑囚骨格の觀察（五ノ二）……醫學士　中村德治郎

犯罪研究
行刑及司法保護雜感（續・下）……前長崎刑務所長　白井勇松
國際的犯罪搜査の一實例……安東禾村
明治の疑獄事件（一）……醫學博士　高田義一郎
犯罪搜査話實（二四）……元刑事部長　永山長三郎
怖ろしい泥草鞋の跡、謎の新聞包は？

法醫鑑定
日本人に於ける父權否定の確率と其の實例……醫學博士　久保忠夫
獵銃に因る銃創……醫學士　友永得郎

法醫學講座
第十講、人乳、初乳、胎便、羊水等の法醫學的檢査……醫學博士　古畑種基

史料
檢視史資料類纂……醫學博士　山崎　佐

抄錄
○Rwala アラビヤ人の血液型　○煮沸血球の凝集素吸着能力に就て

雜報

東京帝國大學
教授法學博士

民法の基本問題

牧野英一著

信義則に關する若干の考察——法律學叢書 第三十三編

◆第四編 定價金四圓 送料內地廿二錢

◆菊判總布裝上製 總紙數五三五頁

內容目次

金錢債務調停法（手形法の統一と調停法の擴大、調停主義の思想的意義、調停法の基本原則、調停法の修正）『裁判官の政治』（法律の發達における衡平觀念の機能、衡平の觀念に關する若干の社會學的事實、法律の運用と衡平の觀念、法律の衡平化的現象、衡平觀念における直觀と論理、「裁判官の政治」の意義）信義則の三つの見方（信義則と財產法、信義誠實の標準要請及び保護、信義則に依る行爲の評價及び解釋）信義則と債務者（信義則と履行、信義則と詐欺、信義則と沈默）信義則と債權者（債權者の誠實義務、債權者の受領義務、債權者の協力義務）信義則と第三者（第三者に依る債權侵害の問題、民法第百七十七條と第三者、「詐害」の觀念、侵害と實質的違法性、違法性の徵表としての權利侵害、債權の所有權的關係、第三者の惡意と不作爲義務）信義則と權利一般（「惡法も法なり」の法諺の文化的意義、所有權の本質に內在する制限、法律的最高原理としての「權利の濫用」）個人的所有權及び社會的所有權（所有權の定義づけの困難、個人法的所有權と社會法的所有權）聖トマスの所有權論（聖トマスの職分論、所有權と自然法及び實定法、Procuratio et Dispensatio. 財の使用、カリタスとユスチチヤ、經濟的緊急權）制度論的所有權（制度論的觀念、人間的所有權、原理としての秩序）所有權の永久性（所有權と消滅時效、所有權の有期性、所有權移轉の論理的構成、所有權の制度論的性質）所有權の三種相（所有權の觀念と遺失物、所有權の種種相と信義則）

東京 神田 神保町
有斐閣
振替東京三七〇番

編輯餘錄

◇アシヤツフエンブルグによつて長年の間編輯され來つた「刑事心理學及刑事法改正の月刊誌」がハイデルベルヒからミユンシエンに移されエキスナー、ランゲ及ジーフエルツの三人によつて續けられることになつた。編輯子はアシヤツフエンブルグの心中を察することが出來る。しかし、それがわれわれの期待し得る人人によつて繼承されたそのときだけでも先人への心づくしといはねばなるまい。

◇ランゲはその編輯の第一筆に於て天才に關する犯罪學的研究をかかげたが、この種の犯罪傾向は古いバイロンを連れて來なくとも我が國にも音樂の天才が詐欺をしたり或は油や綿の發明家が詐欺師である實例が澤山ある。

◇かやうな天才と犯罪とをどう生かして行くべきか。彼の天才をユージユアルな社會生活にとかすことが是か、或は社會生活は此等の天才に寬容であるべきか。之も行刑處遇に於ける一つの目標ではある。

◇いよいよ肅正選擧が完了した。そして、日一日と不正が摘發されてここにまた幾百幾千の前科者が釀成されるのである。それがあらうとも前科たとひ選擧犯罪であらうとする。早く新しい行刑主は前科である。編輯子がつまらぬ犯罪學的研究をするよりも、この犯罪の發生を防ぐ方が急務である。

◇練習生諸君を送る。編輯子がつまらぬ犯罪學的研究をするよりも、この犯罪の發生を防ぐ方が急務である。

◇刑務協會の地ならしが始まつた。長年まち望んだ新たなる威容が今年は出來上らうとする。早く新裝の刑務協會から新しい行刑主張を高らかに叫び度い。

◇練習生諸君を送る。編輯子がつまらぬ犯罪學的研究をするよりも、この犯罪の發生を防ぐ方が急務である。

◇十四回年教鞭をとつた刑務官練習所の最後の教へ子が今巢立たんとして居る。せめて諸君だけでも阿諛便佞をこととする役人にならぬよう。法律は忘れてもよいから正義を忘れぬ刑務官になつて欲しいものである。

昭和十一年二月二十三日の雪
—あき雄—

定價表		廣告料	
一冊（稅共）	金二十五錢	一等一頁	金五十圓
六冊（稅共）	金一圓五十錢	二等一頁	金四十圓
十二冊（稅共）	金三圓	普通一頁	金三十圓

注文規定

●●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送附先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十一年三月四日印刷納本
昭和十一年三月七日發行

編輯發行兼 東京市麴町區西日比谷町一番地 伊藤忠次郎
印刷人 東京市葛飾區小菅町一二八四番地 竹田益平
印刷所 東京市葛飾區小菅町一二八四番地 刑務協會印刷所
發行所 東京市麴町區西日比谷町一番地 刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座東京二五〇五九番

刑政第49巻第3号

矯正図書館

49e Année N° 3 Mars 1936

KEISEI

Revue pénitentiare du Japon

dirigée par

G. Iwamatsu

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale

Masaki, A. — Les problèmes pénaux autour des prisonniers libérés.

Teramitsu, T. — Principe de "Self-Supporting System."(II)

Kondo, T. — Les conditions déterminantes de la perversité des jeunes délinquants.

Mouvements des idées à l'étranger :

Nathaniel Cantor ; The New Prison Program in Italy.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

prés le Ministère de la Justice